



○議長(原文兵衛君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、

宇宙開発委員会委員に山口開生君を、

公害健康被害補償不服審査会委員に中門弘君を、

中央更生保護審査会委員に宮本美沙子君を、

電波監理審査会委員に生田正輝君を、

日本放送協会経営委員会委員に石田名香雄君を、

猪方裕君及び木村三郎君を、

また、労働保険審査会委員に小田切博文君を、

任命することについて、それぞれ本院の同意を求めてまいりました。

まず、宇宙開発委員会委員、公害健康被害補償不服審査会委員、電波監理審査会委員及び日本放送協会経営委員会委員のうち石田名香雄君の任命について採決をいたしました。

不眠審査会委員、中央更生保護審査会委員及び日本放送協会経営委員会委員のうち小田切博文君の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、いずれも同意することに決しました。

次に、中央更生保護審査会委員、日本放送協会経営委員会委員のうち猪方裕君及び木村三郎君並びに労働保険審査会委員の任命について採決をいたしました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもつていずれも同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもつていずれも同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもつていずれも同意することに決しました。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、

平成四年度一般会計補正予算(第1号)

平成四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。予算委員長遠藤要君。

審査報告書

平成四年度一般会計補正予算(第1号)

平成四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成四年十二月十日

予算委員長 遠藤 要

参議院議長 原 文兵衛

要領書

一、委員会の決定の理由

平成四年度一般会計補正予算(第1号)は、歳

出において、(1)公共事業等の追加、(2)中小

企業等特別対策費、(3)給与改善費、(4)義務

的経費の追加等合計で二兆四千九百七十九億四

千萬円の追加を行い、他方、既定経費の節減等

により、三兆二千二百六十二億八千万円の修正

減少を行なうこととしている。歳入においては、

最近までの収入実績等を勘案して、租税及印紙

収入について四兆八千七百三十億円の減収を見

込むとともに、前年度剰余金受入一兆五千八百

六十億一千二百円を計上するほか、その他収入

三千二十六億四千七百万円の増収を見込み、公

債金については、「財政法」第四条第一項ただし

書の規定に基づく公債の増発二兆二千五百六十

億円を行うこととしている。

この結果、平成四年度一般会計予算の総額

は、歳入歳出ともそれぞれ七千二百八十三億四

千百万円となる。

平成四年度特別会計補正予算(特第1号)は、一般会計予算補正等に関連して、国債整理基金特別会計、道路整備特別会計等二十特別会計について所要の補正を行うこととしている。

平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

は、国民金融公庫、中小企業金融公庫等五政府関係機関について所要の補正を行うこととしている。

平成四年度一般会計補正予算(第1号)

並びに結果を御報告申し上げます。

平成四年度一般会計補正予算三案の内容は、羽田大蔵大臣の財政演説において既に聽取しておりますので、これを省略させていただきます。

補正予算三案は、去る十月三十日、国会に提出され、十一月二十四日、大蔵大臣から趣旨説明を

銀行、国民金融公庫等二十六機関について総額五兆七千五百三十三億円の追加を行うこととしている。

右の措置は、当初予算の作成後の事由に基づき、特に緊要となつたものについての予算措置である。

〔遠藤要君登壇、拍手〕

○遠藤要君 大蔵大臣から趣旨説明を

度補正予算三案の内容は、羽田大蔵大臣の財政演説において既に聽取しておりますので、これを省略させていただきます。

補正予算三案の内容は、羽田大蔵大臣の財政演説において既に聽取しておりますので、これを省略させていただきます。

になるのではないかと考えている。総合経済対策の効果は年度後半にあらわれてくると期待しているが、現状では政府経済見通しの成長率達成は大変厳しいと判断している。今回の景気の低迷は景気循環に資産デフレ等もあるものの要因が複雑に絡んでおり、景気対策もそれに対応する施策をきめ細かに行う必要があり、昨年七月以来五次にわたる公定歩合の引き下げ、三月の緊急経済対策、さらに八月には総合経済対策を順次実施してきたところである。こうした施策と相まって、バブル経済下のやや行き過ぎの消費は、家計が堅実な生活を取り戻し充実した生活に移りつつある。また、企業も、従来のシェア拡大や効率優先から産業の新たな発展を模索しつつあり、景気低迷を乗り切ながら一層強靭な経済構造をつくり上げる方向に向かっているものと考えている。所得税減税については、バブル経済下の家計は耐久消費財を多目に購入し、今日その反動が生じており、減税の景気浮揚効果は小さいと考えられること。また、減税を代替財源なく実施すると、現世代が減税による利益を受ける反面、後世代に長期にわたり元利の支払いを強いることとなり、となるべきではないと考えている」旨の答弁がありました。

一方、本補正予算の審査に当たり、東京佐川急便問題に関する疑惑について質疑が集中し、質疑の内容も広範多岐、かつ詳細をきわめました。宮澤総理大臣から、「政治腐敗の根絶に向けて、政治家と金、政治家のあり方、政治倫理が今国民から厳しい批判を受けている。それは從来になかった異常な厳しさである。政治家は政治倫理を厳しく守ることが何よりも大事であるが、同時に倫理が担保される政治改革を国民が求めていることを肝に銘じ、選挙制度を含めた改革を実施し、実行することがぜひとも必要である」との答弁がありました。このほか、質疑は広範多岐にわたりましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員が反対の旨の意見を述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成四年度補正予算案は賛成多数をもっていすれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。  
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、三案は可決されました。

一、費用  
別に費用を要しない。

よつてもたらされる危険から人の健康及び環境を保護することを目的として、これら廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制について、国際的な枠組みを定めるものである。我が国が出入の適切な規制及び適正な処理等についての国際協力を一層推進する見地から妥当な措置と認めることとする。

諸国が、処分の場所のいかんを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の処理(国境を越える移動及び処分を含む。)を人の健康及び環境の保護に適合させるために必要な措置をとるべきであることを確信し、

諸国が、処分の場所のいかんを問わず、発生者が有害廃棄物及び他の廃棄物の運搬及び処分に関する義務を環境の保護に適合する方法で履行することを確保すべきであることに留意し、

いすれの国も、自国の領域において外国の有害廃棄物及び他の廃棄物の搬入又は処分を禁止する主権的権利を有することを十分に認め、

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分を他の国特に開発途上国において行うことの禁止したいとの願望が増大していることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物は、環境上適正かつ効率的な処理と両立する限り、これらの廃棄物の発生した国において処分されねばならないことを確信し、

これらの廃棄物の発生した国から他の国への国境を越える移動は、人の健康及び環境を害することのない条件並びにこの条約の規定に従う条件の規制を強化することが、これらの廃棄物を環境下で行われる場合に限り許可されるべきであることを認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の規制を強化することが、これらの廃棄物を環境上適正に処理し、及びその国境を越える移動の量を削減するための誘因となることを考慮し、

○議長(原文兵衛君) 日程第一 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件(第百二十三回国会内閣提出、第百二十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長野沢太三君。

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

衆議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 原 文兵衛殿

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

参議院議長 横内 義雄

右を本院において承認することを議決した。よつてこれを送付する。

平成四年十二月四日

諸国が、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する適切な情報交換及び規制を行うための措置をとるべきであることを確信し、種々の国際的及び地域的な協定が危険物の通過に関する環境の保護及び保全の問題を取り扱っていることに留意し、

国際連合人間環境会議の宣言（千九百七十二年

ストックホルム）、国際連合環境計画（UNEP）

管理理事会が千九百八十七年六月十七日の決定十四一三〇により採択した有害廃棄物の環境上適正な処理のためのカイロ・ガイドライン及び原則、

危険物の運搬に関する国際連合専門家委員会の勧告（千九百五十七年に作成され、その後二年ごと

に修正されている）、国際連合及びその関連機関において採択された関連する勧告、宣言、文書及び規則並びに他の国際的及び地域的な機関において行われた活動及び研究を考慮し、

第三十七回国際連合総会（千九百八十二年）において人間環境の保護及び自然資源の保全に関する倫理的規範として採択された世界自然憲章の精神、原則、目的及び機能に留意し、

諸国が、人の健康の保護並びに環境の保護及び保全に関する国際的義務の履行に責任を有し、並びに国際法に従って責任を負うことを確認し、この条約又はこの条約の議定書の規定に対する重大な違反があった場合には、条約に関する関連国際法が適用されることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動において人間環境の保護及び自然資源の保全に関する倫理的規範として採択された世界自然憲章の精神、原則、目的及び機能に留意し、

諸国が、人の健康の保護並びに環境の保護及び保全に関する国際的義務の履行に責任を有し、並

びに国際法に従って責任を負うことと確認し、この条約又はこの条約の議定書の規定に対する重大な違反があった場合には、条約に関する関連国際法が適用されることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とするため、環境上適正な廃棄物低減技術、再生利用の方法並びに良好な管理及び処理の体制の開発及び実施を引き続き行うことの必要性を認識し、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動

を嚴重に規制することの必要性について国際的な関心が高まっていること並びに可能な限りそのような移動を最小限度とすることの必要性を認識し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える不法な取引の問題について懸念し、

有害廃棄物及び他の廃棄物を処理する開発途上国の能力に限界があることを考慮し、

現地で発生する有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理のため、カイロ・ガイドライン及び環境保護に関する技術の移転の促進に関するUNEP管理理事会の決定十四一十六の精神に従い、特に開発途上国に対する技術移転を促進することの必要性を認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物が、関連する国際条約及び国際的な勧告に従って運搬されるべきであることを認め、

有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動は、これらの廃棄物の運搬及び最終的な処分が環境上適正である場合に限り許可されるべきであることを確認し、

有害廃棄物及び他の廃棄物の発生及び処理から生ずることがある悪影響から人の健康及び環境を嚴重な規制によって保護することを決意して、次とおり協定した。

### 第一条 条約の適用範囲

1 この条約の適用上、

(a) 附屬書Iに掲げるいづれかの分類に属する

廃棄物（附屬書IIに掲げるいづれの特性も有しないものを除く。）

(b) (a)に規定する廃棄物には該当しないが、輸出、輸入国又は通過国である締約国の国内

法令により有害であると定義され又は認められ、

又は他の廃棄物の処分のための作業を行うこと

が認められ又は許可されている場所又は施設を

移動の対象となるものは、「他の廃棄物」とす

かの分類に属する廃棄物であつて国境を越える

4 「処分」とは、附屬書IVに掲げる作業をいう。

5 「承認された場所又は施設」とは、場所又は施設が存在する国の関係当局により、有害廃棄物

又は他の廃棄物の処分のための作業を行うこと

が認められ又は許可されている場所又は施設を

6 「権限のある当局」とは、締約国が適當と認められる地理的区域内において、第六条の規定に従つて有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する通告及びこれに關係するすべての情報を受け領し並びに当該通告に対し回答する責任を有する一の政府当局として締約国によって指定されたものをいう。

7 「中央連絡先」とは、第十三条及び第十六条に

規定する情報を受領し及び提供する責任を有する第五条に規定する締約国機関をいう。

8 「有害廃棄物又は他の廃棄物の環境上適正な処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法でこれらの廃棄物が処理されることを確保するために実行可能なあらゆる措置をとることをいう。

9 「一の国の管轄の下にある地域」とは、人の健

康又は環境の保護に関し、国際法に従つて一の國が行政上及び規制上の責任を遂行する陸地、

海域又は空間をいう。

10 「輸出国」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の

自國からの国境を越える移動が計画され又は開始されている締約国をいう。

11 「輸入国」とは、自國における処分を目的とし

て又はいずれの國の管轄の下にもない地域に

おける処分に先立つ積込みを目的として、有害

官 報 (号 外)

- 1 「通過国」とは、輸出國又は輸入國以外の國であつて、自國を通過する有害廃棄物又は他の廃棄物の國境を越える移動が計画され又は行われるものとす。
- 2 「関係國」とは、締約國である輸出國又は輸入國及び締約國であるかないかを問わず通過國をいう。
- 3 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- 4 「輸出者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を行う者であつて輸出國の管轄の下にあるものとす。
- 5 「輸入者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の輸入を行う者であつて輸入國の管轄の下にあるものとす。
- 6 「運搬者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬を行う者をいう。
- 7 「発生者」とは、その活動が有害廃棄物又は他の廃棄物を発生させる者をい、その者が不明であるときは、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を保有し又は支配している者をいう。
- 8 「処分者」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物がその者に対し運搬される者であつて当該有害廃棄物又は他の廃棄物の処分を行うものをいう。
- 9 「政治統合又は経済統合のための機関」とは、主権國家によつて構成される機関であつて、この条約が規律する事項に関しその加盟國から権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従つてこの条約の署名、批准、受諾、承認若しくは正式確認又はこれへの加入の正当な委任を受けた

- 10 第三条 有害廃棄物に関する国内の定義  
1 締約國は、この条約の締約國となつた日から六箇月以内に、条約の事務局に対し、附屬書I及び附屬書IIに掲げる廃棄物以外に自國の法令により有害であると認められ又は定義されている廃棄物を通報し、かつ、その廃棄物について適用する國境を越える移動の手続に関する要件を通報する。
- 2 締約國は、更に、1の規定に従つて提供した情報に関する重要な変更を事務局に通報する。
- 3 事務局は、1及び2の規定に従つて受領した情報を直ちにすべての締約國に通報する。
- 4 締約國は、3の規定に従い事務局によって送付された情報を自國の輸出者に対し利用可能にする責任を有する。
- 第五条 一般的義務  
(a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための輸入を禁止する権利を行使する締約國は、第十三条の規定に従つてその決定を他の締約国に通報する。

- (b) 締約國は、(a)の規定に従つて通報を受けた場合には、有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止している締約国に対する当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。
- (c) 締約國は、輸入國が有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止していない場合において当該輸入國がこれららの廃棄物の特定の輸入につき書面により同意しないときは、その輸入の
- (d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理に関する者が、その処理から生ずる有害廃棄物及び他の廃棄物による汚染を防止するため、並びに汚染が生じた場合には、人の健康及び環境についてその影響を最小のものにとどめるために必要な措置をとることを確保する。
- (e) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。
- (f) 締約國特に開発途上國である國又は國家群(經濟統合又は政治統合のための機関に加盟しているもの)に対する有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出は、これらの國若しくは國家群が国内法令によりこれらの廃棄物のすべての輸出を許可しないことに合意する。

- 6 締約國は、國境を越える移動の対象となるかならないかを問わず、南緯六十度以南の地域における处分のための有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を許可しない。
- 7 締約國は、更に、次のことを行う。
- (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分のをうことが認められ又は許可されている者

廃棄物又は他の廃棄物の自國への國境を越える移動が計画され又は行われている締約國をい

う。  
物又は他の廃棄物の國境を越える移動をいう。

ものをいう。

21 「不法取引」とは、第九条に規定する有害廃棄物又は他の廃棄物の國境を越える移動をいう。

第三条 有害廃棄物に関する国内の定義  
1 締約國は、この条約の締約國となつた日から六箇月以内に、条約の事務局に対し、附屬書I及び附屬書IIに掲げる廃棄物以外に自國の法令

により有害であると認められ又は定義されてい

る廃棄物を通報し、かつ、その廃棄物について適用する國境を越える移動の手続に関する要件

を通報する。

2 締約國は、次の目的のため、適當な措置をとる。

3 締約國は、(a)社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。

(b) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所のいかんを問わず、可能な限り国内にある適當な処分施設が利用できるようだすることを確保する。

(c) 国内において有害廃棄物又は他の廃棄物の処理に関する者が、その処理から生ずる有害廃棄物及び他の廃棄物による汚染を防止するため、並びに汚染が生じた場合には、人の健康及び環境についてその影響を最小のものにとどめるために必要な措置をとることを確

保する。

(d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び不法取引の防止を達成するため、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する情報の提供その他の活動について、直接及び事務局を通じ、他の締約国及び関係機関と協力する。

(e) 有害廃棄物及び他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める。

4 締約國は、この条約の規定を実施するため、この条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するための措置を含む適當な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる。

5 締約國は、有害廃棄物又は他の廃棄物を非締約國へ輸出し又は非締約國から輸入することを許可しない。

6 締約國は、國境を越える移動の対象となるかならないかを問わず、南緯六十度以南の地域における处分のための有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を許可しない。

7 締約國は、更に、次のことを行う。

(a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分

同意のない廃棄物の輸出を許可せず、又は禁

止する。

2 締約國は、次の目的のため、適當な措置をとる。

(a) 社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。

(b) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所のいかんを問わず、可能な限り国内にある適當な処分施設が利用できるようだすることを確保する。

(c) 国内において有害廃棄物又は他の廃棄物の処理に関する者が、その処理から生ずる有害廃棄物及び他の廃棄物による汚染を防止するため、並びに汚染が生じた場合には、人の健康及び環境についてその影響を最小のものにとどめるために必要な措置をとることを確

保する。

(d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び不法取引の防止を達成するため、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する情報の提供その他の活動について、直接及び事務局を通じ、他の締約国及び関係機関と協力する。

(e) 有害廃棄物及び他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める。

4 締約國は、この条約の規定を実施するため、この条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するための措置を含む適當な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる。

5 締約國は、有害廃棄物又は他の廃棄物を非締約國へ輸出し又は非締約國から輸入することを許可しない。

6 締約國は、國境を越える移動の対象となるかならないかを問わず、南緯六十度以南の地域における处分のための有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を許可しない。

7 締約國は、更に、次のことを行う。

(a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分

るに足りる理由がある場合には、許可しない。

(b) 計画された有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書V-Aに従つて関係國に提供されることを義務付ける。

(c) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書V-Aに従つて関係國に提供されることを義務付ける。

(e) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(f) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書V-Aに従つて関係國に提供されることを義務付ける。

(g) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書V-Aに従つて関係國に提供されることを義務付ける。

(i) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(j) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(k) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(l) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(m) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(n) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(o) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(p) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(q) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(r) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(s) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(t) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(u) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(v) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(w) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(x) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(y) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(z) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(aa) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(bb) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(cc) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(dd) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(ee) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(ff) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(gg) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(hh) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

(ii) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。

## 官 報 (号外)

(b) 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物が、こん包、表示及び運搬の分野において一般的に受け入れられかつ認められている国際的規則及び基準に従つてこん包され、表示され及び運搬されること並びに国際的に認められていない関連する慣行に妥当な考慮が払われることを義務付けること。	8 (c) 有害廃棄物及び他の廃棄物には、国境を越える移動が開始される地点から処分の地点まで移動書類が伴うことを義務付けること。	9 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が次のいずれかの場合に限り許可されることを確保するため、適当な措置をとる。	10 (b) 有害廃棄物及び他の廃棄物を発生させた国がこの条約の下において負う当該有害廃棄物及び他の廃棄物を環境上適正な方法で処理することを義務付ける義務は、いかなる状況においても、輸入国又は通過国へ移転してはならない。
11 この条約のいかなる規定も、締約国が人の健康及び環境を一層保護するためこの条約の規定に適合しがつ国際法の諸規則に従う追加的な義務を課すことを妨げるものではない。	12 この条約のいかなる規定も、国際法に従って確立している領海に対する国の主権、国際法に従い排他的経済水域及び大陸棚において国が有する主権的権利及び管轄権並びに国際法に定められた移動書類が伴うことを義務付けること。	13 締約国は、他の国特に開発途上国に対しても輸出される有害廃棄物及び他の廃棄物の量及び汚染力を減少させる可能性について定期的に検討する。	1 1 輸出国は、書面により、その権限のある当局に対し通告し又は発生者若しくは輸出者に通告せしめ、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報をお聞きする旨を回答する。輸入国は、最終的に輸出者若しくは無条件で同意し、移動につき条件付若しくは無条件で同意する。
14 第五条 権限のある当局及び中央連絡先の指定	2 輸出者は、輸入国に書面により確認するまでは、発生者又は輸出者が国境を越える移動を開始することを許可してはならない。	3 輸出者は、次の事項を書面により確認するまでは、発生者又は輸出者が国境を越える移動を得ていていること。	2 自国についてこの条約が効力を生じた日から三箇月以内に、中央連絡先及び権限のある当局としていずれの機関を指定したかを事務局に対し通報すること。
15 一又は二以上の権限のある当局及び一の中央連絡先を指定し又は設置すること。通過国の場合において通告を受領するため、一の権限のある当局を指定すること。	4 締約国である通過国は、通告をした者に対し通告の受領を速やかに確認する。当該通過国は、更に、通告をした者に対し、六十日以内に、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報をお聞きする旨を書面により回答する。輸出国は、当該通過国の書面による同意を得るまでは、国境を越える移動を開始することを許可してはならない。ただし、いかなる時点においては、国境を越える移動を開始することを許可してはならない。ただし、いかなる状況においても、輸入国又は通過国へ移転してはならない。	5 特定の国によつてのみ有害であると法的に定義され又は認められている廃棄物の国境を越える移動の場合において、(a) 輸出国によつてのみ定義され又は認められるときは、輸入者又は処分者及び輸入国について適用するの規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸出者及び輸出国について適用する。	5 特定の国によつてのみ有害であると法的に定義され又は認められている廃棄物の国境を越える移動の場合において、(a) 輸出国によつてのみ定義され又は認められるときは、輸入者又は処分者及び輸入国について適用するの規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸出者及び輸出国について適用する。
(b) 通告をした者が、廃棄物について環境上適正な処理がされることを明記する輸出者と処分者との間の契約の存在につき、輸出国から確認を得ていること。	(b) 輸入国によってのみ又は輸入国及び締約国である通過国によつてのみ定義され又は認められるときは、輸入者及び輸出国について適用する1、3、4及び6の規定は、必要	(b) 通告をした者が、輸入国に書面による同意を得ていていること。	(b) 通告をした者が、輸入国に書面による同意を得ていていること。
(c) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合	(c) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされる場合	(c) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされる場合	(c) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされる場合

官報(号外)

な変更を加えて、それぞれ輸入者又は処分者及び輸入国について適用する。

(c) 締約国である通過国によつてのみ定義され又は認められているときは、4の規定を当該通過国について適用する。

6 輸出國は、同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が、輸出國の同一の出国税関及び輸入國の同一の入国税関を経由して、並びに通過のときは通過國の同一の入国税関及び出国税関を経由して、同一の処分者に定期的に運搬される場合には、関係國の書面による同意を条件として、発生者又は輸出者が包括的な通告を行うことを許可することができる。

7 関係國は、運搬される有害廃棄物又は他の廃棄物に関する一定の情報（正確な量、定期的に作成する一覧表等）が提供されることを条件として、6に規定する包括的な通告を行うことにより同意することができる。

8 6及び7に規定する包括的な通告及び書面による同意は、最長十二箇月の期間における有害廃棄物又は他の廃棄物の二回以上の運搬について適用することができる。

9 締約國は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に責任を有するそれぞれの者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物の引渡し又は受領の際に移動書類に署名することを義務付ける。締約國は、また、処分者が、輸出者及び輸出國の権限のある当局の双方に対し、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を受領したことを通報し及び通告に明記することを義務付ける。これらの期間内に通報することを義務付ける。これらの期間内に通報することを義務付ける。

10 この条の規定により義務付けられる通告及び輸出國の適切と認める政府当局に送付する。

11 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越えるいかななる移動も、輸入國又は締約國である通過國が義務付けることのある保険、供託金その他の保証によつて担保する。

第七条 締約國から非締約國を通過して行われる国境を越える移動

第八条 再輸入の義務

前条1の規定は、必要な変更を加えて、締約國から非締約國を通過して行われる有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動について適用する。

この条約の規定に従うことを条件として関係國の同意が得られている有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動について適用する。

2 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出國は、輸出國に当該不法取引となる場合に、輸出國は、輸出國に当該不法取引となる場合に、当該有害廃棄物又は他の廃棄物に關し次のことを確保する。

(a) 輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出國が自國に引き取ること又はこれが実際的でないときは、

(b) この条約の規定に従つて処分されること。

このため、関係締約國は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出國への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。

3 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は処分者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸入國は、当該不法取引を輸入國が知るに至った時から三十日以内又は

有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動は、不法取引とする。

(a) この条約の規定に従つて通告がすべての関係國に對して行われていない移動

(b) 関係國からこの条約の規定に従つて同意が得られない移動

(c) 関係國の同意が偽造、虚偽の表示又は詐欺により得られている移動

(d) 書類と重要な事項において不一致がある移動

(e) この条約の規定及び国際法の一般原則に違反して有害廃棄物又は他の廃棄物を故意に処分すること（例えは、投棄すること。）となる移動

4 不法取引の責任を輸出者若しくは発生者又は輸入者若しくは処分者のいずれにも帰することのできない場合には、関係締約國又は適当なときは他の締約國は、協力して、輸出國若しくは輸入國又は適当なときは他の場所において、できる限り速やかに当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。

5 締約國は、不法取引を防止し及び処罰するため、適当な国内法令を制定する。締約國は、この条の目的を達成するため、協力する。

第六条 國際協力

1 締約國は、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び達成するため、相互に協力する。

2 締約國は、この目的のため、次のことを行う。

(a) 要請に応じ、二国間であるか多数国間であるかを問わず、有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理（有害廃棄物及び他の廃棄物の適切な処理のための技術上の基準及び実施方法の調整を含む。）を促進するため、情報を利用できるようにすること。

(b) 有害廃棄物の処理が人の健康及び環境に及ぼす影響を監視することについて協力すること。

## 官 報 (号外)

- (c) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を実行可能な限り除去するため、並びに有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を確保する一層効果的かつ効率的な方法(新たな又は改善された技術の採用が経済上、社会上及び環境上及ぼす影響についての研究を含む。)を確立するため、新たな環境上適正な廃棄物低減技術の開発及び実施並びに既存の技術の改善につき、自國の法令及び政策に従つて協力すること。
- (d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理に關係する技術及び処理方式の移転につき、自國の法令及び政策に従つて積極的に協力すること。また、締約国、特にこの分野において技術援助を必要とし及び要請する締約国間の、多數国間の又は地域的な協定又は取決めであつて、これらの協定又は取決めの締約国間でのみ行われる有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を規制する目的を有するものを事務局に通告する。この条約のいかなる規定も、これらの協定又は取決めがこの条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理と両立する限り、これらの協定又は取決めに従つて行われる国境を越える移動に影響を及ぼすものではない。
- (e) 適当な技術上の指針又は実施基準の開発について協力すること。
- 3 締約国は、第四条2の(a)から(d)までの規定の実施について開発途上国を援助するため、適当な協力のための手段を用いる。
- 4 開発途上国の必要を考慮して、公衆の意識の向上、有害廃棄物及び他の廃棄物の適正な処理の発展並びに新たな廃棄物低減技術の採用を特に促進するため、締約国と関係国際機関との間の協力を奨励される。

## 第十二条 二国間の、多數国間の及び地域的な協定

- 1 第四条5の規定にかかわらず、締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する二国間の、

- 多数国間の又は地域的な協定又は取決めを締結することができる。ただし、当該協定又は取決めは、この条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を害するものであつてはならない。当該協定又は取決めは、特に開発途上国の利益を考慮して、この条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。
- 2 締約国は、1に規定する協定又は取決め及びこの条約が自國に対し効力を生ずるに先立ち締結した二国間の、多數国間の又は地域的な協定又は取決めであつて、これらの協定又は取決めの締約国間でのみ行われる有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を規制する目的を有するものを事務局に通告する。この条約のいかなる規定も、これらの協定又は取決めがこの条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理と両立する限り、これらの協定又は取決めに従つて行われる国境を越える移動に影響を及ぼすものではない。

## 第十三条 情報の送付

- 1 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動又はその処分が行われている間に、他の国の人々の健康及び環境に危害を及ぼすおそれがある事故が発生した場合において、その事故を知るに至ったときはいつでも、当該他

- の国が速やかに通報を受けることを確保する。
- 2 締約国は、相互に、事務局を通じ、次の通報を行う。
- (a) 権限のある当局又は中央連絡先の指定の変更に関する第五条の規定による通報
- (b) 有害廃棄物の国内の定義の変更に関する第三条の規定による通報
- また、できる限り速やかに、次の事項を通報する。
- (c) この条約の実施のために締約国がとった措置に関する情報
- (d) 有害廃棄物又は他の廃棄物の発生、運搬及び処分が人の健康及び環境に及ぼす影響について締約国が作成した提供可能かつ適切な統計に関する情報
- (e) 第十二条の規定に従つて締結した二国間の、多數国間の及び地域的な協定及び取決めに関する情報
- (f) 第十二条の規定に従つて締結した二国間の、多數国間の及び地域的な協定及び取決めに関する情報
- (g) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分が行われている間に発生した事故並びにその事故を処理するためにとられた処置に関する情報
- (h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分が行われている間に発生した事故並びにその事故を処理するためにとられた処置に関する情報
- (i) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を削減し又は無くすための技術の開発のためにとられた措置に関する情報
- (j) 締約国会議が適当と認めるその他の事項
- (k) 特定の有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動により自國の環境が影響を受けるおそれがあると認めるいづれかの締約国が要請した場合には、締約国は、自國の法令に従い、当該移動に関する通告及びその通告に対する回答の写しを事務局に対し送付することを確保する。

## 第十四条 財政的な側面



- 1 締約国は、各地域及び各小地域の特別の必要な輸入された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、目的地及び通過国並びに通報に対する回答に記載された処分の方法
- (a) 輸入された有害廃棄物及び他の廃棄物の量、分類、特性、発生地及び処分の方法
- (b) 予定されたとおりに行われなかつた処分
- (c) 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物の量の削減を達成するための努力
- (d) この条約の実施のために締約国がとった措置に関する情報
- (e) 有害廃棄物又は他の廃棄物の発生、運搬及び処分が人の健康及び環境に及ぼす影響について締約国が作成した提供可能かつ適切な統計に関する情報
- (f) 第十二条の規定に従つて締結した二国間の、多數国間の及び地域的な協定及び取決めに関する情報
- (g) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動及び処分が行われている間に発生した事故並びにその事故を処理するためにとられた処置に関する情報
- (h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を削減し又は無くすための技術の開発のためにとられた措置に関する情報
- (i) 有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を削減し又は無くすための技術の開発のためにとられた措置に関する情報
- (j) 締約国会議が適当と認めるその他の事項
- (k) 特定の有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動により自國の環境が影響を受けるおそれがあると認めるいづれかの締約国が要請した場合には、締約国は、自國の法令に従い、当該移動に関する通告及びその通告に対する回答の写しを事務局に対し送付することを確保する。

<p>度とすることに関する訓練及び技術移転のための地域又は小地域のセンターが設立されるべきであることに同意する。締約国は、任意の性質を有する資金調達のための適当な仕組みを確立することについて決定を行う。</p> <p>2 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動により又は有害廃棄物及び他の廃棄物の処分中に発生する事故による損害を最小のものにとどめるため、緊急事態における暫定的な援助を行うための回転基金の設立を検討する。</p>
<p>第十五条 締約国会議</p> <p>1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、UNEP事務局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催する。</p> <p>2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときに開催する。</p> <p>3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が設置する補助機関の手続規則並びに特にこの条約に基づく締約国財政的な参加について定める財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。</p> <p>4 締約国は、その第一回会合において、この条約の規定の範囲内で海洋環境の保護及び保全に關する責任を果たす上で役立つ必要な追加的措置を検討する。</p>
<p>5 締約国会議は、この条約の効果的な実施について絶えず検討し及び評価し、更に、次のことを行う。</p> <p>(a) 有害廃棄物及び他の廃棄物による人の健康及び環境に対する害を最小のものにとどめるための適切な政策、戦略及び措置の調整を促進すること。</p> <p>(b) 必要に応じ、利用可能な科学、技術、経済及び環境に関する情報を特に考慮して、この条約及びその附属書の改正を検討し及び採択すること。</p> <p>(c) この条約の実施並びに第十一条に規定する協定及び取決めの実施から得られる経験に照らして、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。</p> <p>(d) 必要に応じ、議定書を検討し及び採択すること。</p> <p>(e) この条約の実施に必要と認められる補助機関を設置すること。</p> <p>6 國際連合及びその専門機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。有害廃棄物又は他の廃棄物に関連のある分野において認められた団体又は機関（国内若しくは国際の又は政府若しくは非政府のもののいずれであるかを問わない。）であって、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国三分の一以上が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。オブザーバーの出席及び参加は、締約国会議が採択する手続規則の適用を受ける。</p>
<p>7 締約国会議は、この条約の効力発生の三年後及びその後は少なくとも六年ごとに、この条約の有効性について評価を行い、並びに必要と認める場合には、最新の科学、環境、技術及び経済に関する情報に照らして有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動の完全な又は部分的な禁止措置の採用について検討を行う。</p> <p>第十六条 事務局</p> <p>1 事務局は、次の任務を遂行する。</p> <p>(a) 前条及び次条に規定する会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。</p> <p>(b) 第三条、第四条、第六条、第十二条及び第十三条の規定により受領した情報、前条の規定により設置される補助機関の会合から得られる情報並びに適切な場合には関連する政府機関及び非政府機関により提供される情報に基づく報告書を作成し及び送付すること。</p> <p>(c) この条約に基づく任務を遂行するために行った活動に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。</p> <p>(d) 他の関係国際団体との必要な調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。</p> <p>(e) 第五条の規定に従い締約国が指定した中央連絡先及び権限のある当局との間の連絡を行うこと。</p> <p>(f) 国内の有害廃棄物及び他の廃棄物の処分のために利用可能な締約国認められた場所及び施設に関する情報を収集し及びその情報を締約国に送付すること。</p> <p>(g) 要請に応じ、締約国を援助するため、次のと。</p>

情報を締約国から受領し、締約国に伝達すること。

技術援助及び訓練の提供元

利用可能な技術上及び科学上のノウハウ

助言及び専門的知識の提供元

資源の利用可能性

前記の援助は、次のような分野を対象とする。

この条約の通告制度の運用

有害廃棄物及び他の廃棄物の処理

有害廃棄物及び他の廃棄物に関する環境上適正な技術（例えば、廃棄物低減技術及び廃棄物無発生化技術）

有害廃棄物及び他の廃棄物の監視

緊急事態への対応

上適正な方法で処理されないと信するに足りる理由がある場合において要請するときは、国境を越える移動に関する通告、当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信するに足りる理由がある場合において要請するときは、国境を越える移動に関する通告、当該有害廃棄物若しくは他の廃棄物が環境上適正であることを審査することにつき当該締約国を援助することができ、かつ、必要な技術能力を有するコンサルタント又はコンサルタント会社に関する情報を当該締約国に提供すること。このような審査の費用は、事務局が負担するものではない。

(i) 不法取引の事実を確認するため要請に応じて、締約国を援助し及び不法取引に関する情報を関係締約国に対し直ちに送付するこ

官 報 (号外)			
		<p>(j) 緊急事態が発生した国に対し迅速な援助を行うため、専門家及び機材の提供につき締約国及び権限のある関係国際機関と協力すること。</p> <p>(k) 締約国会議が決定するところに従い、この条約の目的に関係する他の任務を遂行すること。</p>	
		<p>2 事務局の任務は、前条の規定に従つて開催される締約国会議の第一回会合が終了するまで、は、UNEPが暫定的に遂行する。</p> <p>3 締約国会議は、第一回会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した既存の適当な政府間機関の中から事務局を指定する。締約国会議は、また、同会合において、暫定の事務局が課された任務、特に1に規定する任務の実施状況を評価し、及びこれらの任務に適した組織を決定する。</p>	
		<p>第十七条 この条約の改正</p> <p>1 締約国は、この条約の改正を提案することができるものとし、また、議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。改正に当たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。</p> <p>2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の締約国の会合において採択する。この条約及び議定書の改正案は、当該議定書に別段の定めがある場合を除くほか、その採択が提案される会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。事務局は、改正案をこの条約の署名国に参考のために通報する。</p> <p>3 締約国は、この条約の改正案につき、コンセント方式により合意に達するようあらゆる努</p>	
		<p>6 この条の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投げる締約国をいう。</p>	
		<p>第十八条 附屬書の採択及び改正</p> <p>1 この条約の附屬書又は議定書の附屬書は、それれ、この条約又は当該議定書の不可分割の一部を成すものとし、「この条約又は「議定書」とソサス方式により合意に達するようあらゆる努</p>	
		<p>力を払う。コンセンサスのためのあらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合には、改正案は、最後の解決手段として、当該会合に出席しかつ投票する締約国の四分の三以上の多数票による議決で採択するものとし、寄託者は、これをすべての締約国に対し批准、承認、正式確認又は受諾のために送付する。</p>	
		<p>4 3に定める手続は、議定書の改正について準用する。ただし、議定書の改正案の採択は、当該会合に出席しかつ投票する当該議定書の締約国三分の二以上の多数票による議決で足りる。</p> <p>5 改正の批准書、承認書、正式確認書又は受諾書は、寄託者に寄託する。3又は4の規定に従つて採択された改正是、改正是受け入れた締約国の中なくとも四分の三又は改正是受け入れた関連議定書の締約国の中なくとも三分の二の三分の二以上の多数票による議決で足りる。</p> <p>6 この条約の追加附屬書及び議定書の附屬書を含めていうものとする。附屬書は、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。</p>	
		<p>2 この条約の追加附屬書又は議定書の附屬書に關して別段の定めがある場合を除く。</p> <p>(a) この条約の追加附屬書及び議定書の附屬書は、前条の2から4までに定める手續を準用して提案され及び採択される。</p> <p>(b) 締約国は、この条約の追加附屬書又は自國が締約国である議定書の附屬書を受諾することができない場合には、その旨を、寄託者が採択を通報した日から六箇月以内に、寄託者に對して書面により通告する。寄託者は、受領した通告をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言に代えて受諾を行なうことができるものとし、この場合において、これらの附屬書は、当該締約国について効力を生ずる。</p>	
		<p>3 この条約又は議定書の解釈、適用又は遵守に對して締約国間で紛争が生じた場合には、当該紛争をすべての締約国に遅滞なく通報する。締約国は、いつでも、先に行つた異議の宣言に代えて受諾を行なうことができるものとし、この場合において、これらの附屬書は、当該締約国について効力を生ずる。</p>	
		<p>第十九条 検証</p> <p>1 この条約又は議定書の解釈、適用又は遵守に對して締約国間で紛争が生じた場合には、当該紛争をすべての締約国に遅滞なく通報する。すべての関連情報は、事務局が締約国に送付するものとする。</p>	
		<p>2 関係締約国が1に規定する手段により紛争を解決することができない場合において紛争当事国が合意するときは、紛争は、国際司法裁判所に付託し又は仲裁に付する。もつとも、紛争を国際司法裁判所に付託し又は仲裁に付することに付託し又は仲裁に付する。もつとも、紛争を国際司法裁判所へ付託し又は仲裁に付することについて合意に達しなかつた場合には、当該締約国は、1に規定する手段のいずれかにより紛争を解決するため引き続き努力する責任を免れない。</p>	
		<p>3 この条約の附屬書及び議定書の附屬書の改正の提案、採択及び効力発生は、この条約の附屬書及び議定書の附屬書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。附屬書の作成及び改正に當たっては、特に、関連のある科学的及び技術的考慮を十分に払うこととする。</p>	
		<p>4 附屬書の追加又は改正がこの条約又は議定書の改正を伴うものである場合には、追加され</p>	



## 官報(号外)

附屬書Ⅲ 有害な特性の表		
区分(注) 国際連合分類	分類記号	特 性
Y 7 熱処理及び焼却作業から生ずるシアノ化合物 物を含む廃棄物	Y 23 亜鉛化合物	
Y 8 初回に意図した使用に適しない廃鉛油	Y 24 硅素、硫素化合物	
Y 9 油と水又は炭化水素と水の混合物又は乳濁 物である廃棄物	Y 25 セレン、セレン化合物	
Y 10 ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ポリ塩化テ ルフエニル(PCT)若しくはポリ臭化ビフェ ニル(PBB)を含み又はこれらにより汚染さ れた廃棄物質及び廃棄物品	Y 26 カドミウム、カドミウム化合物	
Y 11 精製、蒸留及びあらゆる熱分解処理から生 ずるタル状の残滓	Y 27 アンチモン、アンチモン化合物	
Y 12 インキ、染料、顔料、塗料、ラッカー及び ワニスの製造、調合及び使用から生ずる廃棄 物	Y 28 テルル、テルル化合物	
Y 13 樹脂、ラテックス、可塑剤及び接着剤の製 造、調合及び使用から生ずる廃棄物	Y 29 水銀、水銀化合物	
Y 14 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定 されていない又は新規の廃化学物質であつ て、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの	Y 30 タリウム、タリウム化合物	
Y 15 この条約以外の法的な規制の対象とされて いない爆発性の廃棄物	Y 31 鉛、鉛化合物	
Y 16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調合及 び使用から生ずる廃棄物	Y 32 ふつ化カルシウムを除く無機ふつ素化合物	
Y 17 金属及びプラスチックの表面処理から生ず る廃棄物	Y 33 無機シアノ化合物	
Y 18 産業廃棄物の処分作業から生ずる残滓	Y 34 酸性溶液又は固体状の塩基	
Y 19 金属カルボニル	Y 35 塩基性溶液又は固体状の塩基	
Y 20 ベリリウム、ベリリウム化合物	Y 36 石綿(粉じん及び纖維状のもの)	
Y 21 六価クロム化合物	Y 37 有機りん化合物	
Y 22 鋼化合物	Y 38 有機シアノ化合物	
Y 46 家庭から収集される廃棄物	Y 39 フェノール、フェノール化合物(クロロ フェノールを含む。)	
Y 47 家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓	Y 40 エーテル	
合物	Y 41 ハロゲン化された有機溶剤	
	Y 42 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤	
	Y 43 ポリ塩化ジベンゾーフラン類	
	Y 44 ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン類	
	Y 45 この附属書(例えば、Y 39 及び Y 41 から Y 44まで)に掲げる物質以外の有機ハロゲン化 合物	
4・3	4・2	4・1
H 4・3	H 4・2	H 4・1
可燃性の固体 固体又は固体廃棄物(爆発性に分類される もの)を除く。)であつて、運搬中に起こることのある条件の下で、 燃焼しやすく又は摩擦により、燃焼を引き起こし若しく は燃焼を助けるもの	自然発火しやすい物質又は廃棄物 運搬中における通常の条件の下で自然に発熱すること により又は空気と作用して発熱することにより発火しや すい物質又は廃棄物	水と作用して引火性のガスを発生する物質又は廃棄物 水との相互作用により、自然発火しやすくなり又は危 険な量の引火性ガスを発生しやすい物質又は廃棄物

附屬書Ⅲ 特別の考慮を必要とする廃棄物

の分類

家庭の廃棄物の焼却から生ずる残滓

官 報 (号 外)

H<sub>13</sub>

---

処分の後、何らかの方法により、この表に掲げる特性を有する他の物(例えば、浸出液)を生成することが可能な物

**注** この分類区分は、危険物の運搬に関する国際連合勧告（千九百八十八年にニューヨークの国際連合において採択された文書 ST-SG-AC.100 改定第五版）に規定する有害な特性の分類制度に対応するものである。

ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が

D<sub>4</sub> 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物

をくぼ地、池又は湯に貯留すること。)特別に設計された処分場における埋立て

(例えば、ふたをされかで、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋

め立てる」と

海洋を除く水城への施出

D 8 満洋への旅出(満洋丁)への折方を記入  
この附属書において他に規定されていない

ある種の廃棄物がもたらす潜在的な危害は、まだ完全に立証されておらず、このような危害を定量的に明らかにする試験は、存在しない。当該廃棄物がもたらす又は環境への潜在的な危害の特性を表す方法を開発するため、更に、研究が必要である。標準的な試験は、不純物を含まない物質及び物に関する開発してきたものである。附属書一に掲げる物がこの附属書に掲げるいずれの特性を示すかを決定するため、多数の国が、これらのことについて適用することができる国内的な試験を開発してきた。

附属書IV

A 資源回収、再

## 接再利用又は代替的利用の可能性に

結びつかない作業

A表は、資源回収、再生利用、回収利用、

この A 表は、資源回収、再生利用、回収利用、直接再利用又は代替的利用の可能性に結びつかない

い処分作業であつて実際に行われるすべてのもの  
を含む。

## D1 地中又は地上への投棄(例えば、埋立て)

## D<sub>2</sub> 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）

### D<sub>3</sub> 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩壠）

平成四年十一月十日 参議院会議録第四号 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件





条約実施のための関係国内法の整備、実効性ある実施体制の確立、地球環境保全に向けての国際協力等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終え、採決の結果、本件は全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本条約の厳正な履行に万全を期すること等を政府に要請する決議が行われましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本件は全会一致をもって承認することに決しました。

### 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府及び関係者は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 指定管理団体が行う権利者への補償金の分配、私的録音・録画以外の用に供するための特定機器又は特定記録媒体の購入者への補償金の返還及び著作権等の保護に関する事業等のための支出については、権利者及びユーザー等の信

平成四年十一月七日

参議院議長 原 文兵衛殿  
文教委員長 松浦 功

要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、著作権者、実演家及びレコード製作者の経済的利益の保護に資するため、私的使用を目的として、政令で定めるデジタル方式の特定機器及び特定記録媒体を用いて行われる録音又は録画に関して、これらの者の補償金を受ける権利を創設するとともに、その補償金をする補償金の支払の請求、特定機器又は特定記録媒体の製造業者又は輸入業者の協力義務等について定めようとするものであり、妥当な措置と認めた。

なお、別紙の附帯決議を行った。

### 二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

#### 附帯決議

政府及び関係者は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 指定管理団体が行う権利者への補償金の分配、私的録音・録画以外の用に供するための特定機器又は特定記録媒体の購入者への補償金の返還及び著作権等の保護に関する事業等のための支出については、権利者及びユーザー等の信

頼を得て適切に行われるよう努めること。

二 衛星放送、有線テレビ、ビデオグラムの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化・増大化している等の事情を考慮し、映画監督、実演家等の権利の適切な保護等について検討すること。

三 レコードによる音楽の演奏権の及ぶ範囲及び写真の著作物の保護期間については、関係者による条件整備の状況等に配慮しつつ、制度的対応について検討を進めること。

四 視聴覚障害等の障害者が、公表された著作物を通じ公正に利用ができる方法を検討すること。

右決議する。

#### 著作権法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年十一月一日

参議院議長 原 文兵衛殿  
衆議院議長 櫻内 義雄

#### 著作権法の一部を改正する法律案

著作権法の一部を改正する法律

著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第一条 第五章「第五章 紛争処理(第百五十五条)」を「第五章 権利侵害(第百二十二条)」、「第六章 惩罰則(第百十九条)」、「第七章 罰則(第百二十四条)」を「第六章 私的録音録画補償金(第百四十四条)」、「第八章 紛争処理(第百五十五条)」、「第九章 権利侵害(第百十二条规定)」、「第十章 罰則(第百二十四条)」を「第八章 紛争処理(第百五十五条)」、「第九章 権利侵害(第百十二条规定)」、「第十章 罰則(第百二十四条)」に改める。

第二条 第九十六条第一項を削る。

第三条 第九十六条第二項を削る。

第四条 第一百二条第一項中「第三十条から第三十二条まで」を「第三十条第一項、第三十一条、第三十二条」に改め、同条第二項中「第三十条」を「第三十条第一項」に改め、「行なつた」を「行った」に改める。

第五条 第八十九条第一項中「第三十条第一項、第三十一条」に改め、「行なつた」を「行った」に改める。

第六条 第九十六条第一項を削る。

第七条 第九十六条第二項を削る。

第八条 第九十六条第二項を削る。

第九条 第九十六条第二項を削る。

第十条 第九十六条第二項を削る。

第十一条 第九十六条第二項を削る。

第十二条 第九十六条第二項を削る。

第十三条 第九十六条第二項を削る。

第十四条 第九十六条第二項を削る。

第十五条 第九十六条第二項を削る。

第十六条 第九十六条第二項を削る。

第十七条 第九十六条第二項を削る。

第十八条 第九十六条第二項を削る。

第十九条 第九十六条第二項を削る。

第二十条 第九十六条第二項を削る。

第二十一条 第九十六条第二項を削る。

第二十二条 第九十六条第二項を削る。

第二十三条 第九十六条第二項を削る。

第二十四条 第九十六条第二項を削る。

第二十五条 第九十六条第二項を削る。

第二十六条 第九十六条第二項を削る。

第二十七条 第九十六条第二項を削る。

第二十八条 第九十六条第二項を削る。

第二十九条 第九十六条第二項を削る。

第三十条 第九十六条第二項を削る。

第三十一条 第九十六条第二項を削る。

第三十二条 第九十六条第二項を削る。

第三十三条 第九十六条第二項を削る。

第三十四条 第九十六条第二項を削る。

第三十五条 第九十六条第二項を削る。

第三十六条 第九十六条第二項を削る。

第三十七条 第九十六条第二項を削る。

第三十八条 第九十六条第二項を削る。

第三十九条 第九十六条第二項を削る。

第四十条 第九十六条第二項を削る。

第四十一条 第九十六条第二項を削る。

第四十二条 第九十六条第二項を削る。

第四十三条 第九十六条第二項を削る。

第四十四条 第九十六条第二項を削る。

第四十五条 第九十六条第二項を削る。

第四十六条 第九十六条第二項を削る。

第四十七条 第九十六条第二項を削る。

第四十八条 第九十六条第二項を削る。

第四十九条 第九十六条第二項を削る。

第五十条 第九十六条第二項を削る。

第五十一条 第九十六条第二項を削る。

第五十二条 第九十六条第二項を削る。

第五十三条 第九十六条第二項を削る。

第五十四条 第九十六条第二項を削る。

第五十五条 第九十六条第二項を削る。

第五十六条 第九十六条第二項を削る。

第五十七条 第九十六条第二項を削る。

第五十八条 第九十六条第二項を削る。

第五十九条 第九十六条第二項を削る。

第六十条 第九十六条第二項を削る。

第六十一条 第九十六条第二項を削る。

第六十二条 第九十六条第二項を削る。

第六十三条 第九十六条第二項を削る。

第六十四条 第九十六条第二項を削る。

第六十五条 第九十六条第二項を削る。

第六十六条 第九十六条第二項を削る。

第六十七条 第九十六条第二項を削る。

第六十八条 第九十六条第二項を削る。

第六十九条 第九十六条第二項を削る。

第七十条 第九十六条第二項を削る。

第七十一条 第九十六条第二項を削る。

第七十二条 第九十六条第二項を削る。

第七十三条 第九十六条第二項を削る。

第七十四条 第九十六条第二項を削る。

第七十五条 第九十六条第二項を削る。

第七十六条 第九十六条第二項を削る。

第七十七条 第九十六条第二項を削る。

第七十八条 第九十六条第二項を削る。

第七十九条 第九十六条第二項を削る。

第八十条 第九十六条第二項を削る。

第八十一条 第九十六条第二項を削る。

第八十二条 第九十六条第二項を削る。

第八十三条 第九十六条第二項を削る。

第八十四条 第九十六条第二項を削る。

第八十五条 第九十六条第二項を削る。

第八十六条 第九十六条第二項を削る。

第八十七条 第九十六条第二項を削る。

第八十八条 第九十六条第二項を削る。

第八十九条 第九十六条第二項を削る。

第九十条 第九十六条第二項を削る。

第九十一条 第九十六条第二項を削る。

第九十二条 第九十六条第二項を削る。

第九十三条 第九十六条第二項を削る。

第九十四条 第九十六条第二項を削る。

第九十五条 第九十六条第二項を削る。

第九十六条 第九十六条第二項を削る。

第九十七条 第九十六条第二項を削る。

第九十八条 第九十六条第二項を削る。

第九十九条 第九十六条第二項を削る。

第一百条 第九十六条第二項を削る。

第一百一十一条 第九十六条第二項を削る。

第一百一十二条 第九十六条第二項を削る。

第一百一十三条 第九十六条第二項を削る。

第一百一十四条 第九十六条第二項を削る。

第一百一十五条 第九十六条第二項を削る。

第一百一十六条 第九十六条第二項を削る。

第一百一十七条 第九十六条第二項を削る。

第一百一十八条 第九十六条第二項を削る。

第一百一十九条 第九十六条第二項を削る。

第一百二十条 第九十六条第二項を削る。

第一百二十一条 第九十六条第二項を削る。

第一百二十二条 第九十六条第二項を削る。

第一百二十三条 第九十六条第二項を削る。

第一百二十四条 第九十六条第二項を削る。

&lt;p

項」に改め、同条第四項中「第九十六条第一項」を「第九十六条」に改め、同項第一号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

第五章を第六章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に次の二章を加える。

第一百九条各号中「第三十条」を「第三十条第一項」に改める。

第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に次の二章を加え。

第五章 私的録音録画補償金

#### (私的録音録画補償金を受ける権利の行使)

第一百四条の二 第三十条第一項(第百)一条第一項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の補償金(以下この章において「私的録音録画補償金」という。)を受ける権利は、私的録音録画補償金を受ける権利を有する者(以下この章において「権利者」という。)のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、次に掲げる私的録音録画補償金の区分ごとに全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するもの(以下この章において「指定管理団体」という。)があるときは、それぞれ当該指定管理団体によつてのみ行使することができる。

一 私的使用を目的として行われる録音(専ら録画とともにに行われるものを含む。以下この章において「私的録音」という。)に係る私的録音録画補償金

二 私的使用を目的として行われる録画(専ら録音とともにに行われるものを含む。以下この章において「私的録画」という。)に係る私的録音録画補償金

2 前項の規定による指定がされた場合には、指

定管理団体は、権利者のために自己の名をもつて私的録音録画補償金を受ける権利に関する裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有する。

#### (指定の基準)

第一百四条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による

指定期をしてはならない。

一 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であること。

二 前条第一項第一号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合については、ハ及びニに掲

げる団体を、同項第二号に掲げる私的録音録画補償金に係る場合については、ロからニまで

イ 私的録音に係る著作物に關し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする

に掲げる団体を構成員とする。

ハ 私的録音に係る著作物に關し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする

に掲げる団体を構成員とする。

イ 私的録音に係る著作物に關し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする

に掲げる団体を構成員とする。

ロ 私的録画に係る著作物に關し第二十一条に規定する権利を有する者を構成員とする

に規定する権利を有する者を構成員とする

に規定する権利を有する者を構成員とする

に規定する権利を有する者を構成員とする

に規定する権利を有する者を構成員とする

に規定する権利を有する者を構成員とする

ハ 国内において実演を業とする者の相当数を構成員とする団体(その連合体を含む。)であつて、国内において私的録画に係る著作物に關し同条に規定する権利を有する者の利益を代表する

ると認められるもの

2 前項の規定により私的録音録画補償金を支払つた者は、指定管理団体に對し、その支払に係る特定機器又は特定記録媒体を専ら私的録音及び私的録画以外の用に供することを証明して、当該私的録音録画補償金の返還を請求することができる。

3 第一項の規定による支払の請求を受けて私的

次に掲げる要件を備えるものであること。

イ 営利を目的としないこと。

ロ その構成員が任意に加入し、又は脱退す

ることができること。

ハ その構成員の議決権及び選挙権が平等で

あること。

四 権利者のために私的録音録画補償金を受け

る権利行使する業務(第四条の八第一項の事業に係る業務を含む。以下この章において「補償金関係業務」という。)を的確に遂行す

ること。

五 指定期の特徴

第六条の四 第三十条第二項の政令で定める機器(以下この章において「特定機器」という。)又は記録媒体(以下この章において「特定記録媒体」という。)を購入する者(当該特定機器又は特定記録媒体が小売に供された後最初に購入する者に限る。)は、その購入に当たり、指定管理

団体から、当該特定機器又は特定記録媒体を用いて行う私的録音又は私的録画に係る私的録音録画補償金の一括の支払として、第一百四条の六第一項の規定により当該特定機器又は特定記録媒体について定められた額の私的録音録画補償金の支払の請求があつた場合には、当該私的録音録画補償金を支払わなければならない。

六 指定期の規定

第六条の六 第二十四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利行使する場合には、指定管理団体は、私的

録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

七 指定期の認可

第六条の六 第二十四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、

製造業者等の団体で製造業者等の意見を代表す

る。録音録画補償金が支払われた特定機器により同一の規定による支払の請求を受けて私的録音録画補償金を支払うことを要しない。ただし、当該特定機器又は特定記録媒体が前項の規定により私的録音録画補償金の返還を受けたものであるときは、この限りでない。

八 指定期の規定

第六条の六 第二十四条の二第一項の規定により指定管理団体が私的録音録画補償金を受ける権利行使する場合には、指定管理団体は、私的

録音録画補償金の額を定め、文化庁長官の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

九 指定期の認可

第六条の六 第二十四条の四第一項の規定により支払の請求をする私的録音録画補償金に係る第一項の認可の申請に際し、あらかじめ、

ると認められるものの意見を聽かなければならぬ。

4 文化庁長官は、第一項の認可の申請に係る私的録音録画補償金の額が、第三十条第一項(第百二条第一項において準用する場合を含む。)及び第三十四条の四第一項の規定の趣旨、録音又は録画に係る通常の使用料の額その他の事情を考慮した適正な額であると認めるときでなければ、その認可をしてはならない。

## 2 文化庁長官は、前項の政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、第七十一条の政令

で定める審議会に諮問しなければならない。  
3 文化庁長官は、第一項の事業に係る業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるとときは、指定管理団体に対し、当該業務に監督上必要な命令をすることができる。  
(報告の徴収等)

4 第百四条の九 文化庁長官は、指定管理団体の補償金関係業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定管理団体に対し、補償金関係業務に関して報告をさせ、若しくは帳簿、書類その他の資料の提出を求め、又は補償金関係業務の執行方法の改善のため必要な勧告をすることができる。

5 文化庁長官は、第一項の認可をしようとするときは、第七十一条の政令で定める審議会に諮問しなければならない。  
(補償金関係業務の執行に関する規程)

6 第百四条の七 指定管理団体は、補償金関係業務を開始しようとするときは、補償金関係業務の執行に関する規程を定め、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

7 前項の規程には、私的録音録画補償金(第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の分配に関する事項を含むものとし、指定管理団体は、第三十条第二項の規定の趣旨を考慮して当該分配に関する事項を定めなければならない。

8 第百四条の八 指定管理団体は、私的録音録画補償金(第百四条の四第一項の規定に基づき支払を受けるものに限る。)の額の二割以内で政令で定める割合に相当する額を、著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業のために支出しなければならない。

号に掲げるレコードを複製する場合には、当分の間、適用しない。

附則 第十七条中「第六章」を「第七章」と改める。

第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行いう場合の当該特定記録媒体についても、同様とする。

## 〔松浦功君登壇、拍手〕

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七章を第八章とし、第六章を第七章とし、第五章を第六章とし、第四章の次に一章を加える改正規定(第百四条の四、第一百四条の五並びに第一百四条の八第一項及び第三項に係る部分を除く。)及び附則第十七条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の著作権法(以下「新法」という。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)前の購入(小売に供された後の最初の購入に限る。以下同じ。)に係る新法第一百四条の四第一項の特定機器により施行日前の購入に係る同一項目の特定記録媒体に行われる新法第一百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画については、適用しない。

3 施行日前の購入に係る新法第一百四条の四第一項の特定機器により施行日以後の購入に係る同一項目の特定記録媒体に新法第一百四条の二第一項第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行いう場合には、当該特定機器は、新法第一百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る

第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行いう場合には、当該特定機器は、新法第一百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る

第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行いう場合には、当該特定機器は、新法第一百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る

第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行いう場合には、当該特定機器は、新法第一百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る

第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行いう場合には、当該特定機器は、新法第一百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る

第一号の私的録音又は同項第二号の私的録画を行いう場合には、当該特定機器は、新法第一百四条の四第一項の規定により私的録音録画補償金が支払われたものとみなす。施行日以後の購入に係る同項の特定機器により施行日前の購入に係る

〔賛成者起立〕

○議長(原丈兵衛君) これより採決をいたしました。

本来に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。  
よって、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(原文兵衛君) 日程第三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案

日程第四 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案

(いすれも第百二十三回国会内閣提出 第百二十五回国会衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長斎藤文夫君。

### 審査報告書

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よって要領書を添えて報告する。

平成四年十一月七日

商工委員長 斎藤 文夫  
參議院議長 原 文兵衛殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入の承認、移動書類及び人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための措置命令に関する所要の措置等を定めようとするものであつ

て、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行のため、特に費用を要しない。

○議長(原文兵衛君) 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、有害廃棄物の越境移動についての条約等国際的な取締めの遵守並びに本法の的確かつ円滑な実施が確保されるよう、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、特定有害廃棄物等の輸出入の規制を円滑に実施するため、特定有害廃棄物等の範囲について、関係者にわかりやすく周知すること。

二、特定有害廃棄物等の輸出入に際しては、環境汚染防止のための審査体制の十分な整備を図ることともに、必要かつ適正な処分がなされるよう十分な審査及び監視を行うこと。また、常にその実態を把握し、有害廃棄物の不法取引あるいは不法処分が行われないよう十分な監視及び規制を行うこと。

三、特定有害廃棄物等の取り扱いに当たっては、バーゼル条約の趣旨である有害廃棄物の国内処分の原則を遵守すること。

四、特定有害廃棄物等のうち、リサイクル原材料として利用されるものについては、適正なりサイクルの国際的取引に支障が生ずることのないよう十分な審査を行うこと。

五、特定有害廃棄物等が不法に処分された場合

は、輸出者等に対し、本法に定められている措置命令、報告徴収、立入検査等適切な対応を速

やかに実施すること。

六、バーゼル条約の趣旨を尊重し、関係省庁間の連携・協力態勢を整備するとともに、本法の施策、廃棄物の適正処理、環境汚染の防止、再生資源の利用の促進のための関連施策を総合的かつ効率的に実施すること。

七、特定有害廃棄物等による人の健康に係る被害及び環境の汚染を防止するため、有害廃棄物等の処理技術、リサイクル技術等を推進するとともに、わが国の技術や研究成果を海外、特に発展途上国等に対し積極的に移転するよう努めること。

八、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をい

う。

（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処

分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 条約附属書Ⅳに掲げる有害な特性のいずれかを

有するもの

ロ 条約附属書Ⅳに掲げる物であつて、条約

八 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局から通報された物であつて、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして総理府令、厚生省令、通商産業省令で定めるもの

二 条約第十一條に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行うことが必要な物であつて政令で定めるもの

入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もつて人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

### （定義）

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」と

は、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃

棄物であつて政令で定めるもの並びに放射性物

質及びこれによって汚染された物を除く。）をい

う。

一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処

分」という。）を行うために輸出され、又は輸

入される物であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 条約附属書Ⅳに掲げる有害な特性のいずれかを

有するもの

ロ 条約附属書Ⅳに掲げる物であつて、条約

八 政令で定めるところにより、条約第三条1又は2の規定により我が国が条約の事務

局へ通報した物

ニ 条約第三条3の規定により条約の事務局

から通報された物であつて、当該通報に係

る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出

又は当該地域を原産地、船積地域若しくは

経由地とする輸入に係るものとして総理府

令、厚生省令、通商産業省令で定めるもの

二 条約第十一條に規定する二国間の、多数国

間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約

以外の協定等」という。）に基づきその輸出、

輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同

じ。）及び処分について規制を行うことが必要

な物であつて政令で定めるもの

2 この法律において「移動書類」とは、条約附属書V-Bに掲げる事項を記載した条約第四条7(c)の移動書類及びこれに類する書類であつて条約以外の協定等に規定するものをいう。

## (基本的事項の公表)

主務大臣は、条約及び条約以外の協定等(以下「条約等」という。)の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

## 一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴つて生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策

## 二 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分に伴つて生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策

## 三 特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するため国民が配慮しなければならない基本的な事項

四 前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行わることを確保するための重要な事項

## (輸出の承認)

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

2 通商産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴つて生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁その他の環境の汚染(以下單

に「環境の汚染」という。)を防止するため特に必要なものとして総理府令、通商産業省令で定める地域を仕向地とする総理府令、通商産業省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について

省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があつたときは、その申請書の写しを環境庁長官に送付するものとする。

3 環境庁長官は、前項の規定により申請書の写しの送付があつたときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するため必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を通商産業大臣に通知するものとする。

4 通商産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するため必要な措置が講じられている旨の環境庁長官の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

## (輸出移動書類の交付等)

第五条 通商産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類(以下「輸出移動書類」という。)を交付しなければならない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境庁長官(当該輸出移動書類に係る特定有害廃棄物等が廃棄物の處理及清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第二条第一項の廃棄物(以下単に「廃棄物」という。)に該当する場合にあっては、環境庁長官及び厚生大臣)に送付するものとする。

3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は

失われたときは、通商産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受けた者は、通商産業省令で定めるところにより、通商産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、通商産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類添付して、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

5 輸出移動書類の様式は、通商産業省令で定められた輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなつたと

一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなつたと

二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないことを失つたとき。

## 6

(輸入の承認)

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。)の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特

定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の総理府令、厚生省令、通商産業省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。

3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行ふ場合は、

当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従つてしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬

について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

## (輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、主務省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 1 通商産業大臣は、次に掲げる場合は、主務省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 環境庁長官は、環境の汚染を防止するため必要と認めるときは、通商産業大臣が前項の承認を行ふに際し、事前に、通商産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

## (輸入移動書類の交付等)

第九条 通商産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害

廃棄物等に關し条約第六条の規定により通告された内容(同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあっては、その条件を付

したもの)と一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書(以下「輸入移動書類」という。)を交付しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一條の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者(以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」といいう。)が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、通商産業省令で定めるところにより、運搬なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失った輸入移動書類を回復するに至ったときは、通商産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、運搬なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

4 第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同一条第二項中「前項」とあるのは「第九条第一項」と、「環境庁長官及び厚生大臣」とあるのは「厚生大臣」と読み替えるものとする。  
(輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分)

第十一条 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等(以下「輸入特定有害廃棄物等」という。)の運搬又は処を行なう場

ししたもの)と一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書(以下「輸入移動書類」という。)を交付しなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一條の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者(以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」といいう。)が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、通商産業省令で定めるところにより、運搬なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処を行なう場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従つてしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

4 輸入移動書類に係る届出

第一項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、当該輸入移動書類を添付して、運搬なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分

第一項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、当該輸入移動書類を添付して、運搬なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処を行なうこととなつたとき。

4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に

規定する命令に従つて、運搬を行なう場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行なったときは、通商産業省令で定める

ところにより、運搬なく、その旨を通商産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならぬ。

5 通商産業大臣は、前項の規定により輸入移動

合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。

2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処を行なう者は、当該輸入移動書類にそ

の輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付

その他の總理府令、厚生省令、通商産業省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならぬ。

3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処を行なう場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従つてしなければならない。

4 輸入移動書類に係る届出

第一項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、当該輸入移動書類を添付して、運搬なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分

第一項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、当該輸入移動書類を添付して、運搬なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

3 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処を行なうこととなつたとき。

4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に

規定する命令に従つて、運搬を行なう場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行なったときは、通商産業省令で定める

ところにより、運搬なく、その旨を通商産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならぬ。

5 通商産業大臣は、前項の規定により輸入移動

書類の書換えをしたときは、当該輸入特定有害廃棄物等が廃棄物に該当する場合にあっては厚生大臣に、廃棄物に該当しない場合にあっては環境庁長官に対し、それぞれ、その旨を通知するものとする。

2 輸入特定有害廃棄物等の譲渡等

第一項の規定により輸入特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分(以下この項において「特定有害廃棄物等の輸出等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外國貿易管理法第四十八条规定に基づく政令の規定に違反した場合その他特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特

定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等

(当該特定有害廃棄物等を排出した者をいい、その者が明らかでない場合には、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等を所有し、又は管理している者

をいう。以下同じ。)であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについて

その責めに帰する事由があるものに対し、当該

特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

2 主務大臣は、特定有害廃棄物等(廃棄物に該

当するものを除く。以下この項、次条第一項及び第十六条第二項において同じ。)の輸入、運搬又は処分(以下この項において「特定有害廃棄物



項若しくは第三項又は第十一項の規定に違反した者

三 第六条第二項又は第十一条第一項の規定に違反して、輸出移動書類又は輸入移動書類に、それぞれ第六条第二項に規定する事項若しくは第十一条第二項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は署名をせ

ず、若しくは虚偽の署名をした者

四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十六条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対しても答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類若しくは輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移動書類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者

二 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

### 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第二条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十  
八号)の一部を次のように改正する。

第四条第十五号中「及び湖沼水質保全特別措

置法(昭和五十九年法律第六十一号)」を、湖沼

水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十  
一号)及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制

に関する法律(平成四年法律第  
号)」に改める。

第三条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第五百五  
十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二十八号中「及び産業廃棄物の処理  
に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平  
成四年法律第六十二号)」を「産業廃棄物の処

理に係る特定施設の整備の促進に関する法律  
(平成四年法律第六十二号)及び特定有害廃棄物  
等の輸出入等の規制に関する法律(平成四年法  
律第  
号)」に改める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第四条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第  
二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条中第十五号を第十五号の二とし、同号  
の前に次の一号を加える。

十五 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に  
關する法律(平成四年法律第  
号)の施  
行に關すること。

### 審査報告書

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する  
法律の一部を改正する法律案  
审议のある事案に対し厳正かつ十分な事實關係  
右は多数をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

平成四年十二月九日

参議院議長 原 文兵衛殿 商工委員長 斎藤 文夫

要領書

参議院議長 原 文兵衛殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済情勢等にかん  
がみ、公正かつ自由競争の促進による国民經  
済の一層の発展に資するため、私的独占、不当  
な取引制限等の違反について、事業者等に対する  
罰金の最高限度額を、現行の五百萬円から一  
億円に引き上げようとするものであつて、おお  
むね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

右、決議する。

### 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、独占禁止法違反防  
止の徹底を図る見地から、次の諸点について特段  
の配慮を払うべきである。

一 カルテル等の違反行為に対する抑止について  
は、事業者及び事業者団体に対する罰金刑強化  
の主旨を踏まえ、違反行為の動向、今後の運用  
状況等を十分見極めながら慎重に検討するこ  
と。

平成四年十二月一日

参議院議長 原 文兵衛殿 衆議院議長 櫻内 義雄

### 二 刑事告発の権限がもっぱら公正取引委員会に 属していることにかんがみ、独占禁止法違反の 疑いのある事案に対し厳正かつ十分な事實關係 の調査を行う一方、検察当局との間で一層の連 携強化を図るとともに審査方法等の検討を行 い、この権限の的確な行使に遺漏のないよう努 めること。

三 罰金刑の適用に当たつては、事案の性格、違  
反事業者の事業規模等諸般の情状を適切に勘案  
し、事案に応じた妥当な適用を行うよう努力す  
ること。

四 公正取引委員会の期待される役割が的確に遂  
行されるよう、引き続き、適切な委員長及び委  
員の人選を行ふとともに、事務局の機構の拡充  
及び定員の増加を図ること。

五 カルテル、入札談合等の独占禁止法違反行為  
を防止し、独占禁止法遵守精神の醸成を図るた  
め、公正取引委員会を中心として、独占禁止法  
の啓蒙・普及を行ふとともに、企業による独占  
禁止法遵守体制の確立を支援していくこと。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する  
法律の一部を改正する法律案(第百二十二回  
国会内閣提出 本院繼續審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の一部を次のよう改定する。

第九十五条第一項中「第八十九条、第九十条、

第九十一条(第五号を除く。)、第九十二条(二又は第九十四条を次の各号に掲げる規定)に、「各本

条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十一条、第九十二条(第五号を除く。)

第九十五条第二項中「第八十九条、第九十条、第

九十二条(二又は第六号若しくは第七号)、第一号又は第六号に係る部分に限る。)又は第九十二条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号を「次

の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第八十九条 一億円以下の罰金刑

二 第九十一条、第九十二条(第六号若し

くは第七号)、第一号又は第六号に係る部分に限る。)又は第九十二条の二第一号、第二号、第五号若しくは第九号 各本条の罰金刑

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

「斎藤文夫君登場、拍手」

○斎藤文夫君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案の主な内容は、有害廃棄物の国境を越する移動及びその処分の規制に関するバーゼル条

約等的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出入の承認、移動書類及び人の健康または生活環境に係る被害を防止するための措置命令に関する所要の措置等を定めようとするものであります。

委員会におきましては、条約と法律案の整合性、主務大臣間の連携のあり方、環境保全とりサ

イクル、規制内容とその実効性の担保等の諸問題について質疑が行われるとともに、厚生委員会及

び環境特別委員会との連合審査会を開会するなど慎重に審査を進めてまいりましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑終了後、本法律案に対し、日本社会党・護憲民主連合吉田理事より、事業者等に対する罰金の額を五億円に引き上げる修正案が提出されました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党・護憲民主連合を代表して谷畠委員より、修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

少数をもつて否決され、本法律案は多數をもつて討論を終わり、順次採決の結果、修正案は賛成

少数をもつて否決され、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し五項目の附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) 「れより採決をいたしました。

なお、本法律案に対し、七項目の附帯決議を行いました。

次に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、

最近における経済情勢等にかんがみ、公正かつ自由な競争の促進による国民経済の一層の発展に資するため、私的独占 不当な取引制限等の違反について、事業者等に対する罰金の最高限度額を現

行の五百万元から一億円に引き上げようとするも

のであります。

委員会におきましては、参考人から意見を聴取

するとともに、罰金の額が一億円となつた理由とその妥当性並びに抑止効果、公正取引委員会の刑事告発に対する姿勢、企業の談合体質に対する対応策、公正取引委員会の執行体制の充実等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

○議長(原文兵衛君) 日程第五 大阪湾臨海地域開発整備法案衆議院提出

並びに本日委員長から報告書が提出されました。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

○議長(原文兵衛君) 本部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

並びに本日委員長から報告書が提出されました。

○議長(原文兵衛君) 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

並びに本日委員長から報告書が提出されました。

○議長(原文兵衛君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

を日程に追加し、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長梶原敬義君。

審査報告書

大阪湾臨海地域開発整備法案

右は多數をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年十一月八日

建設委員長 梶原 敬義

要領書

参議院議長 原 文兵衛

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大阪湾臨海地域における近年の産業構造の変動等経済的・社会的環境の変化にか



## 官 告 (外)

- 六 國際交流、教養文化活動等の活動に関する基本的事項
- 七 地域の安定、災害の防止その他関連整備地の整備に際し配慮すべき重要事項（整備計画の策定）
- 第七条 関係府県知事は、基本方針に基づき、関係市町村長、財團法人大阪湾ベイエリア開発推進機構（以下「機構」という。）その他必要と認める学識経験のある者の意見を聴いて、当該府県の区域内の大坂湾臨海地域又は関連整備地域について大坂湾臨海地域又は関連整備地域の整備等に関する計画（以下「整備計画」という。）を作成し、国土庁長官を通じて主務大臣の承認を申請することができる。
- 2 主務大臣は、整備計画を承認しようとするときは、国土庁長官を通じて、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 3 関係府県知事は、整備計画の承認を受けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前三項の規定は、整備計画を変更する場合について準用する。
- 5 大阪湾臨海地域において第二条第三項に規定する要件に該当する一団の土地を所有する者は、当該土地が所在する府県の知事に対し、当該土地が開発地区の要件に適合する旨の申出を行なうことができる。
- 6 前項の申出を受けた府県知事は、当該申出をした者に対し、申出に係る土地の全部又は一部を開発地区として定めたときは、その旨及び申出をした者が整備計画を実施する際に配慮すべき事項を通知するものとし、申出に係る土地を

- 開発地区として定めないこととしたときは、その旨を通知するものとする。
- （整備計画の内容）
- 第八条 大阪湾臨海地域に係る整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 名称及び区域
- 二 整備等の目標
- 三 人口の規模及び土地の利用に関する事項
- 四 開発地区的名称及び区域並びに当該区域との整備の方針に関する事項
- 五 開発地区において整備すべき中核的施設の種類、規模等に関する基本的な事項
- 六 公共施設、公益的施設、住宅施設その他の施設の整備に関する事項
- 七 産業構造の高度化に関する事項
- 八 環境の保全に関する事項
- 九 國際交流、教養文化活動等の活動に関する事項

- （協力）
- 第九条 国、関係地方公共団体及び関係事業者は、整備計画の円滑な実施が促進されるよう相互に連携を図りつつ協力しなければならない。（促進協議会）
- 第十条 整備計画の実施の促進に必要な協議を行うため、促進協議会を組織する。
- 2 前項の協議を行うための会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 主務大臣、関係行政機関の長、関係府県知事及び関係指定都市（地方自治法昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長（以下この条において「主務大臣等」という。）又はその指名する職員
- （地方税の不均一課税に伴う措置）
- 第十三条 国は、整備計画の達成に資するため必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。（資金の確保等）
- （資金の確保）
- 第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、大阪湾臨海地域及び関連整備地域において中核的施設その他の施設のうち自治省令で定める施設を整備計画に従つて新設し、又は増設した者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する償却資産若しくは家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれら措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところによ

- めなければならない。（地方債についての配慮）
- 第十二条 地方公共団体が整備計画を達成するために行なう事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、特別の配慮をするものとする。
- （資金の確保）
- 第十三条 国は、整備計画の達成に資するため必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。（資金の確保）
- （資金の確保）
- 第十四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、大阪湾臨海地域及び関連整備地域において中核的施設その他の施設のうち自治省令で定める施設を整備計画に従つて新設し、又は増設した者について、当該施設の用に供する家屋若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該施設の用に供する償却資産若しくは家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（固定資産税に関するこれら措置による減収額にあっては、これらの措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち自治省令で定めるところによ

り算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（公共施設の整備に伴う負担）

第十五条 整備計画の達成のために必要な公共施設の整備を行う者又は地方公共団体は、土地に関する権利を有する者が当該公共施設の整備その他整備計画の実施により著しく利益を受けることとなる場合においては、関係者間の協議に基づいて協定を締結することにより、その者に対し、その利益に応じた適切な負担を求めることができる。ただし、他の法令に基づいて負担させる場合は、この限りでない。

（都市計画法等による処分についての配慮）

第十六条 国の行政機関の長又は関係府県知事は、整備計画に基づく中核的施設その他これに相当する施設の整備のため都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該施設の整備が促進されるよう適切な配慮をするものとする。

（監視区域の指定）

第十七条 関係府県知事又は関係指定都市の長は、大阪湾臨海地域及び関連整備地域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十号）第二十七条の二第一項の規定により監視すること。

区域として指定するよう努めるものとする。

（大都市の特例）

第十八条 第四条、第五条及び第七条の規定により府県知事の権限に属するものとされている事務は、指定都市においては、当該指定都市の長が行う。

（主務大臣）

第十九条 この法律における主務大臣は、国土厅長官、環境厅長官、通商産業大臣、運輸大臣、郵政大臣、建設大臣及び自治大臣とする。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第二条 國土厅設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第三条 第二項第十号の二の次に次の一号を加える。

第四条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十二号として、第二十一号の次に次の一号を加える。

第五条第一項第十号の二の次に次の一号を加える。

第六条 國土厅設置法（昭和四十九年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第二十一条」を「第四十一条」とし、「第二十二条」を「第二十三条」と改める。

第八条第一項中「第二十二条」を「第四十二条」とし、「第二十三条」を「第二十四条」と改める。

第九条第一項中「第二十三条」を「第四十三条」とし、「第二十四条」を「第二十五条」と改める。

第十条第一項中「第二十四条」を「第四十四条」とし、「第二十五条」を「第二十六条」と改める。

第十一條第一項中「第二十五条」を「第四十五条」とし、「第二十六条」を「第二十七条」と改める。

第十二條第一項中「第二十六条」を「第四十六条」とし、「第二十七条」を「第二十八条」と改める。

第十三條第一項中「第二十七条」を「第四十七条」とし、「第二十八条」を「第二十九条」と改める。

第十四條第一項中「第二十八条」を「第四十八条」とし、「第二十九条」を「第三十条」と改める。

第十五條第一項中「第二十九条」を「第四十九条」とし、「第三十条」を「第三十一条」と改める。

第十六條第一項中「第三十条」を「第五十条」とし、「第三十一条」を「第三十二号」と改める。

第十七條第一項中「第三十一条」を「第五十一条」とし、「第三十二号」を「第三十三号」と改める。

第十八條第一項中「第三十二条」を「第五十二条」とし、「第三十三号」を「第三十四号」と改める。

（通商産業省設置法の一部改正）

第四条 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

二十二条の二十一 大阪湾臨海地域開発整備法の定めるところに従い、大阪湾臨海地域及び関連整備地域を指定し、基本方針を決定し、並びに整備計画を承認すること。

三十九の四 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第二百七十五号）の施行に関する事務を

成四年法律第二百七十五号の施行に関する事務を

三十九の四 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第二百七十五号）の施行に関する事務を

## 審査報告書

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年十二月十日

建設委員長 梶原 敬義

参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、内需の拡大を図るために、本法施行の日から平成七年三月三十一日までの期間に限り、一定の既存住宅に係る貸付金の利率の引下げ及び償還期間の延長等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

## 二、費用

本法施行に要する経費は、平成四年度政府関係機関予算住宅金融公庫事業計画における貸付契約予定総額七兆五千七百九十九億円の中に計上されている。

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

13 特例期間において公庫が資金の貸付けの申

## 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案

（住宅金融公庫法の一部改正）

第一条 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）の一部を次のように改正する。

附則第十六項中「附則第十二項」を「附則第五十五号」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十五項中「附則第十二項」を「附則第十四項」に改め、同項を附則第十七項とする。

附則第十四項中「附則第十二項」を「附則第十四項」とし、第十一項の次に次の二項を加える。

附則第十三項を第十五項とし、第十二項を

附則第十四項とし、第十一項の次に次の二項を加える。

12 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第一号）の施行の日から平成七年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第二十一条第一項の表二の項に掲げる貸付金のうち、住宅の規模その他の主務省令で定める事項について主務省令で定めた基準に適合する既存住宅に係るものに限る。）の利率及び償還期間に係る同表二の項利率の欄及び償還期間の欄の規定の適用については、これらの規定中「年六・五ペーセント以内」とあるのは「年五・五ペーセント以内」とあるのは「三十年以内」とあるのは「三十年以内」とある。

込みを受理した貸付金（第二十一条第一項の表六の項に掲げる貸付金のうち、新築の災害復興住宅以外の災害復興住宅で前項の主務省令で定める事項について同項の主務省令で定める基準に適合するものに係る貸付金に限る。）の償還期間に係る同表六の項に掲げる貸付金に限る。の欄の規定の適用については、同欄中「二十五年以内」とあるのは、「三十年以内」とする。

この法律は、公布の日から施行する。

（北海道防寒住宅建設等促進法の一部改正）

〔梶原敬義君登壇、拍手〕

第二条 北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

7 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第一号）の施行の日から平成七年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第八条第二項の表二の項に掲げる貸付金のうち、住宅の規模その他の主務省令で定める事項について主務省令で定める基準に適合する既存住宅（公庫法第十七条第一項に規定する既存住宅をいう。）に係るものに限る。）の利率及び償還期間に係る同表二の項利率の欄及び償還期間の欄の規定の適用については、これらの規定中「年六・五ペーセント以内」とあるのは「年五・五ペーセント以内」とあるのは「三十年以内」とあるのは「三十年以内」とある。

表三の項に掲げる貸付金のうち、新築の災害復興住宅以外の災害復興住宅で前項の主務省令で定める事項について同項の主務省令で定める基準に適合するものに係る貸付金に限る。の欄の規定の適用については、同欄中「二十五年以内」とあるのは、「三十年以内」とする。

附則

## 〔梶原敬義君登壇、拍手〕

○梶原敬義君 大だいま議題となりました二法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

7 住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律（平成四年法律第一号）の施行の日から平成七年三月三十一日までの間（次項において「特例期間」という。）に公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第八条第二項の表二の項に掲げる貸付金のうち、住宅の規模その他の主務省令で定める事項について主務省令で定める基準に適合する既存住宅（公庫法第十七条第一項に規定する既存住宅をいう。）に係るものに限る。）の利率及び償還期間に係る同表二の項利率の欄及び償還期間の欄の規定の適用については、これらの規定中「年六・五ペーセント以内」とあるのは「年五・五ペーセント以内」とあるのは「三十年以内」とあるのは「三十年以内」とある。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して上田委員より反対する旨の意見として、これより可決すべきものと決定いたしました。

8 特例期間において公庫が資金の貸付けの申込みを受理した貸付金（第八条の二第二項の申

次に、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案は、内需の拡大のための時限的措置として、この法律の施行の日から平成六年度末までの期間に限り、一定の既存住宅に係る貸付金の利率の引き下げ及び償還期間の延長等を行うこととするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、大阪湾臨海地域開発整備法案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

#### 附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項につき格

○議長(原文兵衛君) 日程第六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会内閣提出、第百二十五回国会衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生委員長細谷昭雄君。

#### 審査報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成四年十二月八日

厚生委員長 細谷 昭雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国において適正に処理できない廃棄物のうち国内において適正に処理できる

廃棄物の輸出を規制するため、廃棄物の輸入の許可制度及び廃棄物の輸出の確認制度を設ける

等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

五、諸外国における廃棄物処理の実情について、情報の収集に努めるとともに、発展途上国における廃棄物の処理技術の開発や処理能力の向上を促進し、地球的規模で環境保全に貢献するた

め、廃棄物処理に関する技術移転、技術協力を積極的に推進すること。

六、バーゼル条約の趣旨を尊重して、関係省庁間の連携、協力に努め、「特定有害廃棄物等の輸

一、廃棄物の輸出については、バーゼル条約の趣旨を踏まえ、安易な輸出が事業者処理原則の形骸化を招かないよう国内における最終処分場等の廃棄物処理施設の整備を促進するとともに、輸出確認制度の運用に当たっては、国内において生じた廃棄物はできる限り国内において処理するよう国内処理の原則の徹底を図ること。

二、国内の有害廃棄物対策については、バーゼル条約の加入の趣旨を踏まえ、同条約上の有害廃棄物を対象に調査検討を行い、必要なものについて特別管理廃棄物の指定の拡大を速やかに進めるとともに、特別管理廃棄物以外の産業廃棄物についても行政指導によるマニフェストの普及促進に努めること。

三、最終処分場における廃棄物の埋立処分においては、その類型に応じた適正な埋立処分が行われるよう、混入防止のための搬入時の選別等の措置の徹底を図り、最終処分場についての環境保全対策を推進すること。

四、廃棄物の再生利用、減量化を推進するため、リサイクル・センターの整備等廃棄物の減量化対策を積極的に拡充強化するとともに、廃棄物の排出抑制のための施策を強力に推進すること。

五、諸外国における廃棄物処理の実情について、情報の収集に努めるとともに、発展途上国における廃棄物の処理技術の開発や処理能力の向上を促進し、地球的規模で環境保全に貢献するた

め、廃棄物処理に関する技術移転、技術協力を積極的に推進すること。

六、バーゼル条約の趣旨を尊重して、関係省庁間の連携、協力に努め、「特定有害廃棄物等の輸

出入等の規制に関する法律」との一体的運用を図るとともに、環境汚染の防止、再生資源の利用の促進等のための関連施策を総合的かつ効率的に実施し、廃棄物の輸出入の管理の徹底を図ること。

右決議する。

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出、本院縦横審査)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

改訂する法律案(第百二十三回国会内閣提出)

右の内閣提出案は本院において可決した。

## 官報号外

一 事業活動に伴つて生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物  
二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の二第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の二第一項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）  
第三条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の二条を加える。

## （国内の処理等の原則）

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。  
2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない。

第三条の三 「図る」を「図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないよう、その輸入が抑制されなければならない」と改める。

第二章中第九条の五の次に次の二条を加える。

## （輸出の確認）

第九条の六 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、厚生大臣の確認を受けなければならない。

一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において是正に処理されることが困難であると認められ

る。（輸入の許可）  
第三条の四の二 廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、厚生大臣の許可を受けなければならない。  
2 前項の規定は、國その他の厚生省令で定める者には、適用しない。

第三条の四の三 廃棄物を輸入した者は、事業者であるものを除く。は、第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで及び第十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、事業者とみなす。

（輸入の許可）  
第三条の四の四 第九条の六の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者（自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。）と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的説明は、政令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の許可の申請が次の各号

に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 その輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内におけるその国外廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして厚生省令で定める基準に適合する一般廃棄物の輸出であること。  
二 申請者が次のいずれかに該当する者であること。  
イ 市町村  
ロ その他厚生省令で定める者  
2 前項の規定は、次に掲げる者には、適用しない。  
イ 本邦から出国する者のうち、一般廃棄物を携帯して輸出する者であつて厚生省令で定めるもの  
二 国その他の厚生省令で定める者

（国外廃棄物輸入した者の特例）  
第三条の四の三 国外廃棄物を輸入した者は、事業者であるものを除く。は、第十一条第一項、第十二条第一項から第三項まで及び第十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、事業者とみなす。

（輸入の許可）  
第三条の四の四 第九条の六の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者（自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。）と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的説明は、政令で定める。

2 第十二条の三第一項の規定は、特別管理産業廃棄物に該当する国外廃棄物を輸入した者（その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。）について準用する。  
二 第十八条に次の二条を加える。  
2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者又は廃棄物を輸出しようとする者に対し、国外廃棄物の輸入に関する必要な報告を求めることができる。  
第三条の四の三中「事業場又は」を「事業場若しくは」に、「廃棄又は」を「廃棄若しくは」、「検査させる」を「検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で収去させる」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二条を加える。  
2 厚生大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国外廃棄物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物を輸出しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物を輸入しようとする者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、国外廃棄物の輸入若しくは廃棄物の輸出に關し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物を無償で取去させることができること。

第三条の三中「特別管理産業廃棄物輸入した者（その事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業者であるものを除く。）について準用する。」の下に「（以下この条において「事業者等」という。）並びに国外廃棄物を輸入した者（事業者等を除く。）を加える。



いての認識の高まりに見られるようだ、時代は大きく変わらうとしている。

しかし、我が国の現状は、政治、経済、文化等の中枢機能が東京圏に過度に集中したことにより、人口の過密、地価の高騰、生活環境の悪化、大規模災害時における危険の増大等の問題が深刻化する一方で、地方における過疎、経済的停滞、文化の單一化等の問題が生じるに至っている。これら諸問題は、単に国土の適正な利用を図るという観点からのみでなく、時代の変化に対応した新しい社会を築く上で、大きな経営となっている。

このような状況にかんがみ、一極集中を排除し、多極分散型国土の形成に資するとともに、地震等の大規模災害に対する脆弱性を克服するため、世界都市としての東京都の整備に配慮しつつ、国会等の東京圏外への移転の具体化について会を建設するため、極めて緊要なことである。

もとより、国会等の移転のみで問題が解決するものではなく、これと併せ、地方分権その他の行政改革等を推進することにより、自立的で創造的な地域社会の実現を図っていくことが肝要であり、また国会等の移転をそのような改革の契機として活用していくことが重要であると確信する。ここに、国会等の移転を目指して、その具体化のために積極的な検討を行うべきことを明らかにし、そのための国の責務、検討指針、検討体制等について定めるため、この法律を制定する。

## 第一章 総則

### (国の責務)

第一条 国は、国会並びに行政及び司法に関する機能のうち中枢的なもの（以下「国会等」とい

う。）の東京圏以外の地域への移転（以下「国会等の移転」という。）の具現化に向けて積極的な検討を行う責務を有する。

#### (定義)

第二条 この法律において「多極分散型国土」とは、多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第一条に規定する多極分散型

2 この法律において「東京圏」とは、多極分散型国土形成促進法第二十二条第一項に規定する東京圏をいう。

#### 第二章 検討指針

第三条 国は、国会等の移転について検討を行うに当たっては、広く国民の意見を聴き、その合意形成を図るとともに、この章に定めるところにより、広範かつ多角的にこれを行つものとする。

第四条 地方への権限の委譲の積極的推進、国による規制の合理化等行政改革の改革と的確に関連付けるものとする。

第五条 国会等の移転と多極分散型国土の形成の促進に関する施策との一体性を確保するものとされる。

第六条 経済及び文化における国際的中枢機能並びに良好な居住環境等を備える都市としての東京都の整備との調和を図るとともに、国会等の移転先（以下「移転先」という。）の新都市と東京都との機能面での連携を確保するものとする。

第七条 移転先について、災害に対する安全性、地形の良好性、水の供給の安定性、交通の利便性、土地取得の容易性等の条件を配慮するものとする。

第八条 移転先の新都市が、交通通信体系の整備

等により、世界及び我が国各地域との交流が容易で、かつ、良好な居住環境等を備えた都市となるようにするものとする。

第九条 国会等の移転の計画は、社会経済情勢の変化に弾力的に対応することができる段階的なものとするものとする。

第十条 移転先の新都市の整備に際し、適切な土地対策を講じるものとする。

第十一条 地震等の大規模災害に對処する上での緊急性、東京都の災害対策の充実等に配慮するものとする。

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者

三 学識経験のある者

四 委員は、非常勤とする。

五 委員は、非常勤とする。

六 委員は、非常勤とする。

七 委員は、非常勤とする。

八 委員は、非常勤とする。

九 委員は、非常勤とする。

十 委員は、非常勤とする。

十一 委員は、非常勤とする。

十二 委員は、非常勤とする。

十三 委員は、非常勤とする。

十四 委員は、非常勤とする。

十五 委員は、非常勤とする。

十六 委員は、非常勤とする。

十七 委員は、非常勤とする。

十八 委員は、非常勤とする。

十九 委員は、非常勤とする。

二十 委員は、非常勤とする。

二十一 委員は、非常勤とする。

二十二 委員は、非常勤とする。

二十三 委員は、非常勤とする。

二十四 委員は、非常勤とする。

二十五 委員は、非常勤とする。

二十六 委員は、非常勤とする。

二十七 委員は、非常勤とする。

二十八 委員は、非常勤とする。

（組織） 第十四条 調査会は、委員三十二人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

一 参議院議員のうちから参議院が指名する者

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者

三 委員は、非常勤とする。

四 委員は、非常勤とする。

五 委員は、非常勤とする。

六 委員は、非常勤とする。

七 委員は、非常勤とする。

八 委員は、非常勤とする。

九 委員は、非常勤とする。

十 委員は、非常勤とする。

十一 委員は、非常勤とする。

十二 委員は、非常勤とする。

十三 委員は、非常勤とする。

十四 委員は、非常勤とする。

十五 委員は、非常勤とする。

十六 委員は、非常勤とする。

十七 委員は、非常勤とする。

十八 委員は、非常勤とする。

十九 委員は、非常勤とする。

二十 委員は、非常勤とする。

二十一 委員は、非常勤とする。

二十二 委員は、非常勤とする。

二十三 委員は、非常勤とする。

二十四 委員は、非常勤とする。

二十五 委員は、非常勤とする。

二十六 委員は、非常勤とする。

二十七 委員は、非常勤とする。

二十八 委員は、非常勤とする。

## (協力依頼等)

第十八条 調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

調査会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、公聽会を開くことができる。

(政令への委任) 第十九条 この法律に定めるもののほか、調査会の組織及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

この法律は、公布の日から施行する。

## 附 則

○井上孝君登壇、拍手) 井上孝君登壇、拍手) 井上孝君登壇、拍手)

○井上孝君登壇、拍手) 井上孝君登壇、拍手) 井上孝君登壇、拍手)

この法律は、公布の日から施行する。

○井上孝君登壇、拍手) 井上孝君登壇、拍手) 井上孝君登壇、拍手)

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。

参議院議長 原 文兵衛殿

選舉制度に関する特別委員長 錦田 要人

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
日程第一〇 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)  
日程第九 政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多數をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成四年十一月八日

加える。

四 公職にある間に犯した刑法(明治四十年法)

6 都道府県の議会の議員及び長の選挙について

は都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙に

共産党を代表して橋本理事より反対する旨の意見

が述べられ、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

一、費用 本法施行に要する経費として、衆議院議員の総選舉について約五億七千万円の増加が見込まれる。

第三十四条第六項第一号中「都道府県知事」を「参議院議員及び都道府県知事」に、「二十日」を「十七日」と改め、同項第二号中「十八日」を「十七日」に改め、同項第二号中「十五日」を「十四日」に改め、同項第三号中「十五日」を「十四日」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十二条第五項第一号中「二十日」を「十七日」と改め、同項第二号中「十五日」を「十四日」に改め、同項第三号中「十五日」を「十四日」に改め、同項第四号中「二十日」を「十七日」と改め、同項第五号中「三十万円」を「三十万円」に改め、同項第六号中「一百二十万円」を「六十万円」に改め、同項第七号中「二十万円」を「三十万円」に改め、同項第八号中「五十万円」を「五十万円」に改め、同項第九号中「二十四万円」を「五十万円」に改め、同項第十号中「一百四十万円」を「二百四十万円」に改め、同項第十一号中「四百万円」を「六百万円」に改める。

第三十四条第六項第一号中「都道府県知事」を「都道府県の議会の議員及び長の選挙について

は都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙に

賄罪」、第一百九十七条ノ二(第三者供賄罪)、

又は第一百九十七条ノ三(枉法取賄及び事後取賄罪)により刑に処せられその刑の執行猶豫中の者

第三十二条第四項中「十五日」を「十四日」に改め

第三十三条第五項第一号中「二十日」を「十七日」と改め、同項第二号中「十五日」を「十四日」に改め

第三十四条第六項第一号中「都道府県知事」を「都道府県の議員及び長の選挙について

は都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙に

ついては市は、それぞれ、前項の規定に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができる。

第一百四十二条第三項を次のように改める。

3 第一項の通常葉書は、無料とし、郵政省において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。

第一百四十二条第八項中「ピラ」を「通常葉書及びピラ」に改める。

第一百四十三条第十四項中「第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター及び」を「第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の二の個人演説会告知用ポスター並びに」に改めること。

第一百四十三条第十六項を同条第十七項とし、同

条第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の一項を加える。

15 都道府県の議会の議員及び長の選挙について  
は都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

18 第十六項第二号のポスターには、その表面に

掲示責任者及び印刷者の氏名（法人にあつては

名称）及び住所を記載しなければならない。

第一百四十七条中「第一百四十三条第十五項」を「第

百四十三条第十六項」に改める。

第一百六十四条の二に次の一項を加える。

6 衆議院議員及び参議院（選舉区選出）議員の選

挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第

二項に規定する立札及び看板の類を無料で作成することができます。この場合においては、第一百四十二条（自動車、扩声機及び船舶の使用）第五

四十二条（自動車、扩声機及び船舶の使用）第五

項ただし書の規定を適用する。

第一百七十七条第一項中「第一百四十二条第一項第一号から第三号まで（無料葉書）の」と「第一百四十二

条第一項及び第三項（無料葉書）の規定により選挙運動のために使用する」に改め、同条第二項中「（通常葉書）」を削る。

第一百九十七条の二第一項中「三十人」を「五十人」に改める。

16 都道府県の議会の議員及び長の選挙について  
は都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙に

ついては市は、それぞれ、前項の規定に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の二の個人演説会告知用ポスター

（都道府県知事の選挙の場合に限る。）及び

同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができる。

17 公判期日前に、審理に必要と見込まれる公判期

日を、次に定めるところにより、一括して定め

なければならない。

第一回の公判期日は、事件を受理した日か

ら、第一審にあつては三十日以内、控訴審にあつては五十日以内の日を定めること。

二 第二回以降の公判期日は、第一回の公判期

日の翌日から起算して七日を経過することとし、その七日の期間」とに「一回以上」となるよう定めること。

第一百六十三条第六号中「及び」を「並びに」に、「ピラ」を「通常葉書及びピラ」に改め、同条第六号の二中「ポスター」を「立札及び看板の類並びにポスター」に改め、同条第十号の次に次の一号を加える。

18 第一百六十四条の二第六項（個人演説会

場の立札及び看板の類の作成の公営）の規定による立札及び看板の類の作成に要する費用

第二百六十四条第一項第一号中「第五号の三」の下に「第六号」を加え、同条第二項中「第六号」を削り、同条第三項中「第一百四十四条の二（ポスター）掲示場」第八項を「第一百四十二条第六項（任意制の選挙運動自動車の使用の公営）」の規定による選挙運動用自動車の使用に要する費用、第百四十五条（任意制のポスターの作成の公営）の規定によるポスターの作成に要する費用、第百四十四条の二（ポスター掲示場）第八項に改めること。

19 第二百五十三条の二第二項中「前項」を「第一項」に、「場合の外」を「場合のほか」に、「速かに」を「速やかに」に改め、同項を同条第三項とし、同条

第一項の次に次の一項を加える。

20 前項の訴訟については、裁判長は、第一回の

公判期日前に、審理に必要と見込まれる公判期

日を、次に定めるところにより、一括して定め

なければならない。

第一回の公判期日は、事件を受理した日か

だし、第一百四十三条に一項を加える改正規定及

び附則第三条の規定は、平成五年三月一日から施行する。

二 第二回以降の公判期日は、第一回の公判期

日の翌日から起算して七日を経過することとし、その七日の期間」とに「一回以上」となるよう定めること。

第一百四十三条第六項から第十八項まで、第一百四十三条第十六項並びに第二百五十三条の二第二項及び第三項の規定を除く。）は、衆議院議員及び参議院議員の選挙についてはこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙から、地方公共団体の議

会の議員及び長の選挙については施行日から起算して三月を経過した日以後その期日を告示されれる選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに施行日から起算して三月を経過した日の前日までにその期日を告示されれる地方公共団体の議会の議員及び長の選挙について、なお從前の例による。

21 新法第十一條第一項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後にした行為により刑に処せられた者について適用し、施行日前にした行為により刑に処せられた者については、なお從前の例による。

（文書図面の掲示に関する経過措置）

第三条 第百四十三条に一項を加える改正規定の施行の日前に掲示された文書図面でその改正規

定の施行の際現に新法第一百四十三条第十六項の

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

(外)号報

規定に該当するものがある場合には、当該文書 図面は、新法第百四十七条に規定する文書図面 に該当するものとみなして、同条の規定を適用 する。
(罰則等に関する経過措置)
第四条 施行日前にした行為及び附則第二条の規定によりなお従前の例によることとする事項に係る施行日以後にした行為については、なおこの法律による改正前の公職選挙法第十六条(他の法律において準用する場合を含む。)の規定の例による。
(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第五条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
第六条 及び第四十三条第二項中「十五日」を「十四日」に改める。
(改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の適用区分)
第六条 前条の規定による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法の規定は、施行日以後その期日を告示される審査について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された審査については、なお従前の例による。
(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)
第七条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第百七十九号)の一
部を次のように改正する。
第三条中第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
十五 個人演説会場の立札及び看板の類作成公管費
第三条第十号を同条第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。
十二 選挙事務所の立札及び看板の類作成公管費
十三 選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類作成公管費
第三条第九号の次に次の一号を加える。
十 通常葉書作成公管費
第六条第一項の表由「七四八、八六〇」を「七八〇、九三四」に、「七四六、三一〇」を「七八八、三八四」と、「二、〇九九、一九四」を「二、〇八七、三〇八」と、「二、〇九四、〇九四」を「二、〇八二、二〇八」に改め、同条第二項中「三十五万六千六百十一円」を「三十四万八千六百八十六円」に、「八十九万三千五百十円」を「八十八万一千六百二十四円」に改める。
第十一条中「ビラの作成及びポスターの作成」を「通常葉書の作成、ビラの作成、選挙事務所の立札及び看板の類の作成、選挙運動用自動車又は船舶の立札及び看板の類の作成、ポスターの作成」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

区	分	衆議院議員選挙		参議院議員選挙	
選舉人の数が五十万人未満のもの	一一、八二七、二四一	一二、一三一、四三五	一四、二八一、〇八八	一三、九一六、四六〇	一六、三〇七、七一二
選舉人の数が五十万人以上七十五万未満のもの	一一、八二七、二四一	一二、一三一、四三五	一四、二八一、〇八八	一三、九一六、四六〇	一六、七三一、七七五
選舉人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一六、三〇七、七一二	一六、七三一、七七五	一七、六二三、六一〇	一八、〇四九、二七七	一九、九三五、七〇一
選舉人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一七、六二三、六一〇	一六、七三一、七七五	一九、九三五、七〇一	一〇、四一〇、八〇四	一一、三四七、四九七
選舉人の数が百五十万人以上二百万未満のもの	一九、九三五、七〇一	一一、三四七、四九七	一一、三四七、四九七	一一、三四七、二一〇三	一一、三四七、二一〇三
選舉人の数が一百五十万人未満のもの	一一、三四七、二一〇三	一一、三四七、二一〇三	一一、三四七、二一〇三	一一、三四七、二一〇三	一一、三四七、二一〇三
都及び大都市のある道府県	二七、一八一、〇八四	二七、七一七、二二五	二七、一八一、〇八四	二六、五一八、〇八四	二七、一八一、〇八四
その他他の県	二九、二二三、六〇三	二九、七六一、三四七	二九、二二三、六〇三	二九、二二三、六〇三	二九、二二三、六〇三
都及び大都市のある道府県	三〇、〇一九、六〇三	三〇、五七七、三四七	三〇、〇一九、六〇三	三〇、〇一九、六〇三	三〇、〇一九、六〇三
その他の県	二九、二二三、六〇三	二九、七六一、三四七	二九、二二三、六〇三	二九、二二三、六〇三	二九、二二三、六〇三
都道府県の支庁又は地方事務所	四五、六〇三、三九八	四五、七四三、七八五	四五、六〇三、三九八	四五、六〇三、三九八	四五、六〇三、三九八
その他の県	一、六三二、〇九三	一、六九一、五二八	一、六三二、〇九三	一、六三二、〇九三	一、六三二、〇九三
大都市	六、八三一、一七七	七、〇六五、一六八	六、八三一、一七七	六、八三一、一七七	六、八三一、一七七
認定出先機関					

## 官報(号外)

区		選舉人の数が五万人未満のもの	四、〇五九、一七一	四、一九七、六八四
区		選舉人の数が五十万人未満のもの	五、九八七、一一五円	六、二八四、二九〇円
選舉人の数が五万人以上十万人未満のもの		四、八二九、二五三	四、九六七、七六五	
選舉人の数が十万人以上十五万人未満のもの		五、八四三、七〇二	五、九八二、二一四	
選舉人の数が十五万人以上のもの		七、〇九一、一二七	七、二二九、六三九	
選舉人の数が三万人未満のもの		一、九七八、四二五	一、二〇五八、二八八	
選舉人の数が三万人以上五万人未満のもの		二、六九三、三六六	二、七七四、八三二	
選舉人の数が五万人以上十万人未満のもの		四、〇六四、五八九	四、一六八、八七四	
選舉人の数が十五万人以上二十五万人未満のもの		五、七三九、八五九	五、八八九、七八〇	
選舉人の数が十五万人以上のもの		六、九九二、六三四	七、一五三、九六四	
選舉人の数が千人未満のもの		二〇〇、九六五	一一二、三七四	
選舉人の数が千人以上三千人未満のもの		二一六、三八〇	二二七、七八九	
選舉人の数が二千人以上三千人未満のもの		三四三、七五六	三六六、五七四	
選舉人の数が二千人以上三千人未満のもの		六二九、七四四	六六三、九七一	
選舉人の数が三千人以上五千人未満のもの		九九一、九〇四	一、〇四九、九四九	
選舉人の数が五千人以上一万人未満のもの		一、二六一、五七八	一、三三一、〇三二	
選舉人の数が二万人以上のもの		一、五五三、九一七	一、六三三、七八〇	

市		選舉人の数が三百万人以上のもの	一二、五六四、六二〇	一三、一五八、九七〇
区		選舉人の数が三百万人以上のもの	一二、五六四、六二〇	一〇、一四一、六四〇
都道府県の支庁又は地方事務所	認定出先機関	二、六八六、四七五	二、八〇五、三四五	
大都市		一、三七〇、九七四	一、四三〇、四〇九	
		六、〇〇六、九八〇	六、二三五、一六〇	
		二、五八〇、七七七	二、七一七、六八五	
		一、二六一、四八五	一、三四一、三四八	
選舉人の数が三万人未満のもの		一、三七四、八一七	一、四五四、六八〇	
選舉人の数が五万人以上五万人未満のもの		二、〇五〇、二四五	二、一五一、九一六	
選舉人の数が五万人以上十万人未満のもの				

第十三条第二項の表を次のように改める。

選舉人の数が十五万人以上のもの	二、八〇一、七三六	三、九五〇、〇五三
選舉人の数が千人未満のもの	一、九七六、二九八	三、二三六、〇二四
選舉人の数が千人以上二千人未満のもの	一、七一、一三九	一、八二、五四八
選舉人の数が二千人以上三千人未満のもの	一、七一、一三九	一、八二、五四八
選舉人の数が三千人以上五千人未満のもの	二、八九、〇三五	三、一一、八五三
選舉人の数が五千人以上一万人未満のもの	五、二〇、二六三	五、五四、四九〇
選舉人の数が一万人以上二万人未満のもの	八、一六、七二二	八、六九、七六六
選舉人の数が二万人以上のもの	九、八三、八六〇	一、〇五一、三一四
	一、一五四、九九九	一、二三四、八六一
第十七条第二項中「二、〇九九、一九四」を「二、〇八七、三〇八」に、「一、一五三、〇五四」を「一、一四五、二三〇」に、「一、〇九四、四」を「一、一四五、五八〇」に、「八十九万三千五百十円」を「八十八万千六百二十四円」に、「五十三万九千八百七十円」を「五十三万九百四十六円」に改める。	挙から、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国民審査又は日本國憲法第九十五条の規定による投票については施行日以後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査又は日本國憲法第九十五条の規定による投票から適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに施行日の前日までにその期日を告示された最高裁判所裁判官国民審査及び日本國憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。	挙から、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国民審査又は日本國憲法第九十五条の規定による投票については施行日以後その期日を告示される最高裁判所裁判官国民審査又は日本國憲法第九十五条の規定による投票から適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに施行日の前日までにその期日を告示された最高裁判所裁判官国民審査及び日本國憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。
八条 前条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の適用区分)	衆議院議員及び参議院議員の選挙については施	行日以後その期日を公示され又は告示される選
八条の執行経費の基準に関する法律の規定は、改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の適用区分)	衆議院議員及び参議院議員の選挙については施	行日以後その期日を告示された最高裁判所裁判官国民審査及び日本國憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。
政治資金規正法の一部を改正する法律案	右は多數をもって可決すべきものと議決した。	右は多數をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する

平成四年十一月八

選挙制度に関する  
議論

卷之三

し、又は交付した金錢等（金錢その他政令で定める財產上の利益をいう。以下同じ。）の当該運用に係る当該金錢等に相当する金錢等の收受以外のものを加え、同条第五項中「交付」の下に「で、第八条の一各号に掲げる方法による運用のためにする金錢等の供与又は交付以外のもの」を加える。

第八条の次に次の二条を加える。

## (政治団体及び公職の候補者の政治資金の運 用)

**第八条の二 政治団体はその有する金銭等を、**

公職の候補者はその者が受けた政治活動に関する寄附その他の政治資金に係る金銭等を、

次に掲げる方法以外の方法により運用しては

ならない。

## 貯金又は郵便貯金

## 二 國債証券、地方債証券、政府保証債券

(この元の債券が利息を保証する。) 又は銀行、農  
政府が保証する債券をいう。

林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全

国を地区とする信用金庫連合会の発行する

券等」という。( )の取得

### 三 信託業務を営む銀行又は信託会社への今

第九条第一項各号別記以外の部分を次のよ  
うに錢信託で元本補てんの契約のあるもの

え、これに当該政治団体に係る次に掲げる。

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を掌  
え、これに当該政治団体に係る次に掲げる  
項を記載しなければならない。

平成四年十一月十日 参議院会議録第四号 公職選挙法の一部を改正する法律案外二件

第九条第一項第一号中「収入については、次に」を「すべての収入及びこれに関する次に」に改め、同号ロ中「寄附について」を「寄附(第二十二条の六第二項に規定する寄附を除く。以下ロについて)に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ 第二十二条の六第二項に規定する寄附

については、同一の日に同一の場所で受けた寄附ごとに、その金額の合計額並びに当該年月日及び場所

第九条第一項第二号中「支出については、」を「すべての支出(当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。以下この条、第十二条及び第十七条において同じ。)並びに」に改め、同項に次の一号を加える。

三 金銭等の運用に関する次に掲げる事項

イ 預金(普通預金及び当座預金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。)若しくは貯金(普通貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。)若しくは貯金又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。以下この号及び第十二条第一項第三号ホにおいて同じ。)については、これを預け入れたときは当該預金若しくは貯金又は郵便貯金の種類、預け入れた金融機関又は郵便官署の名称及び所在地並びに預入れの金額及び年月日、これの払戻しを受けたときは当該預金若しくは貯金又は郵便貯金の種類、払戻しを受けた金融機関又は郵便官

署の名称及び所在地並びに払戻しの金額

及び年月日

ロ 国債証券等については、これを取得したときは当該国債証券等の種類及び銘柄、取得先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに取得の年月日、こ

れを譲渡し、又はこれの償還を受けたときは当該国債証券等の種類及び銘柄、譲渡先の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡の年月日又は償還を

受けた年月日及び年月日

ハ 金銭信託については、これを信託したときは当該金銭信託の受託者の名称及び所在地、信託した金額並びに信託の設定期日及び期間、当該金銭信託が終了したときは受託者の名称及び所在地、委託者に帰属した金額並びに信託の終了年月日

並びに譲渡の年月日又は償還を

受けた年月日及び年月日

イ 土地 所在及び面積並びに取得の年月日及び年月日

ロ 建物 所在及び床面積並びに取得の年月日及び年月日

ハ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利に係る土地の所在及び面積並びに当該権利の取得の年月日及び年月日

二 取得の年月日を超過する動産品目及び数量並びに取得の年月日

ホ 預金若しくは貯金又は郵便貯金 預金若しくは貯金又は郵便貯金の残高

ヘ 金銭信託 信託している金額の額及び信託の設定期日

ト 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定す

る有価証券 種類、銘柄及び数量並びに取得の年月日

チ 出資による権利 出資先並びに当該出資先との金額及び年月日

リ 貸付先との残高が百万円を超える貸付金 貸付先及び貸付残高

ヌ 支払われた金額が一百万円を超える敷金 支払先並びに当該支払われた敷金の

第五条第一項第二号中「支出については、」を「すべての支出について、その総額及び自治省令で定める項目別の金額並びに」に改め、同項に次の二号を加える。

三 十二月三十日において有する資産等(次に掲げる資産及び借入金をいう。以下この号及び第十七条第一項において同じ。)

について、当該資産等の区分に応じ、次に掲げる事項

イ 土地 所在及び面積並びに取得の年月日及び年月日

ロ 建物 所在及び床面積並びに取得の年月日及び年月日

ハ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利に係る土地の所在及び面積並びに当該権利の取得の年月日及び年月日

二 取得の年月日を超過する動産品目及び数量並びに取得の年月日

ホ 預金若しくは貯金又は郵便貯金 預金若しくは貯金又は郵便貯金の残高

ヘ 金銭信託 信託している金額の額及び信託の設定期日

ト 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定す

る有価証券 種類、銘柄及び数量並びに取得の年月日

チ 出資による権利 出資先並びに当該出資先との金額及び年月日

リ 貸付先との残高が一百万円を超える貸付金 貸付先及び貸付残高

ヌ 支払われた金額が一百万円を超える敷金 支払先並びに当該支払われた敷金の

金額及び年月日

ル 取得の年月日を超える施設の利用に係る権利、種類及び対象となる施設の名称並びに取得の年月日

ヲ 借入先ごとの残高が一百万円を超える借入金 借入先及び借入残高

ト 第十二条第二項中「同項第二号」の下に「に規定する経費」を加える。

第十七条第一項中「支出」の下に「並びに資産

等」を加える。

第十九条の三第一項中「金銭その他政令で定める財産上の利益(以下この章において「金銭等」という。)」を「金銭等」に改める。

第十九条の六第一項に次の二号を加える。

四 保有金に相当する金額等の運用については、第九条第一項第三号イからハまでに掲げる事項

二 前項及び第四項の規定(匿名寄附の禁止に係る部分に限る。)は、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が千円以下のものについては、適用しない。

第五章に次の二条を加える。

(政治活動に関する寄附への公務員の関与等の制限)

第二十二条の八 国又は地方公共団体の公務員

で次に掲げるものは、その地位を利用して、

政治活動に関する寄附を求める、若しくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に関する

- る寄附に関与してはならない。
- 一 国家公務員法第二条第二項に規定する一般職に属する職員（顧問、参与その他の非常勤職員で政令で定めるものを除く。）
  - 二 裁判所職員臨時指置法（昭和二十六年法律第二百九十九号）に規定する裁判官及び職員で最高裁判所の規則で定めるものを除く。）
  - 三 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第一条に規定する国会職員（同法第二十四条の二に規定する国会職員及び両議院の議長が協議して定める非常勤職員を除く。）
  - 四 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第五項に規定する隊員（同法第七十一条第一項の規定による訓練招集命令により招集されている者以外の予備自衛官を除く。）
  - 五 地方公務員法第三条第二項に規定する一般職に属する職員（地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）、第三条第二項に規定する職員で政令で定めるもの及び同法附則第五項に規定する単純な労務に雇用される職員を除く。）
  - 六 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条に規定する管理者
  - 2 何人も、前項各号に掲げる又は地方公共団体の公務員に対し、同項の規定により当該公務員がしてはならない行為をすることを求めてはならない。
  - 3 第二十六条を次のように改める。
  - 第二十六条 次の各号の一に該当する者（団体

- にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者は、一年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。
- 一 第二十二条第一項及び第二項又は第二十条の二第一項の規定に違反して寄附をした者
  - 二 第二十二条第四項又は第二十二条の二第三項の規定に違反して寄附を受けた者
  - 三 第二十二条の二第三号中「第二十二条の六第二項」を「第二十二条の六第三項」に改める。
  - 四 第二十二条の二第三号、第二十六条の三第二号及び第二十六条の四第二号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選舉運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）は、政治団体によって開催されるようしなければならない。
  - 五 第二十二条の四第二項の規定に違反して寄附を受けた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
  - 六 第二十二条の四を第二十六条の五とし、第二十六条の四を第二十六条の五とし、第二十六条の三の次に次の二条を加える。
  - 七 第二十二条の四の各号の一に該当する者は、六月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。
  - 8 第二十二条の七第一項の規定に違反して寄附のあつせんに係る行為をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
  - 9 第二十二条の八第一項の規定に違反して政治活動に関する寄附を求め、若しくは受け、又は自己以外の者がする政治活動に關する第二十二条の八第一項の規定に違反して

- する寄附に開与した者
- 三 第二十二条の八第二項の規定に違反して同条第一項各号に掲げる又は地方公共団体の公務員に対し同項の規定により当該公務員がしてはならない行為をすることを求めた者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）
  - 四 第二十二条の二を第八条の二とし、第八条の次に二条を加える。
  - 5 第二十八条 第二十三条、第二十六条第一号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第二号及び第二十六条の四第二号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選舉運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）は、政治団体によって開催されるようしなければならない。
  - 6 第八条の二 政治資金パーティー（対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選舉運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）は、政治団体によつて開催されるようしなければならない。
  - 7 第九条第一項第一号ハ中「あつせん」を「寄附のあつせん」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘを同号チとし、同号ホの次に次のように加える。
  - 8 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーの適用がある場合には、その代表者がその訴訟行為につきその政治団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

- 第二条 政治資金規正法の一部を次のように改正する。
- 1 第四条第一項及び第五項中「第八条の二各号」を「第八条の三各号」に改める。
  - 2 第八条の二を第八条の三とし、第八条の次に二条を加える。
  - 3 第二十八条 第二十三条、第二十六条第一号、第二十六条の二第三号、第二十六条の三第二号及び第二十六条の四第二号の規定の違反行為により受けた寄附に係る財産上の利益（第二十二条の六第四項に規定する寄附に係る金銭又は物品を除く。）は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動（選舉運動を含む。これらの者が政治団体である場合には、その活動）に関し支出することとされているものをいう。以下同じ。）は、政治団体によって開催されるようしなければならない。
  - 4 第九条第一項第一号ハ中「あつせん」を「寄附のあつせん」に改め、同号トを同号リとし、同号ヘを同号チとし、同号ホの次に次のように加える。
  - 5 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーの適用がある場合には、その代表者がその訴訟行為につきその政治団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

ト 政治資金パーイーの対価に係る収入

のうち次条第三項の対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金

パーイーごとに、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業

(対価の支払のあつせんをした者が団体

である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名、同項及び

所の所在地位及び代表者の氏名、同項及び

附のあつせんに改め、同号ト中「へ」を「リ」と改め、同号トを同号ダとし、同号ヘを同号リとし、同号ホの次に次のように加える。

ハ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち、特定パーイー(政治資金パーイー)の対価に係る収入の金額が千万円以上であるものをいう。以下この条及び第十八条の二において同じ。又は特定パーイーになると見込まれる政治資金パーイーにおける同一の対価に係る収入がある場合においては、これらのパーイーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の数

ト 一の政治資金パーイーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年以前における収入を含む。)のうち、同一の者からの政治資金パーイーの対価で、その金額の合計額が百万元を超えるものについては、その年に開催される対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価に係る収入の金額及び年月日

チ 一の政治資金パーイーの対価に係る収入(報告書に記載すべき収入があつた年以前における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業並びに当該対価に係る収入の金額及び年月日)を「及び」に改める。

第十三条に後段として次のように加える。

政治資金パーイーの対価に係る収入についても、同様とする。

第十七条第四項中「第十二条第二項及び第三項」を「第十二条第二項から第四項まで」に、「並びに」を「及び」に改める。

第十八条中「及び第十四条」を「第十四条」に、「の規定は」を「及び次の規定は」に改める。

(政治団体以外の者が特定パーイーを開催する場合の特例)

2 前項の場合において、第六条第一項中「そ

の組織の日又は第三条第一項各号若しくは前

条第一項各号の団体となつた日(同項第二号

の団体にあつては、次条第二項前段の規定によ

る届出がされた日)」とあるのは「第十八条

の二第一項の規定により政治団体以外の者が

政治団体とみなされることとなつた日」と「主

としてその活動を行う区域」とあるのは「開催

する政治資金パーイーの開催場所」と、同

項第一号及び第二号中「主としてその活動を行

う」とあるのは「政治資金パーイーを開催

する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーイーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金

パーイーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金

パーイーに要する経費の金額を差し引いた

残額を支出することとされている者の氏名(その者が団体である場合には、その名称)を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催

計画書等」と、同条第三項中「第一項」とある

のは「前二項」と、第七条中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動(選挙運動を含む。)」とあるのは「政治資金バー  
ティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政  
治資金バー  
ティーに係る対価の支払」と、第  
八条の三中「その有する」とあるのは「政治資  
金バー  
ティーの開催に關してされた収入に係  
る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第  
九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは  
「政治団体の開催する政治資金バー  
ティーに  
係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」  
とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、  
「毎年十一月三十一日現在で、当該政治団体  
に係るその年における収入、支出その他の事  
項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団  
体の開催した政治資金バー  
ティーに係る次に  
掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内  
(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議  
員の通常選挙の公示の日から選挙の期日まで  
の期間がかかる場合には、四月以内)」とある  
のは「当該政治資金バー  
ティーの終了した日  
から三月以内」と、同項第一号中「すべての收  
入」とあるのは「すべての収入(予定される収  
入を含む。  
以下この号において同じ。)」と、  
同号ロ及びハ中「年間百万円」とあるのは「百  
万円」と、同号ト及びチ中「その年における対  
価」とあるのは「当該対価」と、同項第一号中  
「すべての支出」とあるのは「すべての支出(予  
定される支出を含む。  
以下この号において同  
じ。)」と、同条第二項中「支出について」とあ  
るのは「支出(予定される支出を除く。)につい  
て」と、第十七条第一項中「政治団体が解散

し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第二項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により提出した政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年に提出しないときは「提出しないとき」と、第二二二条中「交付」とあるのは「対価の支払」とし、その他の

附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に關し必要な技術的説替えその他必要な事項は、政令で定める。

第一項の規定により政治団体とみなされることは、  
政治団体以外の者について、第二項の規定により読み替えて適用される第十二条第一項の規定による報告書が提出されたとき又は第二項の規定により読み替えて適用される第六条各項の規定により読み替えて適用される第十三条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催が中止された場合において第二項の規定により読み替えて適用される第十四条第一項の規定による報告書が提出されたときは、当該政治団体とみなされる政治団体に

外の者は、政治団体でなくなつたものとみなす。

（政治資金パリティーの対価の支払に関する  
加える。）

**第二十二条の八 政治資金パーティーを開催する者は、一の政治資金パーティーにつき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けてはならない。**

2 政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金バー・ティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金

パートナーの対価の支払である旨を書面により告知しなければならない。

ティーにつき、百五十万円を超えて、当該政治資金パーティーの対価の支払をしてはならない。

4 第二十二条の第六項及び第一項並びに第三項並びに第四項の規定は、政治資金パーティの対価の支払について準用する。この場合において、第六項の規定は、第二十二条の六第一項中「政治活動に関する支

附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは、政治資金パーティーの対価の支払」と、前条第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「当該対価の支払のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、

と、「寄附」とあるのは「対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金額等」と読み替えるものとする。

5 第二項に規定する告知に係る書面に記載すべき文言については、自治省令で定める。

第二十六条の二に次の二号を加える。

五 第二十二条の八第四項において「対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者）」

第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者（団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をし

た者）

六 第二十二条の八第四項において準用する

第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、そ

の役職員又は構成員として当該違反行為をし

た者）

第二十二条の八第四項において準用する

第二十二条の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、そ

の役職員又は構成員として当該違反行為をし

た者）

四 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、そ

の役職員又は構成員として当該違反行為をし

た者）

五 第二十二条の八第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、そ

の役職員又は構成員として当該違反行為をし

た者）

六 第二十二条の八第一項の規定に違反して対価の支払を受けた者（団体にあつては、そ

の役職員又は構成員として当該違反行為をし

た者）

二 第二十二条の八第四項において準用する

第二十二条の五を次のように改める。

#### 附 則

第一条 この法律は、平成五年一月一日から施行する。ただし、第一条の規定及び附則第七条から第十一条までの規定は、同年四月一日から施行する。

八第一項」を「第二十二条の九第一項」に、「又は」を「若しくは」に、「関与した者」を「関与し、又は」

は政治資金パーティーに対価を支払って参加す

ることを求め、若しくは政治資金パーティーの

対価の支払を受け、若しくは自以外の者がす

るこれらの行為に関与した者」に改め、同号を

同条第二号とし、同条第一号の次に次の一号を

加える。

二 第二十二条の八第四項において準用する

第二十二条の七第一項の規定に違反して対

価の支払のあつせんに係る行為をした者

（団体にあつては、その役職員又は構成員

として当該違反行為をした者）

（第一条の規定による改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の政治資金規

正法（以下附則第六条までにおいて「新法」とい

う。）第四条第一項の規定は、第一条の規定の施

行の日（以下附則第六条までにおいて「施行日」

といふ。）以後に收受される金銭、物品その他の

財産上の利益で施行日以後に運用に供される金

銭等に相当する金銭等の当該運用に係る收受に

ついて適用し、施行日以後に收受される金銭、

物品その他の財産上の利益で施行日前に運用に

供された金銭等に相当する金銭等の当該運用に

係る收受については、なお從前の例による。

第三条 新法第八条の二の規定は、施行日以後に

新たに運用に供される政治団体の有する金銭等

及び公職の候補者が受けた政治活動に関する寄

附その他の政治資金に係る金銭等の全部又は一

部に相当する金銭等の運用について適用する。

第四条 新法第九条第一項第三号の規定は、施行

日以後に新たに運用に供される政治団体の有す

る金銭等の運用について適用する。

第五条 新法第十二条第一項（新法第十七条第一

同項の報告書を提出すべき事由が生じた場合に

おける当該報告書の提出については、なお從前

の例による。

第六条 新法第十九条の六第一項第四号の規定

は、施行日以後に新たに運用に供される保有金

に相当する金銭等の運用について適用する。

第七条 第二条の規定による改正後の政治資金規

正法（以下附則第十一条までにおいて「新法」とい

う。）第九条第一項第一号への規定は、第二条の

規定の施行の日（以下附則第十一条までにお

いて「施行日」という。）以後に開催される政治資

金パーティの対価に係る収入で施行日以後に

受け取られるものについて適用する。

第八条 新法第十条第三項の規定は、施行日以後

に開催される政治資金パーティの対価に係る

収入のうち対価の支払のあつせんをされたもの

を含む。以下この条において同じ。）の規定は、

施行日以後に集められる対価として支払われ

る金銭等について適用する。

第九条 新法第十二条第一項第一号へ及びト（新

法第十七条第一項の規定によりその例によるこ

官報(号外)

場合を含む。)の規定は、施行日以後に開催される政治資金バーイーの対価に係る収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

3 新法第十二条第三項の規定は、施行日以後に開催される政治資金バーイーの対価に係る収入で施行日以後に收受されるものについて適用する。

第十一条 新法第十八条の二の規定は、施行日以後に同条第一項の特定バーイーになると見込まれる政治資金バーイー(第二条の規定の施行の際現に特定バーイーとなっているもの)を含む。以下この条において同じ。)を開催する政治団体以外の者について適用する。この場合において、第二条の規定の施行の際現に施行日以後に特定バーイーになると見込まれる政治資金バーイーを開催しようとしている政治団体以外の者に係る同項の規定の適用については、同項中「当該政治資金バーイーを開催しようとする時」とあるのは、「政治資金規正法の一部を改正する法律(平成四年法律第二号)」の規定の施行の日とする。

第十二条 新法第二十二条の八第一項から第三項までの規定は、施行日以後に開催される政治資金バーイーの対価で、施行日以後に支払を受け又は支払をするものについて適用する。

2 新法第二十二条の八第四項の規定は、施行日以後に開催される政治資金バーイーの対価の支払で、施行日以後にされるもの及び施行日以後に開催される政治資金バーイーの対価に係る

収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

収入のうち対価の支払のあっせんをされたもので施行日以後に集められる対価として支払われる金銭等について適用する。

(罰則に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

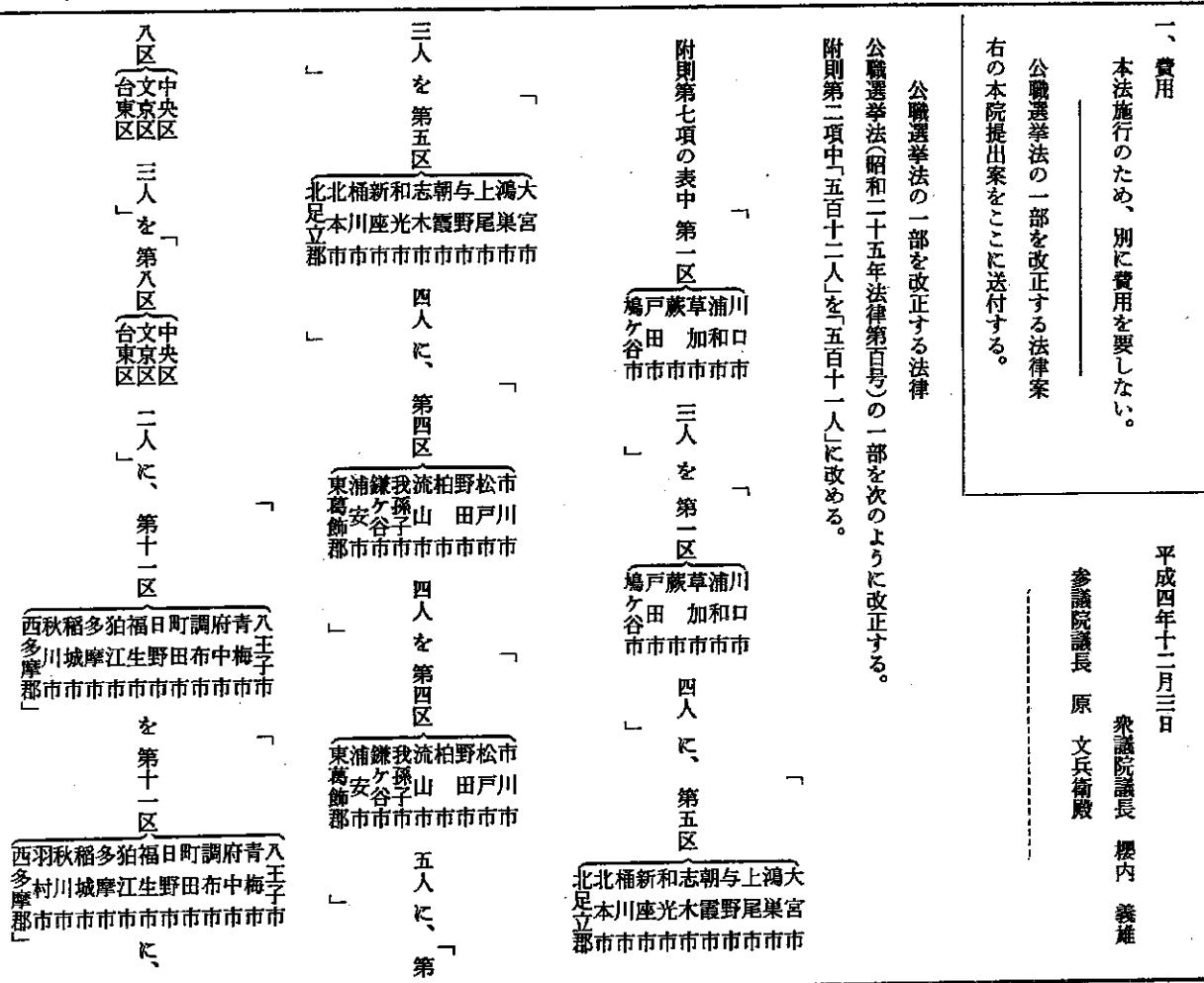
(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

平成四年十二月八日  
公職選挙法の一部を改正する法律案  
右は多數をもって可決すべきものと議決した。  
よつて要領書を添えて報告する。

参議院議長 原 文兵衛殿  
選舉制度に関する特別委員長 鎌田 要人

要領書  
一、委員会の決定の理由  
本法律案は、衆議院議員の各選舉区の議員一人当たりの人口に著しい格差が生じている現状等にかんがみ、衆議院議員の選挙について、当分の間、総定数を五百十一人とし、各選舉区において選舉すべき議員の数を改める等の措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。



平成四年十二月三日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。  
公職選挙法の一部を改正する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

公職選挙法の一部を改正する法律  
附則第二項中「五百十二人」を「五百十一人」に改める。

公職選挙法(昭和二十五年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

藤相茅大相模原市市市市市市市市

第四区  
瀬旭港戸金磯保南  
谷 南塙沢子ヶ谷  
区区区区区区区区

区  
泉栄瀬旭港戸金磯保南  
土  
谷 南塚沢子ヶ谷  
区区区区区区区区区区

三区

四人を第三区

			和歌山県 第二区
大分県 第二区	熊本県 第二区	福岡県 第一区	広島県 第一区
二人	四人	六人	四人
			二人

附則第十項を次のように改める。

**別表第一**の規定にかかるらず、當分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡は、鹿児島県第一区内に属するものとする。

附則第十一項を削り、附則第十二項を附則第十項とし、附則第十三項から第十六項までを一項

つ繰り上げ、附則第十七項中「附則第十五項」を  
附則第十四項に改め、同項を附則第十六項と

、附則第十八項を附則第十七項とし、附則第十

「元項を附則第十八項」とし、附則第二十項中「附則第十八項」を「附則第十七項」に改め、同項を附則

第十九項とし、附則第二十一項を附則第二十項と

附則第二十二項中「附則第十五項から第十八項まで」を「附則第十四項から第十七項まで」に改め、同項を附則第二十一項とする。

この法律は、次の総選挙から施行する。

議者衆議院議員綿貫民輔君より、それぞれ趣旨説明を聴取した後、提出者、発議者及び宮澤内閣総

委員会におきましては、以上二法律案を一括して議題とし、衆第七号及び同第八号の二法律案について衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長松永光君より、衆第四号の法律案について発

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆議院議員の選舉について、当分の間、総定数を五百十一人とすること、九選挙区においてその定数を各一名増員し、十選挙区において各一名減員すること、及び、その定数がゼロとなる奄美群島選挙区については、当分の間、鹿児島県第一区に属するものとする）を内容とするものであります。

主な内容とするものであります。  
次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第八号）は、政治資金ペーティーについての規制、政治資金の運用の規制、政治団体が有する資産等の公開、政治活動に関する寄附等への公務員の関与の制限、寄附の量的制限違反に対する罰則の強化、違法な寄附の没収等を主な内容とするものであります。

案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

理大臣等に対し、政治改革への総理の取り組み姿勢、選挙権の平等と議員定数の格差是正のあり方、都道府県間の人口と議員定数の逆転現象拡大、規正法違反の罰則の強化、選挙運動期間の短縮等について質疑が行われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より三法律案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、三法律案はそれぞれ多数をもっていすれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第七号)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出第四号)について採決をいたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

一、費用  
本法施行に伴い、平成四年度に必要な経費は、約十二億千六百万円である。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。  
平成四年十一月一日

参議院議長 櫻内 義雄  
参議院議長 原 文兵衛殿  
上公人君

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。  
第十五条中「百二十四万七千円」を「百二十八万二千円」に、「百一万一千円」を「百四万円」に改め

する法律  
別表(第二条関係)

別表(第二条関係)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律(昭和二十三年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条中「百二十四万七千円」を「百二十八万二千円」に、「百一万一千円」を「百四万円」に改め

する法律

別表を次のように改める。

区	分	報酬額
最 高 裁 判 所 長 官		二、一六七、〇〇〇円
最 高 裁 判 所 判 事		一、五八一、〇〇〇円
東 京 高 等 裁 判 所 長 官		一、五一四、〇〇〇円
そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官		一、四〇三、〇〇〇円
一 号		一、二六六、〇〇〇円
二 号		一、一一七、〇〇〇円
三 号		一、〇四〇、〇〇〇円
四 号		八八一、〇〇〇円
五 号		七六一、〇〇〇円
六 号		六八六、〇〇〇円
七 号		六一七、〇〇〇円
八 号		五五七、〇〇〇円
三 号		四四四、八〇〇円
二 号		四〇六、一〇〇円
一 号		三七六、七〇〇円

四号	三五〇、八〇〇円
五号	三三四、一〇〇円
六号	三〇六、三〇〇円
七号	二八五、八〇〇円
八号	二七五、〇〇〇円
九号	二五〇、〇〇〇円
十号	二四〇、九〇〇円
十一号	二二六、六〇〇円
十二号	二一八、一〇〇円
一号	八八一、〇〇〇円
二号	七六一、〇〇〇円
三号	六八六、〇〇〇円
四号	六一七、〇〇〇円
五号	四六五、四〇〇円
六号	四四四、八〇〇円
七号	四〇六、一〇〇円
八号	三七六、七〇〇円
九号	三五〇、八〇〇円
十号	三三四、一〇〇円
十一号	三〇六、三〇〇円
十二号	二八五、八〇〇円
十三号	二七五、〇〇〇円
十四号	二五〇、〇〇〇円
十五号	二四〇、九〇〇円
十六号	二二六、六〇〇円
十七号	二一八、一〇〇円

## 簡易裁判所判事

区検事長	分検事長	別表(第二条関係)
東京高等検察庁検事長	第一、二九一、〇〇〇円	のであって、妥当な措置と認める。
その他	一、五八一、〇〇〇円	一、費用
その他	一、二九一、〇〇〇円	本法施行に伴い、平成四年度に必要な経費は、約九億千万円である。
その他	一、四〇三、〇〇〇円	

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与とみなす。

## 審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年十一月十日

法務委員長 片上 公人

参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするも

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。  
第九条中「六十六万六千円」を「六十八万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。  
第九条中「六十六万六千円」を「六十八万六千円」に改める。

別表を次のように改める。

官報(号外)

平成四年十一月十日 参議院会議録第四号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

検

事

一 号		一、二六六、〇〇〇円
二 号		一、一一七、〇〇〇円
三 号		一、〇四〇、〇〇〇円
四 号		八八一、〇〇〇円
五 号		七六一、〇〇〇円
六 号		六八六、〇〇〇円
七 号		六一七、〇〇〇円
八 号		五五七、〇〇〇円
九 号		四四四、八〇〇円
十 号		四〇六、一〇〇円
十一 号		三七六、七〇〇円
十二 号		三五〇、八〇〇円
十三 号		三一四、一〇〇円
十四 号		三〇六、三〇〇円
十五 号		二八五、八〇〇円
十六 号		二七五、〇〇〇円
十七 号		二五〇、〇〇〇円
十八 号		二四〇、九〇〇円
十九 号		二二六、六〇〇円
二十 号		二一八、一〇〇円
一 号		六一七、〇〇〇円
二 号		四六五、四〇〇円
三 号		四四四、八〇〇円
四 号		四〇六、一〇〇円
五 号		三七六、七〇〇円
六 号		三五〇、八〇〇円

副

事

七 号		三三四、一〇〇円
八 号		三〇六、三〇〇円
九 号		二八五、八〇〇円
十 号		二七五、〇〇〇円
十一 号		二五〇、〇〇〇円
十二 号		二四〇、九〇〇円
十三 号		二二六、六〇〇円
十四 号		二一八、一〇〇円
十五 号		二〇五、〇〇〇円
十六 号		一九三、一〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成四年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内扱とみなす。

〔片上公人君登壇、拍手〕

○片上公人君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、この例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするとあります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議

題とし、給与改定の早期実現、初任給調整手当引き上げの必要性、裁判官及び検察官の住宅、通勤事情等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終わり、順次採決した結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、平成三年度歳入歳出の決算上の剰余金の処理の

## 特例等に関する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長野末陳平君。

## 審査報告書

## 平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

## 平成四年十二月十日

大蔵委員長 野末 陳平  
参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を資本金及び準備金の合計額の十二倍から十四倍に引き上げるとともに、同行に対する政府の追加出資についての規定を整備しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

## 千三百十八億円の全額を平成四年度の一般財源に充てることが予定されており、また、一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還の延期により国債費は五千五百八十六億円減額されることとなる。

平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

## 平成四年十二月一日

## 衆議院議長 櫻内 義雄

## 参議院議長 原 文兵衛殿

## 平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

## の特例等に関する法律案

## 平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

## おいて緊急に講すべき特別措置に関する法律

(昭和六十一年法律第七十六号)第二条第一項及び日本国有鉄道清算事業団の債務の負担の軽減を図るために平成二年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律(平成二年法律第四十

五号)第二条第二項の規定により一般会計において承継した債務のうち平成四年度において償還すべき金額については、それぞれその償還を延期することができる。この場合において、当該延期に係る金額については、十年(五年以内の据置期間を含む)以内に償還しなければならない。

## 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中「昭和六十六年度」を「平成三年度」に、「昭和六十七年度」を「平成四年度」に、「昭和六十八年度」を「平成五年度」に、「昭和六十九年度」を「平成六年度」に、「昭和七十年度」を「平成七年度」に、「昭和七十一年度」を「平成八年度」に、「昭和七十二年度」を「平成九年度」に、「昭和七十三年度」を「平成十年度」に、「昭和七十四年度」を「平成十一年度」に、「昭和七十五年度」を「平成十二年度」に改める。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

## 平成四年十二月一日

## 衆議院議長 櫻内 義雄

## 参議院議長 原 文兵衛殿

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

## 平成四年十二月十日

大蔵委員長 野末 陳平

参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を資本金及び準備金の合計額の十二倍から十四倍に引き上げるとともに、同行に対する政府の追加出資についての規定を整備しようとするものであ

り、おおむね妥当な措置と認める。

## 一、費用

本法律施行に伴い、平成四年度において、日本開発銀行の貸付金等の増加額は、約七千億円と見込まれる。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

## 平成四年十二月一日

## 衆議院議長 櫻内 義雄

## 参議院議長 原 文兵衛殿

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

## 特例等に関する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長野末陳平君。

## 審査報告書

## 平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

## の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

## 平成四年十二月十日

大蔵委員長 野末 陳平  
参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成四年度における租税収入の動向等にかんがみ、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第一条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第二条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成四年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営のために昭和六十一年度におむね妥当な措置と認める。

## 特例等に関する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長野末陳平君。

## 審査報告書

## 平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

## の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

## 平成四年十二月十日

大蔵委員長 野末 陳平  
参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成四年度における租税収入の動向等にかんがみ、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第一条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第二条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成四年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営のために昭和六十一年度におむね妥当な措置と認める。

## 特例等に関する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長野末陳平君。

## 審査報告書

## 平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

## の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

## 平成四年十二月十日

大蔵委員長 野末 陳平  
参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成四年度における租税収入の動向等にかんがみ、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第一条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第二条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成四年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営のために昭和六十一年度におむね妥当な措置と認める。

## 特例等に関する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長野末陳平君。

## 審査報告書

## 平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

## の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

## 平成四年十二月十日

大蔵委員長 野末 陳平  
参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成四年度における租税収入の動向等にかんがみ、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第一条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第二条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成四年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営のために昭和六十一年度におむね妥当な措置と認める。

## 特例等に関する法律案

## 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

(いすれも内閣提出、衆議院送付)  
以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。  
まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長野末陳平君。

## 審査報告書

## 平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理

## の特例等に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。

## 平成四年十二月十日

大蔵委員長 野末 陳平  
参議院議長 原 文兵衛殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、平成四年度における租税収入の動向等にかんがみ、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第一条 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第六条第一項の規定は、平成三年度の一般会計歳入歳出の決算上の剩余金については、適用しない。

(一般会計において承継した債務等の償還の特例)

第二条 政府は、地方交付税法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第三十七号)附則第三項の規定により一般会計に帰属した借入金のうち同項の規定により平成四年度に償還するものとされている金額並びに日本国有鉄道の経営する事業の運営のために昭和六十一年度におむね妥当な措置と認める。

追加して出資することができる。

4 日本開発銀行は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第十八条の二第一項中「第四条第一項」を「第四条に、「十二倍」を「十四倍」に改め、同条第二項中「第四条第一項」を「第四条」に改める。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○野末陳平君登壇 拍手  
案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案は、平成四年度における租税収入の動向等にかんがみ、平成三年度の決算上の剩余金については、財政法第六条第一項の規定を適用しないこととし、その全額を不足財源に充てるとともに、一般会計において承継した債務等の資金運用部に対する償還を延期する特例措置を講じようとするものであります。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案

は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、貸し出しの原資となる借入金等の限度額を引き上げるとともに、政府の追加出資規定を整備しようとするものであります。

委員会におきましては、兩法律案を一括して議題とし、質疑を行いましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本

共産党を代表して吉岡吉典委員より兩法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、兩法律案はいざれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原文兵衛君) 興半数と認めます。よつて、両案は可決されました。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長佐藤三吾君。

#### 審査報告書

地方交付税法等の一部を改正する法律案

右は多數をもって可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

平成四年十一月十日

地方行政委員長 佐藤 三吾

参議院議長 原 文兵衛殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、地方財政の状況等にかんがみ、地方交付税の総額を確保するため、平成四年度分における交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額しようとするものであつて、おむね妥当な措置と認める。

#### 一、費用

本法施行のため、平成四年度補正予算により交付税及び譲与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金勘定において、一般会計から同特別会計に繰り入れられる地方交付税交付金が一兆五千六百八十二億二千三百万円減少することになり、その補てん財源として、資金運用部資金から一兆五千六百八十二億二千三百万円の借入れを行うこととしている。

地方交付税法等の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

第二条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「六千百七十六億七千八百円」を「二兆千八百五十九億八十二万九千円」に改め、同項の表を次のように改める。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
平成四年十二月一日

参議院議長 原 文兵衛殿  
衆議院議長 横内 義雄

年	度	控除額	額
平成五年度		五百七十八億円	千九百七十九億円
平成六年度		二千百五十二億円	一千三百三十五億円
平成七年度		二千五百四十九億円	一千七百六十四億円
平成八年度		三千九億円	三千二百六十八億三千八百万円
平成十一年度			
平成十二年度			

## 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔佐藤三吾君登壇、拍手〕

○佐藤三吾君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、今回の補正予算により平成四年度分の地方交付税が一兆五千六百八十二億円減少することとなります。当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額しようすることを主な内容とするものであります。

委員会におきましては、政府より趣旨説明を聽取した後、交付税減少に伴う補てん措置、総合経済対策と地方財政措置、地域福祉基金等の諸問題について熱心な質疑が行われました。質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

○議長(原文兵衛君) 過半数と認めます。

○議長(原文兵衛君) 本案は可決されました。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成四年十一月一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案

の提出

第一条 この法律は、国会議員の資産の状況等を国民の不断の監視と批判の下におくため、国会議員の資産等を公開する措置を講ずること等により、政治倫理の確立を期し、もって民主政治の健全な発達に資することを目的とする。

(資産等報告書等の提出)

第二条 国会議員は、その任期開始の日(再選挙又は補欠選挙により国会議員となつた者にあってはその当選の効力発生の日とする。次項において同じ。)において有する次の各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日起算して百日を経過する日までに、その国議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

一 土地(信託している土地(自己が帰属権利者であるものに限る。)を含む。)所在、面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続(被相続人からの遺贈を含む。以下同じ。)により取扱った場合は、その旨

二 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権 当該権利の目的となつている土地の所在及び面積並びに相続により取得した場合

三 建物 所在、床面積及び固定資産税の課税標準額並びに相続により取得した場合は、そ

の旨

四 預金(当座預金及び普通預金を除く。)貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便金を除く。)預金、貯金及び郵便貯金の額

五 金銭信託 金銭信託の元本の額

六 有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項及び第二項に規定する有価証券に限る。)種類及び種類ごとの額

七 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品(取扱い、株数及び額面金額の総額)

八 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)ゴルフ場の名称

九 貸付金(生計を一にする親族に対するものとされるを得たものに限る。)貸付金の額

十 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)借入金の額

2 国会議員は、その任期開始の日後毎年新たに有することとなつた前項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ同項各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、その翌年四月一日から同月三十日までの間に、その

国会議員の属する議院の議長に提出しなければ

官報(号外)

ならない。

(所得等報告書の提出)

第三条 国会議員(前年一年間を通じて国会議員

であった者(任期満了又は衆議院の解散による

任期終了により国会議員でない期間がある者で

当該任期満了又は衆議院の解散による選挙によ

り再び国会議員となつたものにあっては、当該

国会議員でない期間を除き前年一年間を通じて

国会議員であった者)に限る。)は、次の各号に

掲げる金額及び課税價格を記載した所得等報告

書を、毎年、四月一日から同月三十日までの間

(当該期間内に任期満了又は衆議院の解散によ

る任期終了により国会議員でない期間がある者

で当該任期満了又は衆議院の解散による選挙によ

り再び国会議員となつたものにあっては、同

月一日から再び国会議員となつた日から起算し

て三十日を経過する日までの間)に、その国会

議員の属する議院の議長に提出しなければなら

ない。

一 前年分の所得について同年分の所得税が課される場合における当該所得に係る次に掲げる金額(当該金額が百万円を超える場合については、当該金額及びその基因となつた事実)イ 総所得金額(所得税法(昭和四十年法律第二十三条)第二十二条第二項に規定する総所得金額をいう。)及び山林所得金額(同条第三項に規定する山林所得金額をいう。)に係る各種所得の金額(同法第二条第一項第二十二号に規定する各種所得の金額をいう。)

ロ 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の規定により、所得税法第二十一

2 何人も、各議院の議長に対し、前項の規定に

係る規定にかかわらず、他の所得と区分して計算された所得の金額であつて両議院の

議長が協議して定めるもの

二 前年中ににおいて贈与により取得した財産に

ついて同年分の贈与税が課される場合における当該財産に係る贈与税の課税價格(相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第二十二条の二に規定する贈与税の課税價格をいう。)

(関連会社等報告書の提出)

第四条 国会議員は、毎年、四月一日において報酬を得て会社その他の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下この条において同じ。)の役員、顧問その他の職に就いている場合には、当該会社その他の法人の名称及び住所並びに当該職名を記載した関連会社等報告書を、同月一日から同月三十日までの間(当該期間内に任期満了又は衆議院の解散による任期終了により国会議員となつたものにあっては、同月一日から起算して三十日を経過する日までの間)に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

第五条 前三条の規定により再び国会議員となつたものにあっては、同月一日から再び国会議員となつた日から起算して三十日を経過する日までの間)に、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

(資産等報告書等の保存及び閲覧)

第六条 この法律に定めるもののほか、国会議員の資産等の公開に関する規程は、両議院の議長が協議して定める。

(地方公共団体における資産等の公開)

第七条 都道府県及び地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市の議会の議員並びに都道府県知事及び市町村長(特別区の区長を含む。)の資産等の公開については、平成七年十二月三十一日までに、条例の定めるところにより、この法律の規定に基づく国会議員の資産等の公開の措置に準じて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この法律は、平成五年一月一日から施行する。

2 この法律の施行の日において国会議員である者は、同日において有する第二条第一項各号に掲げる資産等について、当該資産等の区分に応じ当該各号に掲げる事項を記載した資産等報告書を、同日から起算して百日を経過する日までに、その国会議員の属する議院の議長に提出しなければならない。

3 前項の規定により提出された資産等報告書について、第五条の規定を準用する。

4 参議院議長 原 文兵衛殿

5 衆議院議長 横内 義雄

6 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

7 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部

8 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

9 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

10 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

11 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

12 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

13 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

14 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

15 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

16 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

17 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

18 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

19 参議院議長の秘書の給与等に関する法律の一部

より保存されている資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができる。

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成四年十二月十日

議院運営委員長 井上 孝  
参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される別表第一及び別表第二の給料表を全部改定するとともに、給料表の額に加算される調整手当相当額の支給割合を改定しようとするとあって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、平成四年度において、約三億円である。

二、改正する法律案

国会議員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の本院提案案をここに送付する。

平成四年十二月一日

參議院議長 原 文兵衛殿

国会議員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

二項第一号の人事院規則で定める地域及び官署に係る同号に掲げる割合(以下この項において「用地の調整手当に係る割合」という。)を「百分の十一」

に、「甲地の調整手当」に係る割合を」「百分の二を」に改める。  
別表第一及び別表第二を次のように改める。

(施行期日等)  
附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三項の改正規定及び附則第三項の

規定は、平成五年四月一日から施行する。  
2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定  
を除く。附則第四項において同じ。）による改正  
後の国会議員の秘書の給与等に関する法律（以  
下「改正後の法」という。）の規定は、平成四年四

(給料月額の特例に関する暫定措置) 用一由から適用する。

8 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては、この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律附則第十三項中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

(給与の内訳)

4 改正後の法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の国會議員の秘書の給与等に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

〔井上孝君登壇、拍手〕

につきまして、議院運営委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

級	号	給	料	月	額
一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三
五	四	三	二	一	一

別表第一(第三条関係)

五

等の公開等に関する法律案は、政治倫理の確立を期し、国会議員の資産の状況等を国民の不斷の監視と批判のもとに置くため、国会議員の資産等を公開する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、提出者の中西衆議院議院運営委員長から趣旨説明を聴取した後、審査の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用されてい る別表第一及び別表第二の給料表を全部改定するところだ。その給料表の額に加算される調整手当相当額の支給割合を改定しようとするものであります。

なお、給料表の改定については、本年四月から適用し、調整手当相当額の支給割合の改定については、平成五年四月から施行することとしたしております。

は全会一致をもって可決すべしものと決定いたしました。

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括してや  
決いたします。

(号外) 報官

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

平成四年十一月十日

内閣委員長 守住 有信

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成四年八月七日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、住居手当、通勤手当及び宿直手当の額を改定するとともに、扶養手当の支給条件である扶養親族の範囲の拡大、民間賃金等の極めて高い地域に係る調整手当の支給割合の改定等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

以上二案を一括して議題とする」と御異議」

する法律案

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上二案を一括して議題とする」と御異議」

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(原文兵衛君) この際、日程に追加して、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。住有信君。

政府及び人事院は、次の事項について十分配慮すべきである。

一般職の職員の給与等に関する法律の趣旨にかんがみ、公務員給与の改善を速やかに実施するよう適切な措置を講ずるよう努めること。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

社会生活の多様化への対応等を踏まえ、結論を得るよう努めること。

右決議する。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成四年十一月一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

一般職の職員の給与等に関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項第一号中「二十七万六千円」を「二十八万五千円」に改め、同項第二号中「四万八千五百円」を「四万九千五百円」に改める。

第十三条の三第一項第一号中「二十九百円」を「三百円」に、「一万三千円」を「一万四千円」に、「五千五百円」を「一万三千七百円」に、「一万四千六百円」を「一万八千五百円」に、「一万三千五百円」を「一万一千五百円」に、「一万八千八百円」を「二万九百円」に改める。

第十九条の二第一項中「一千九百円」を「二千二百円」に、「一万三千円」を「一万四千円」に、「五千五百円」を「五千六百円」に、「四千三百五十円」を「四千八百円」に、「二万九千五百円」を「二万一千円」に、「七千六百五十円」を「八千四百円」に改め、同条第二項中「一万四千円」を「一万五千円」に改める。

第二十二条第一項中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改めた。よつて要領書を添えて報告する。

第十二条の六第一項中「の規定により調整手当を支給される期間及び」を「又は」に、「第十二条の三及び前条」を「前三条」に改め、同条第二項中「第十二条の三第二項第一号の人事院規則で定める」を「第十二条の三第二項各号に掲げる割合のうち最も高いものに係る」に改める。

第十二条の七第一項第一号中「一万千円」を「一万二千円」に改め、同条第二項第一号中「二万千円」を「二万三千円」に、「一万千円」を「一万五千円」に、「一万千円」を「一万三千円」に改める。

第十二条の七第一項第一号中「六千二百円」を「六千五百円」に、「八千三百円」を「八千九百円」に、「一万四百円」を「一万三千七百円」に、「一万四千六百円」を「一万六千五百円」に、「一万三千五百円」を「一万三千七百円」に、「一万四千六百円」を「一万八千五百円」に、「一万八千八百円」を「二万九百円」に改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

## イ 行政職俸給表(一)

職員の年 号	俸給月額 1 級	俸給月額 2 級	俸給月額 3 級	俸給月額 4 級	俸給月額 5 級	俸給月額 6 級	俸給月額 7 級	俸給月額 8 級	俸給月額 9 級	俸給月額 10 級	俸給月額 11 級
1	—	—	—	175,300	205,000	221,700	240,900	259,200	279,500	312,500	350,700
2	127,800	161,400	181,200	212,800	230,000	249,400	268,000	288,900	324,200	363,000	399,200
3	181,800	187,800	220,700	288,500	257,800	277,100	288,500	308,500	336,000	375,400	413,900
4	186,200	194,600	228,000	246,700	268,500	288,200	308,500	347,800	388,000	428,800	468,700
5	141,000	180,100	203,000	237,400	254,800	275,200	295,600	318,600	359,300	400,700	458,700
6	146,600	184,700	207,800	245,600	262,900	283,900	304,800	328,600	371,500	413,300	473,700
7	152,300	188,300	215,000	253,500	271,100	292,700	314,600	338,700	383,700	425,300	489,000
8	157,800	183,800	222,100	261,400	279,200	301,900	324,800	348,800	385,900	428,300	504,500
9	162,100	188,000	228,200	269,200	287,300	311,100	334,100	358,500	408,000	450,400	518,700
10	166,400	202,200	234,200	277,000	295,400	320,700	343,900	368,800	419,600	463,900	524,800
11	168,200	206,500	240,100	284,700	303,500	320,500	353,800	378,800	420,800	474,800	546,700
12	170,800	210,700	245,800	292,300	311,400	340,200	362,900	388,800	441,900	484,500	554,600
13	173,800	214,900	251,300	289,700	319,800	349,900	371,800	398,800	451,300	493,200	562,100
14	176,400	218,300	256,500	307,100	327,000	358,200	378,800	408,100	459,200	501,400	568,300
15	177,500	221,500	261,500	313,800	333,300	367,700	387,000	415,800	466,800	506,000	573,100
16	179,100	224,400	268,400	320,200	339,100	374,500	393,400	423,000	472,200	517,800	581,100
17	177,400	227,400	270,900	324,900	344,400	381,900	399,000	427,800	476,800	521,100	586,700
18	230,200	274,800	329,000	348,800	365,800	403,900	432,400	463,800	503,400	544,500	608,700
19	232,400	278,400	333,100	352,900	380,100	408,500	438,800	474,700	515,800	556,300	621,100
20	231,300	336,100	356,700	394,500	412,900	440,700	472,200	503,400	542,200	581,100	638,700
21	234,100	339,000	369,000	398,900	416,800	444,600	476,800	507,700	546,800	585,100	641,100
22	236,800	341,800	368,300	408,000	426,500	454,200	484,700	514,800	553,400	591,100	649,100
23	239,500	344,800	368,700	406,700	424,700	452,400	482,800	512,100	551,100	589,300	647,100
24	242,000	347,300	370,000	410,800	430,700	459,700	490,200	520,500	559,100	597,400	655,100
25	244,500	350,800	372,800	414,600	433,900	462,700	493,200	523,400	562,200	600,100	662,100
26	246,800	353,600	386,900	426,800	445,500	474,200	504,700	534,800	573,400	611,100	671,100
27	249,200	356,000	388,700	428,700	447,700	476,700	507,200	537,700	577,100	613,100	673,100
28	251,700	347,900	370,000	410,800	430,700	459,700	490,200	520,500	559,100	597,400	655,100
29	254,100	350,800	372,800	414,600	433,900	462,700	493,200	523,400	562,200	600,100	662,100
30	256,400	353,600	386,900	426,800	445,500	474,200	504,700	534,800	573,400	611,100	671,100
31	258,800	356,000	388,700	428,700	447,700	476,700	507,200	537,700	577,100	613,100	673,100
32	261,300	359,400	391,100	430,700	449,700	479,700	510,200	540,500	580,100	618,100	681,100

備考 この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

## 官報(号外)

□ 行政職俸給表(二)

職等	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	155,900	172,900	189,000	212,900	239,500
2	114,500	162,200	178,200	184,500	219,800	246,300
3	118,100	167,500	183,600	200,300	225,800	253,200
4	121,500	172,900	189,000	206,500	232,800	260,800
5	124,900	177,500	194,400	212,700	238,900	266,500
6	128,600	182,200	200,100	218,000	245,400	276,600
7	133,100	186,900	206,000	224,800	251,800	284,600
8	137,600	191,600	211,800	230,400	257,400	282,800
9	142,200	196,800	217,600	226,000	263,000	301,100
10	148,100	201,200	223,200	241,500	268,600	309,200
11	155,700	206,100	228,500	246,500	274,800	317,200
12	162,200	210,800	233,700	251,500	279,900	325,200
13	167,200	215,500	238,300	256,500	285,500	333,100
14	172,100	220,000	243,500	261,500	291,000	340,000
15	178,400	224,500	248,400	268,500	298,500	346,900
16	180,600	228,600	253,100	271,700	301,600	353,800
17	184,500	232,400	258,000	276,200	307,100	360,500
18	188,300	236,200	263,000	280,500	311,900	366,600
19	191,500	239,800	267,500	284,200	316,500	372,100
20	194,200	242,500	271,900	287,500	320,500	377,200
21	198,900	244,800	275,000	291,200	324,800	382,100
22	199,700	247,100	278,000	294,500	328,700	386,400
23	202,500	249,800	280,600	297,600	331,600	389,800
24	205,100	251,400	283,200	300,700	334,300	394,500
25	207,500	253,500	285,500	303,500	336,800	396,800
26	209,600	255,600	288,000	306,100	339,200	398,600
27	211,800	257,800	290,400	308,600	341,600	401,500
28	213,900	260,000	292,800	310,800	344,300	404,500
29	216,000	262,100	295,100	313,100	347,600	407,800
30	218,000	264,100	297,400	315,300	351,000	411,200
31	219,900	266,000	299,400			
32	221,800	267,800				
33	223,800	269,800				

参考 この表は、機器の運転操作、応答の監視その他の応答に係る業務の

業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職等	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号俸	俸給月額						
1	—	206,100	241,900	280,200	312,500	350,700	392,200
2	147,500	213,900	250,500	288,600	324,200	368,000	413,800
3	153,700	221,800	259,200	299,000	335,000	375,500	428,300
4	162,000	230,600	268,100	308,600	347,300	388,000	443,700
5	168,700	239,000	277,100	313,800	355,600	400,700	458,700
6	175,700	247,100	286,200	323,700	371,500	413,300	473,700
7	182,000	255,200	295,400	335,800	385,700	425,300	489,000
8	188,300	263,200	304,700	348,800	395,900	438,300	504,500
9	194,600	271,200	314,100	358,800	408,000	450,800	519,700
10	201,200	279,300	328,700	368,800	419,600	463,800	534,800
11	208,600	287,400	338,600	378,800	420,800	474,300	546,700
12	215,600	295,500	343,500	388,800	441,900	484,500	554,800
13	222,600	303,500	353,100	398,600	451,300	493,200	562,100
14	228,700	311,400	362,600	408,100	459,200	500,400	568,300
15	234,700	319,300	371,800	415,800	466,800	505,000	573,100
16	240,600	326,600	379,900	428,000	472,200		
17	246,100	332,100	387,000	427,800	476,800		
18	251,400	338,700	386,300	431,500	482,400		
19	256,500	340,400	395,900	436,800			
20	261,600	344,000	400,800	440,700			
21	266,400	347,500	404,700	444,500			
22	270,800	350,500	409,000				
23	274,800	353,500	413,200				
24	278,400	356,400	416,800				
25	281,300						

参考 この表は、施設防護官、家畜防護官、特許庁の審査官及び審判官、船員検

査官並びに航空交通管制の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする

業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第三 税務職俸給表(第六条関係)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号俸	俸給月額										
1	—	—	201,600	222,000	250,100	268,900	287,500	307,500	328,300	373,600	413,100
2	142,700	183,300	207,600	240,300	258,600	277,300	297,100	317,200	348,200	385,800	425,100
3	148,700	180,100	213,800	248,800	267,100	286,800	306,600	326,900	358,200	398,100	437,200
4	155,300	186,600	220,000	257,300	275,700	296,300	316,100	336,800	368,400	409,500	449,200
5	162,100	201,900	226,200	255,800	284,300	305,600	325,800	346,700	378,800	420,600	461,500
6	168,900	206,000	238,100	274,900	292,800	315,100	335,200	356,600	388,100	431,000	473,700
7	176,600	210,800	240,000	282,700	301,300	324,600	344,900	366,700	399,600	441,200	483,000
8	183,400	213,900	245,500	291,000	306,900	324,200	354,700	377,100	408,900	451,400	504,500
9	186,100	217,000	250,900	292,100	318,100	343,800	364,800	387,400	420,200	461,600	519,700
10	188,700	219,900	256,800	307,000	326,400	353,700	375,000	397,300	430,400	471,800	524,800
11	190,700	222,800	261,600	314,900	333,200	363,800	385,200	408,200	440,500	482,000	545,700
12	192,500	225,700	266,900	322,700	340,400	373,800	395,400	418,400	450,400	492,100	554,600
13	194,300	228,600	271,800	328,500	346,700	384,100	405,600	428,600	460,200	502,100	562,100
14	195,900	231,500	275,500	332,400	353,600	384,300	413,700	438,700	469,900	509,900	563,500
15	208,600	279,200	388,100	383,800	404,100	421,700	447,800	479,100	514,300	573,100	
16	282,900	342,500	384,500	411,200	428,800	455,800	484,100				
17	285,000	343,100	383,400	413,000	424,700	460,700	488,400				
18		340,500	378,900	428,700	440,400	465,500	492,500				
19		352,600	376,100	428,300	444,900	470,200					
20		355,600	381,900	429,900	449,900	474,200					
21			384,700	437,200	468,100	478,000					
22				441,400	456,800						
23				445,000							
24				448,600							

備考 この表は、国税庁に勤務し、税務の職務及び徵収に関する専務等に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 官報(号外)

別表第四 公安職俸給表(第六条関係)

## イ 公安職俸給表(一)

年齢	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳
年齢	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	—	148,900	163,500	178,200	193,200	208,200	224,800	250,600	268,900	287,600	307,500
3	—	155,300	161,800	178,900	192,200	205,600	222,400	250,200	277,800	297,100	317,200
4	—	168,400	187,500	210,000	249,500	265,200	276,500	286,200	316,100	328,200	348,200
5	—	176,300	194,800	216,800	238,100	258,700	286,700	315,100	335,200	355,600	386,300
6	—	184,900	201,500	222,600	248,700	268,700	292,800	324,600	344,900	366,700	389,500
7	—	192,200	208,200	228,900	257,300	281,500	310,500	324,200	354,700	377,100	409,900
8	—	198,900	214,200	238,500	268,900	288,900	318,900	348,900	368,400	387,400	420,200
9	—	205,600	220,200	244,000	261,900	287,300	308,700	336,000	357,800	387,800	420,400
10	—	211,600	226,400	251,500	280,900	305,300	336,800	366,200	386,200	408,200	440,500
11	—	217,600	232,700	259,000	287,900	314,200	347,300	373,900	395,400	418,400	450,400
12	—	223,800	240,100	267,700	296,700	316,000	342,600	374,100	405,600	428,600	460,200
13	—	230,100	247,300	274,100	302,100	324,100	351,000	384,800	413,700	438,700	469,900
14	—	237,500	254,700	281,600	308,300	336,400	364,100	394,100	421,700	447,300	479,100
15	—	244,700	262,100	289,300	320,600	347,500	377,500	411,200	428,800	455,800	484,100
16	—	251,600	268,900	297,300	327,400	355,400	385,400	418,000	434,700	460,700	488,400
17	—	258,100	275,800	305,400	335,100	362,500	392,500	423,700	440,400	468,400	492,500
18	—	264,200	282,800	312,500	342,800	362,800	398,900	428,300	444,900	470,200	498,300
19	—	270,600	289,500	321,200	357,100	383,400	403,400	428,900	449,300	474,200	514,300
20	—	277,000	295,800	329,000	357,300	387,500	407,500	437,200	463,100	484,700	518,100
21	—	283,300	303,100	336,700	364,400	390,700	411,400	441,400	468,400	498,400	532,100
22	—	289,800	309,800	344,400	370,700	396,800	418,900	446,600	472,100	498,900	538,300
23	—	296,100	315,500	352,100	379,100	403,400	422,100	448,600	478,000	507,100	543,100
24	—	302,100	323,200	359,400	388,300	412,800	432,100	458,300	487,800	517,200	553,100
25	—	308,200	329,900	366,300	402,500	425,300	442,100	467,200	493,100	520,700	558,100
26	—	314,000	336,300	373,700	406,100	430,700	447,400	474,100	499,800	526,100	563,100
27	—	319,600	343,000	379,900	408,800	435,000	452,200	479,100	505,800	532,700	569,100
28	—	324,900	348,600	384,000	412,800	438,800	458,600	485,300	512,100	539,800	576,100
29	—	328,800	353,500	388,000	415,800	441,800	461,800	488,800	515,800	542,800	579,800
30	—	332,800	358,500	391,600	418,800	445,800	468,800	495,800	522,800	550,800	587,800
31	—	337,200	361,900	395,100	421,800	448,800	471,800	498,800	525,800	553,800	590,800
32	—	339,800	365,200	398,800	424,800	451,800	478,800	505,800	532,800	560,800	597,800
33	—	341,800	368,800	401,800	424,800	454,800	481,800	508,800	535,800	562,800	600,800
34	—	343,800	371,800	404,800	427,800	457,800	484,800	511,800	538,800	565,800	607,800
35	—	344,500	372,800	405,800	428,800	458,800	485,800	512,800	539,800	566,800	608,800
36	—	344,800	373,800	406,800	429,800	459,800	486,800	513,800	540,800	567,800	610,800

参考 この表は、警察官、監察官、入国事務官及び税關官等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

\* 公安職俸給表(二)

年次	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
号 俸	俸 給 月 額										
1	—	—	201,600	232,000	250,100	268,900	287,600	307,500	328,300	353,600	412,100
2	142,700	183,300	207,600	240,300	258,600	277,800	297,100	317,200	348,200	385,800	425,100
3	148,600	160,100	213,800	248,300	257,100	286,800	306,600	326,900	358,200	398,100	437,200
4	163,000	186,600	220,000	257,300	275,700	296,200	316,100	336,500	368,400	409,500	449,200
5	163,400	201,900	226,200	255,800	284,300	305,600	325,600	346,700	378,800	420,500	461,500
6	170,700	206,900	233,100	274,300	292,300	315,100	335,200	356,600	389,100	431,000	475,700
7	177,100	211,500	240,000	282,700	301,300	324,600	344,900	366,700	398,600	441,200	489,000
8	183,400	216,000	246,300	291,000	308,800	334,200	354,700	377,100	409,900	451,400	504,500
9	187,700	220,200	252,400	289,100	318,100	343,300	364,800	387,400	420,200	461,600	513,700
10	191,600	224,400	258,500	307,000	326,400	353,700	375,000	397,900	430,400	471,800	534,800
11	195,500	228,000	264,500	314,900	334,400	363,500	385,200	408,200	440,500	482,000	546,700
12	199,300	234,000	270,200	322,700	341,900	373,800	395,400	418,400	450,400	492,100	554,600
13	202,900	238,100	275,800	329,500	342,300	384,100	405,600	428,600	460,200	502,100	582,100
14	206,100	244,000	281,400	335,400	355,700	394,300	413,700	438,700	469,900	509,900	568,300
15	209,300	248,400	287,100	341,000	363,100	404,100	421,700	447,800	479,100	514,300	573,100
16	212,500	252,500	291,900	346,100	368,300	411,200	428,800	455,800	484,100	513,000	584,100
17	215,500	256,200	296,700	350,100	375,200	415,000	434,700	460,700	488,400	516,700	592,500
18	218,000	259,900	301,100	353,800	379,700	423,700	440,400	465,500	492,500	521,000	608,300
19	220,500	262,000	304,700	356,800	384,100	428,300	444,900	470,200	497,100	528,100	616,100
20	222,600	307,300	360,000	388,100	432,900	449,300	474,200	498,000	524,800	552,100	584,100
21	224,600	308,900	363,200	391,700	437,200	455,100	482,000	509,900	536,800	564,700	592,500
22		312,500	366,000	394,500	441,400	458,800	478,000				
23		315,100	368,700	397,100	445,000	462,500					
24		317,700	371,100	400,000	448,500						
25		320,300									
26		322,500									

備考 この表は、検察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## 外 報 号

別表第五 海事職俸給表(第六条関係)

## 4 海事職俸給表(一)

職位の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額 円						
1	—	—	286,300	275,500	308,300	348,500	428,000
2	153,400	202,500	244,200	285,200	313,800	356,100	428,100
3	162,300	210,800	262,200	296,700	329,800	368,300	452,000
4	171,300	218,900	261,800	307,200	340,100	381,400	464,900
5	180,600	226,100	271,200	317,500	350,600	394,000	477,500
6	189,800	232,800	280,600	327,700	361,100	403,600	490,000
7	199,300	238,900	289,700	337,600	371,300	419,100	502,400
8	205,500	245,100	293,500	347,100	381,500	431,600	514,100
9	211,200	252,800	306,800	365,500	391,500	443,600	524,900
10	215,400	258,900	314,500	385,400	401,400	455,000	534,000
11	218,700	265,500	322,400	374,000	411,200	466,400	542,900
12	221,800	271,800	330,100	383,200	420,500	477,500	551,200
13	224,900	276,800	337,700	392,300	429,900	487,400	558,700
14	225,000	282,100	345,300	401,300	438,900	496,100	564,500
15	231,100	288,900	362,900	408,200	446,300	504,100	568,100
16	234,200	294,400	380,800	417,100	452,800	511,500	571,700
17	237,300	295,900	397,500	424,900	458,800	518,300	576,700
18	240,400	300,200	374,100	430,700	464,500	523,400	580,100
19	242,500	308,200	435,400	470,000	528,400	—	—
20	—	382,100	440,100	475,400	532,600	—	—
21	—	386,000	444,700	480,000	536,700	—	—
22	—	389,800	449,100	484,100	—	—	—
23	—	393,600	453,400	488,000	—	—	—
24	—	397,300	457,800	—	—	—	—
25	—	400,900	461,400	—	—	—	—
26	—	404,300	465,100	—	—	—	—
27	—	407,700	—	—	—	—	—

備考 この表は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他の人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるものに適用する。

## 4 海事職俸給表(二)

職位の級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	191,200	215,500	244,700	275,300
2	130,000	162,500	197,400	222,100	252,400	282,800
3	138,600	170,200	208,000	229,000	260,200	290,400
4	138,100	178,100	209,000	236,600	267,500	298,100
5	143,400	184,900	215,400	244,400	274,300	305,300
6	149,000	190,800	222,000	251,900	280,600	314,100
7	155,500	196,600	228,900	259,200	286,800	322,300
8	162,500	201,400	236,400	265,600	292,900	330,500
9	168,800	206,900	244,000	271,700	298,900	338,300
10	176,900	212,400	251,300	277,900	304,800	347,100
11	183,600	218,000	255,800	283,600	310,800	355,400
12	189,400	228,800	264,400	289,000	316,800	364,000
13	195,100	228,800	270,400	294,200	322,700	372,300
14	199,900	235,000	276,800	299,200	323,500	380,200
15	204,600	240,600	281,700	304,100	334,300	387,400
16	209,200	246,200	287,000	306,600	339,600	394,500
17	213,700	251,800	291,700	313,100	344,800	401,200
18	217,300	256,700	296,400	317,200	349,600	407,600
19	222,800	261,800	301,000	321,900	356,100	413,700
20	228,600	266,800	304,900	324,800	356,600	419,400
21	229,400	270,100	308,400	328,300	360,000	424,600
22	232,200	273,200	311,500	331,400	363,400	429,100
23	234,200	276,200	314,600	334,200	366,800	432,800
24	238,900	278,900	317,300	337,000	370,100	—
25	241,400	281,400	319,700	339,700	373,100	—
26	244,100	284,100	322,200	342,200	376,000	—
27	246,800	286,000	324,700	344,700	378,800	—
28	249,500	288,100	327,200	347,200	381,900	—
29	251,200	290,700	329,700	350,700	385,900	—
30	252,900	293,300	332,300	353,300	388,900	—

備考 この表は、船舶に乗り組む機員(海事職俸給表(一))の適用を受けける者を除くものに適用する。

別表第六 教育職俸給表(第六条関係)

## イ 教育職俸給表(一)

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	224,900	257,500	308,800
2	152,700	191,900	248,800	278,100	348,100
3	160,800	200,000	261,800	285,700	358,800
4	169,600	208,200	260,600	290,800	371,700
5	179,200	216,500	270,000	310,000	388,800
6	186,500	224,900	279,500	320,900	395,500
7	193,600	238,300	289,400	331,700	407,400
8	200,600	241,600	298,400	342,500	419,300
9	208,100	250,400	309,000	353,200	431,900
10	216,300	258,800	318,800	363,800	443,100
11	222,800	267,100	328,100	374,200	455,100
12	230,700	275,600	337,900	383,700	467,200
13	238,200	284,000	347,100	393,000	479,500
14	245,400	291,600	356,800	402,200	491,800
15	252,000	298,900	366,100	411,000	504,300
16	258,500	305,100	375,100	419,400	516,500
17	264,600	312,100	388,800	427,600	527,300
18	270,700	315,700	392,200	435,700	538,100
19	276,800	325,200	400,400	443,500	548,700
20	282,700	331,500	408,400	451,100	558,700
21	288,400	337,800	416,100	468,600	567,800
22	294,600	344,100	423,700	472,900	574,700
23	299,000	350,800	430,500	479,800	579,800
24	304,100	356,400	437,200	479,500	584,600
25	308,200	362,400	442,000	485,500	588,700
26	312,300	367,700	445,900	489,700	593,700
27	318,100	371,800	449,700	493,300	598,500
28	319,800	376,500	453,800	498,600	603,500
29	322,600	379,100	456,400	497,200	608,700
30	326,200	382,700	462,400	495,500	613,800
31	328,000	386,300	465,900	499,700	618,900
32	330,700	389,900	469,700	503,300	624,100
33	333,300	393,400	473,500	506,800	629,300
34	335,600	396,600	476,400	509,500	634,600
35	338,500	399,700	479,100	510,100	639,800
36	341,000	402,700	482,400	512,800	644,200
37	343,400	406,100	485,200	515,500	649,500
38	345,800	409,500	487,700	518,200	654,800

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに該当する教諭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

## ロ 教育職俸給表(二)

号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	224,900	257,500	308,800
2	152,700	191,900	248,800	278,100	348,100
3	160,800	200,000	261,800	285,700	358,800
4	169,600	208,200	260,600	290,800	371,700
5	179,200	216,500	270,000	310,000	388,800
6	186,500	224,900	279,500	320,900	395,500
7	193,600	238,300	289,400	331,700	407,400
8	200,600	241,600	298,400	342,500	419,300
9	208,100	250,400	309,000	353,200	431,900
10	216,300	258,800	318,800	363,800	443,100
11	222,800	267,100	328,100	374,200	455,100
12	230,700	275,600	337,900	383,700	467,200
13	238,200	284,000	347,100	393,000	479,500
14	245,400	291,600	356,800	402,200	491,800
15	252,000	298,900	366,100	411,000	504,300
16	258,500	305,100	375,100	419,400	516,500
17	264,600	312,100	388,800	427,600	527,300
18	270,700	315,700	392,200	435,700	538,100
19	276,800	325,200	400,400	443,500	548,700
20	282,700	331,500	408,400	451,100	558,700
21	288,400	337,800	416,100	468,600	567,800
22	294,600	344,100	423,700	472,900	574,700
23	299,000	350,800	430,500	479,800	579,800
24	304,100	356,400	437,200	479,500	584,600
25	308,200	362,400	442,000	485,500	588,700
26	312,300	367,700	445,900	489,700	593,700
27	318,100	371,800	449,700	493,300	598,500
28	319,800	376,500	453,800	498,600	603,500
29	322,600	379,100	456,400	497,200	608,700
30	326,200	382,700	462,400	495,500	613,800
31	328,000	386,300	465,900	499,700	618,900
32	330,700	389,900	469,700	503,300	624,100
33	333,300	393,400	473,500	506,800	629,300
34	335,600	396,600	476,400	509,500	634,600
35	338,500	399,700	479,100	510,100	639,800
36	341,000	402,700	482,400	512,800	644,200
37	343,400	406,100	485,200	515,500	649,500
38	345,800	409,500	487,700	518,200	654,800

備考 この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに該当する校長、教頭、教諭、差置教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

官報(号外)

一 教育職俸給表(三)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
俸給月額	円	円	円	円	円
1	—	249,100	360,400	431,100	483,000
2	159,900	154,800	268,500	389,300	454,900
3	146,100	162,700	288,100	388,200	466,900
4	152,700	171,400	277,700	407,100	478,000
5	160,200	180,800	287,400	416,100	481,400
6	168,600	157,300	267,400	425,200	482,500
7	177,400	168,800	306,500	434,300	493,100
8	185,800	200,500	316,200	443,100	508,900
9	190,000	207,200	325,500	451,200	516,200
10	196,200	214,200	385,500	458,200	527,000
11	212,200	221,200	345,100	466,700	537,800
12	218,200	228,500	354,100	474,100	547,500
13	214,200	226,300	362,300	480,400	557,400
14	220,900	244,300	371,700	486,600	567,500
15	227,100	253,300	380,500	489,700	574,500
16	233,300	262,400	388,900	497,200	583,600
17	239,400	271,500	397,200	505,500	592,400
18	245,400	280,700	405,500	513,200	601,200
19	251,800	289,900	414,000	521,500	610,000
20	257,000	298,100	422,200	529,800	618,800
21	262,300	308,600	430,000	538,500	627,500
22	267,500	317,900	438,800	547,500	636,300
23	272,800	327,200	448,200	556,800	645,100
24	276,900	326,500	448,500	565,000	653,900
25	280,700	345,000	452,800	574,600	662,700
26	284,400	353,900	456,700	583,100	671,500
27	287,700	361,500	459,800	591,500	680,300
28	290,600	369,400	462,800	599,900	689,700
29	283,200	377,000	468,500	608,100	698,700
30	285,700	384,000	472,800	616,800	707,500
31	286,000	390,900	476,700	625,000	716,300
32	300,400	397,600	481,500	632,700	725,100
33	302,500	408,300	486,800	640,400	733,900
34	303,200	409,400	490,000	648,300	742,700
35	311,500	415,200	493,200	656,800	751,500
36	312,800	419,300	497,500	665,300	760,300
37	314,200	424,200	498,000	673,800	769,100
38	318,000	428,000	499,600	681,500	777,900
39	319,600	430,600	499,600	689,200	786,700

二 教育職俸給表(四)

職位	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
俸給月額	円	円	円	円	円
1	—	192,900	234,800	288,700	341,100
2	161,000	200,600	243,200	298,300	343,000
3	171,300	208,500	251,800	310,000	354,900
4	181,700	216,700	260,600	321,900	364,900
5	191,400	225,000	270,000	331,700	374,000
6	198,400	233,300	279,500	342,500	384,400
7	205,100	241,600	288,800	353,200	395,100
8	212,100	250,000	300,200	363,900	405,800
9	219,100	258,400	311,000	374,200	416,500
10	226,400	267,100	321,800	384,800	427,200
11	233,400	275,800	332,500	395,500	438,100
12	241,200	285,000	343,200	407,400	448,400
13	248,500	294,400	353,700	419,200	458,400
14	256,500	303,900	364,000	431,200	467,500
15	262,500	313,200	374,300	443,100	474,500
16	269,200	322,400	384,100	455,000	484,400
17	276,900	331,400	393,600	467,000	495,100
18	282,300	340,200	402,600	479,100	505,800
19	288,500	349,200	411,200	491,500	517,200
20	294,200	357,500	419,400	502,400	529,600
21	299,500	366,100	427,800	519,700	540,300
22	305,000	374,600	435,000	528,700	550,800
23	310,400	383,100	442,200	539,600	560,300
24	315,300	391,500	449,400	548,300	568,700
25	319,900	399,600	456,300	556,700	577,100
26	324,400	407,400	463,300	564,500	585,800
27	327,700	415,100	478,200	574,800	595,300
28	331,100	422,800	472,600	580,600	598,700
29	334,800	429,400	476,300	586,300	607,100
30	337,700	435,700	482,800	592,800	615,100
31	341,100	441,800	488,200	598,300	625,600
32	344,100	447,500	492,600	604,800	635,100
33	347,100	451,400	496,300	611,500	644,100
34	350,000	454,800	498,100	618,800	651,500

備考 この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指

定するものと勧善する校長、園長、教諭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに

適用する校長、教諭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表(第六条関係)

職種の名	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	—	238,700	277,900	321,200
2	127,900	173,100	248,000	287,700	333,000
3	132,000	182,500	257,300	297,700	344,900
4	186,900	190,600	286,700	307,800	356,900
5	142,700	198,800	276,100	313,000	368,900
6	150,100	207,200	285,800	323,100	382,000
7	157,800	214,900	295,700	337,900	395,300
8	165,500	222,500	305,600	347,700	409,100
9	173,200	230,200	313,400	357,400	422,800
10	180,100	237,900	325,000	367,100	436,500
11	186,900	245,000	333,900	376,700	450,200
12	193,700	252,000	342,800	386,300	463,800
13	200,500	258,800	350,900	395,800	477,300
14	207,400	265,600	358,800	405,200	490,600
15	215,000	272,400	365,400	414,600	508,900
16	222,600	279,100	372,400	423,900	517,000
17	229,600	285,900	379,200	431,200	530,100
18	234,500	292,700	385,900	442,400	541,400
19	240,100	299,700	392,600	451,500	549,900
20	245,700	306,700	398,700	459,200	557,400
21	251,300	313,600	404,600	466,900	563,500
22	256,800	320,500	410,000	472,400	568,900
23	262,200	327,400	415,100	477,100	573,100
24	267,500	332,900	419,600	481,100	578,100
25	272,600	338,200	423,900	486,900	583,500
26	276,600	342,300	427,300	492,400	588,900
27	280,600	346,200	430,800	496,400	593,400
28	283,700	350,100	434,100	499,200	598,200
29	288,300	353,900	437,600	503,100	602,400
30	289,700	357,700	441,100	506,900	606,500
31	293,400	360,900	444,100	510,800	610,800
32	294,900	364,000	447,100	514,700	615,100

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に從事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表(第六条関係)

職種の名	1 級	2 級	3 級	4 級
号俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	—	278,000	314,600	403,200
2	222,800	259,500	328,200	415,600
3	282,000	311,000	388,100	427,800
4	242,100	312,500	380,000	439,800
5	252,300	324,000	381,900	451,800
6	283,400	355,900	373,800	463,800
7	274,700	347,600	386,000	475,400
8	286,100	359,500	388,600	466,800
9	297,400	371,400	410,800	486,200
10	308,400	383,500	428,000	508,800
11	317,800	394,400	435,000	520,400
12	328,600	404,700	446,600	531,000
13	335,900	414,800	458,100	541,600
14	344,900	424,600	469,400	552,200
15	353,300	434,400	480,800	562,100
16	362,700	444,000	491,600	571,500
17	371,500	453,600	502,200	580,200
18	373,500	463,200	512,700	587,200
19	384,800	470,800	523,000	592,400
20	390,800	478,000	531,100	597,200
21	398,400	484,500	538,900	598,900
22	409,200	494,800	544,800	604,800
23	419,800	499,600	554,700	614,700
24	426,400	502,800	559,200	621,200
25	433,800	506,500	563,500	625,500

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

(外) 報 告 局

■ 医療職俸給表(二)

職種の品	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額							
1	—	—	198,100	214,900	249,300	288,800	322,500	388,300
2	182,100	166,300	198,500	222,600	258,200	298,300	384,200	400,500
3	187,900	172,200	206,300	230,400	267,200	308,000	346,000	413,200
4	143,700	178,200	213,800	238,400	276,300	317,700	357,900	428,200
5	150,100	184,200	221,400	246,500	285,300	327,400	369,600	438,300
6	157,100	180,200	229,100	254,600	294,800	337,300	381,600	452,400
7	164,000	186,200	237,000	262,700	308,600	347,300	394,000	466,200
8	169,300	202,200	244,900	271,000	313,100	357,300	406,400	480,300
9	175,500	208,700	252,800	279,200	322,600	367,500	418,500	494,000
10	180,400	215,600	260,700	287,500	332,200	377,800	430,100	507,300
11	185,200	222,400	268,600	285,800	342,000	388,000	441,600	515,300
12	189,800	228,600	276,500	304,100	351,300	398,000	451,300	522,600
13	194,200	234,700	284,300	312,800	360,300	407,700	459,200	529,500
14	188,200	240,800	292,100	320,300	368,800	415,600	466,800	538,100
15	202,400	246,500	299,800	328,300	375,900	422,900	474,800	541,500
16	206,700	252,000	307,400	334,500	382,700	427,800	478,800	546,000
17	210,900	257,200	314,500	340,500	388,500	432,400	483,100	552,100
18	215,100	263,300	321,300	346,500	394,200	436,800	486,500	562,100
19	218,500	267,100	328,300	350,800	388,900	440,700	491,700	573,100
20	221,500	271,900	331,000	355,000	402,300	444,500	494,700	583,100
21	224,400	275,400	335,000	359,100	407,600	447,700	498,800	593,100
22	228,800	278,200	338,200	362,900	411,300	451,700	502,300	603,100
23	231,000	341,200	366,300	414,900	—	—	—	—
24	233,600	344,100	369,600	—	—	—	—	—
25	236,100	347,000	372,400	—	—	—	—	—
26	238,300	349,800	375,200	—	—	—	—	—
27	352,600	382,600	378,000	—	—	—	—	—
28	355,100	385,100	382,000	—	—	—	—	—
29	359,900	388,900	387,000	—	—	—	—	—
30	364,300	391,200	390,000	—	—	—	—	—

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する看護師、助産師、看護婦、

員で人事院規則で定めるものに適用する。

■ 医療職俸給表(三)

職種の品	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額						
1	—	—	207,900	228,100	257,900	292,400	324,400
2	144,500	170,100	213,600	235,000	265,900	301,700	338,200
3	149,800	177,900	220,700	242,000	274,100	311,200	348,000
4	155,500	188,000	227,600	249,000	282,200	321,100	359,900
5	161,200	191,300	234,400	256,000	290,200	321,100	371,700
6	168,100	196,600	241,200	263,200	298,300	341,100	388,900
7	176,900	201,900	248,000	270,500	306,400	351,200	386,200
8	184,700	207,400	254,900	277,800	314,400	361,300	408,500
9	189,400	213,100	261,800	285,200	322,300	371,500	420,800
10	194,100	219,700	268,800	292,800	330,300	382,600	432,600
11	198,800	226,400	275,900	300,300	338,300	382,600	444,500
12	203,600	233,100	287,800	312,100	346,400	402,900	455,400
13	208,400	239,800	293,000	315,300	354,500	413,100	464,700
14	213,200	246,400	297,600	322,900	362,700	423,000	473,700
15	218,400	253,000	304,800	330,200	370,900	422,700	482,100
16	223,800	259,600	312,100	337,400	378,200	441,700	489,500
17	229,100	266,100	318,100	344,700	387,400	452,400	494,500
18	234,400	272,500	323,000	351,400	388,900	458,500	498,800
19	239,600	278,500	332,800	360,000	390,400	465,800	502,300
20	244,700	284,500	339,500	366,200	404,500	470,700	507,100
21	249,600	290,800	346,200	371,000	409,500	474,900	513,100
22	254,500	295,800	352,500	376,700	413,600	478,600	517,100
23	259,000	301,400	358,000	381,100	417,100	482,400	521,100
24	263,300	306,300	363,300	386,400	421,100	487,100	526,100
25	267,500	312,200	368,100	398,900	426,200	492,500	531,100
26	271,700	317,400	373,600	399,200	431,700	497,100	536,100
27	276,500	321,900	378,700	395,300	436,600	499,500	541,100
28	278,100	326,500	382,800	397,800	439,200	502,100	545,100
29	282,000	330,500	387,800	402,200	443,200	506,100	549,100
30	284,800	338,300	398,400	410,700	451,700	510,700	553,100
31	287,500	388,100	397,000	395,300	452,400	514,100	557,100
32	290,200	388,800	397,700	395,300	452,400	514,100	557,100
33	292,500	391,400	398,800	397,800	453,200	515,100	558,100
34	295,300	394,000	398,800	397,800	453,200	515,100	558,100
35	297,600	396,400	398,800	397,800	453,200	515,100	558,100
36	299,800	398,800	398,800	397,800	453,200	515,100	558,100
37	302,100	400,200	398,800	397,800	453,200	515,100	558,100
38	304,300	385,600	398,800	397,800	453,200	515,100	558,100

備考 この表は、病院、療養所、診療所等に勤務する保健師、助産師、看護婦、

員で人事院規則で定めるものに適用する。



「扶養親族で同項又は改正法附則第七項」と、「同項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「扶養親族たる子、父母等で同項又は改正法附則第七項」と、「のうち扶養親族たる子、父母等で同項」とあるのは「のうち扶養親族たる子、父母等で第一項又は改正法附則第七項」とする。

9 職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合に關する改正後の法第十一條の二第二項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同条第二項ただし書中「これに係る事実の生じた日から十五日」とあるのは、「一般職の職員の給与等に關する法律の一部を改正する法律(平成四年法律第号)の施行の日から三十日」とする。

一 施行日から十五日以内に新たに扶養親族たる者に新規扶養親族たる子等がある場合  
二 施行日から十五日以内に新たに扶養親族たる子等を有するに至った場合  
三 施行日から十五日以内に新規扶養親族たる子等がある職員が配偶者のない職員となり、かつ、その配偶者のない職員となつた日に改前の法第十一條第二項第二号から第五号までの扶養親族がない場合  
(調整手当に関する暫定措置)

10 平成五年四月一日から平成六年三月三十日までの間においては、この法律による改正後の一般職の職員の給与等に關する法律第十一條の

三第二項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の十一」とする。

(住居手当に關する経過措置)

11 切替期間において、改正前の法第十一條の七の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、改正後の法第十一條の七の規定による住居手当を支給されないこととなる期間又は同

条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間のある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととな

る期間の住居手当については、改正後の法第十一条の七の規定にかかわらず、なお従前の例によ

る。この法律の施行の際改正前の法第十一條の七の規定により施行日を含む引き続いた期間

の住居手当を支給することとされていた職員のうち、改正後の法第十一條の七の規定による住居手当を支給されないこととなり、又は同条の規定による住居手当の額が改正前の法第十一條の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員の施行日から平成五年三月三十日までの間の住居手当についても、同様とする。

12 (切替日から平成四年四月三十日までの間の非常勤職員の給与)

13 改正後の法の規定を適用する場合においては、改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内払とみなす。

(給与の内払)  
(人事院規則への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるものには

か、この法律の施行に關し必要な事項は、人事院規則で定める。

15 改正後の法の規定を適用する場合においては、同項中「三万六千八百円」とあるのは、「三万三千六百円」とする。

16 本法律施行に要する経費は、平成四年度における、約一億円である。

### 一、費用

特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三條により送付する。

平成四年十二月一日

衆議院議長 櫻内 義雄

参議院議長 原 文兵衛殿

審査報告書

特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する法律

特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を改正する。

第一条第十九号の八を削る。

第三条第一項中「百一十五万七千円」を「百一十九万三千円」に改め、同条第三項中「百五十四万五千円」を「百五十八万円」に、「六万四千五百円」を「六万七千五百円」に改める。

第四条第二項中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」に、「六万四千五百円」を「六万七千五百円」に改める。

17 本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

第九条中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」

附 則

に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、一一四、〇〇〇円」を「一、一六七、〇〇〇円」だ、「一、五四一、〇〇〇円」を「一、五八一、〇〇〇円」だ、「一、四七四、〇〇〇円」を「一、五一四、〇〇〇円」だ、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一九一、〇〇〇円」だ、「一、一四七、〇〇〇円」を「一、一一八、〇〇〇円」だ、「一、一一九、〇〇〇円」を「一、一二六、〇〇〇円」だ、「一、一八七、〇〇〇円」を「一、一七〇〇円」に改める。

官 報 (外)

「一、一七〇〇円」を「一、四七四、〇〇〇円」を「一、五一四、〇〇〇円」だ、「一、一四七、〇〇〇円」を「一、一八一、〇〇〇円」だ、「一、一九一、〇〇〇円」を「一、二三三、〇〇〇円」を「一、二六六、〇〇〇円」だ、「一、二一〇八七、〇〇〇円」を「一、一七〇〇〇円」だ、「一、一九五八、〇〇〇円」を「九八六、〇〇〇円」だ、「九五八、〇〇〇円」を「九八六、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「四七一、九〇〇円」を

「一、一七〇〇円」とする。

(平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の改正後の法第四条第二項の規定に該当する者の給与)

2 改正後の法第四条第二項の規定について、同項中「六万七千五百円」とあるのは、平成四年四月一日から同年四月三十日までの間ににおいては「六万五百円」とし、同年五月一日から平成五年三月三十一日までの間においては「六万六千三百円」とし、同年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては「六万六千九百円」とする。

(平成四年四月一日から同年四月三十日までの間の日本学術会議員等の給与)

3 改正後の法第九条の規定(改正後の法第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の平成四年四月一日から同年四月三十日までの間における適用については、改正

(給与の内扱)

は、この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内扱となる。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

改正する法律案

よって要領書を添えて報告する。

改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一 条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「自衛官には初任給調整手当」の下に「調整手当」を、「その他の自衛官には」の下に「調整手当」を加え、同条第二項中「前項の場合」の下に「(自衛官(第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。)に調整手当を支給する場合を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 一般職給与法第十一条の三第一項及び第二

十一条の六までの規定は、自衛官に調整手当を支給する場合について準用する。この場合

第九条中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」

附 則

に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、一一四、〇〇〇円」を「一、一六七、〇〇〇円」だ、「一、五四一、〇〇〇円」を「一、五八一、〇〇〇円」だ、「一、四七四、〇〇〇円」を「一、五一四、〇〇〇円」だ、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一九一、〇〇〇円」だ、「一、一四七、〇〇〇円」を「一、一一八、〇〇〇円」だ、「一、一一九、〇〇〇円」を「一、一二六、〇〇〇円」だ、「一、一八七、〇〇〇円」を「一、一七〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「一、四七一、九〇〇円」を「一、一七〇〇円」とする。

(平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の改正後の法第四条第二項の規定に該当する者の給与)

2 改正後の法第四条第二項の規定について、同項中「六万七千五百円」とあるのは、平成四年四月一日から同年四月三十日までの間ににおいては「六万五百円」とし、同年五月一日から平成五年三月三十一日までの間においては「六万六千三百円」とし、同年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては「六万六千九百円」とする。

(平成四年四月一日から同年四月三十日までの間の日本学術会議員等の給与)

3 改正後の法第九条の規定(改正後の法第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の平成四年四月一日から同年四月三十日までの間における適用については、改正

(給与の内扱)

は、この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内扱となる。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

改正する法律案

よって要領書を添えて報告する。

改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一 条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「自衛官には初任給調整手当」の下に「調整手当」を、「その他の自衛官には」の下に「調整手当」を加え、同条第二項中「前項の場合」の下に「(自衛官(第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。)に調整手当を支給する場合を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 一般職給与法第十一条の三第一項及び第二

十一条の六までの規定は、自衛官に調整手当を支給する場合について準用する。この場合

第九条中「三万五千八百円」を「三万六千八百円」

附 則

に改める。

別表第一俸給月額の欄中「一、一一四、〇〇〇円」を「一、一六七、〇〇〇円」だ、「一、五四一、〇〇〇円」を「一、五八一、〇〇〇円」だ、「一、四七四、〇〇〇円」を「一、五一四、〇〇〇円」だ、「一、一五七、〇〇〇円」を「一、一九一、〇〇〇円」だ、「一、一四七、〇〇〇円」を「一、一一八、〇〇〇円」だ、「一、一一九、〇〇〇円」を「一、一二六、〇〇〇円」だ、「一、一八七、〇〇〇円」を「一、一七〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額の欄中「一、四七一、九〇〇円」を「一、一七〇〇円」とする。

(平成四年四月一日から平成六年三月三十一日までの間の改正後の法第四条第二項の規定に該当する者の給与)

2 改正後の法第四条第二項の規定について、同項中「六万七千五百円」とあるのは、平成四年四月一日から同年四月三十日までの間ににおいては「六万五百円」とし、同年五月一日から平成五年三月三十一日までの間においては「六万六千三百円」とし、同年四月一日から平成六年三月三十一日までの間においては「六万六千九百円」とする。

(平成四年四月一日から同年四月三十日までの間の日本学術会議員等の給与)

3 改正後の法第九条の規定(改正後の法第四条第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む)の平成四年四月一日から同年四月三十日までの間における適用については、改正

(給与の内扱)

は、この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の法の規定による給与の内扱となる。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

改正する法律案

よって要領書を添えて報告する。

改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一 条 防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「自衛官には初任給調整手当」の下に「調整手当」を、「その他の自衛官には」の下に「調整手当」を加え、同条第二項中「前項の場合」の下に「(自衛官(第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。次項において同じ。)に調整手当を支給する場合を除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 一般職給与法第十一条の三第一項及び第二

十一条の六までの規定は、自衛官に調整手当を支給する場合について準用する。この場合

において、これらは規定中「人事院規則」とあるのは「政令」とし、同法第十一條の二(第1項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び常勤手当」とし、「次の各号に掲げる区分に応じて」)、当該各号に掲げる割合」とあるのは「百分の一・五」とし、同法第十一條の四中「前条第二項第一号」とあるのは「医療職俸給表」の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員や人事院の定めるものと限る。)」とあるのは「医師又は歯科医師である自衛官」と「百分の十」とあるのは「百分の一・五」と、同法第十一條の五中「第十一條の二(第1項)とあるのは「医師や人事院の定めるものと限る。」)とあるのは「医師又は歯科医師である自衛官」と「百分の十」とあるのは「百分の一・五」と、同法第十一條の五中「第十一條の二(第1項)とあるのは「医師や人事院の定めるものと限る。」)と、同法第十一條の五中「第十一條の二(第1項)とあるのは「第十一條の三(第1項)」と「甲地に属する」とあるのは「政令で定める」と、「人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」とあるのは「第十一條の三(第1項)」と読み替えるものとする。

第十八條第一項中「六千九百四十円」と「五千五百七十円」に改める。

第十九條の二中「月額」の下に「及びこれに対する調整手当の月額の合計額」と記入する。

第十一十五條第一項中「九万一千一百円」を「九万八千一百円」と改め。

別表第一及び別表第二を次のよう改める。

た地域若しくは官署に係る調整手当の支給割合(同項各号に掲げる割合をふく。)に達しない

「いわゆる」とも、又は当該異動等の直後に在勤する地域若しくは」)であるのは「当該異動又は移転(以下「異動等」といふ。)の直後に在勤する地域又は」、「転居」(以下「転居」)などあるのは「又は官署に該当しなし」と、「当該異動等の日の前日に在勤していた地域又は官署に係る調整手当の支給割合(第十一條の二(第1項)各号に掲げる割合をふく。)以上」とあるのは「百分の一・五」と「回表第一項各号に掲げる割合をふく。」とあるのは「回表第一項に規定する割合をふく。」と、「人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」と、同法第十一條の二(第1項)第一項第一号」とあるのは「第十一條の二(第1項)と読み替えるものとする。

「人事院規則」の規定中「人事院規則」とあるのは「政令」とし、同法第十一條の二(第1項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び常勤手当」とし、「次の各号に応じて」)、当該各号に掲げる割合」とあるのは「百分の一・五」とし、同法第十一條の四中「前条第二項第一号」とあるのは「医

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六条関係)

号 等	職務の範 囲					指定期 間
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	
1	224,900	306,600	342,800	384,700	437,900	1 年 587,000
2	223,400	316,900	355,600	398,200	454,000	2 617,000
3	243,200	327,500	363,500	411,900	470,300	3 686,000
4	252,300	338,400	381,500	425,600	486,700	4 761,000
5	264,200	349,400	394,500	439,800	503,100	5 830,000
6	273,600	359,500	407,500	453,400	519,600	6 881,000
7	284,300	371,600	420,800	487,100	536,400	7 941,000
8	294,100	382,500	434,800	480,800	553,400	8 1,040,000
9	304,000	393,600	447,600	484,500	570,100	9 1,117,000
10	314,000	404,600	460,500	508,200	586,700	10 1,195,000
11	324,900	415,600	472,600	520,300	599,700	11 1,286,000
12	334,500	426,500	484,800	531,500	608,400	
13	345,100	437,300	495,100	540,900	616,500	
14	355,800	447,700	503,700	548,900	623,400	
15	366,500	458,100	512,100	556,000	628,700	
16	377,300	464,000	517,900			
17	387,900	469,300	528,100			
18	398,100	474,200				
19	408,000	479,000				
20	418,800	483,400				
21	424,500	487,300				
22	431,600					
23	437,700					
24	443,100					
25	447,400					

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、防衛省次官その他官職を占める者で政令で定めるものとする。

別表第三 自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第七条の三、第二十八条の三関係)
自衛官俸給表(第四条、第五条、第六条、第七条の三、第二十八条の三関係)

参考(一) 調合導体全體の諸良、その他の政令で定める官署以外の官署を占める者で、監督、連絡又は交換であるものについては、この中の相手方からも、監督、連絡又は交換の事務を執行する。

(続) 帝國の國庫の貯金その他の取引で生れる旨類以外の旨類を占める者で、陸軍、海軍又は空軍であるものについては、この表の規定にかかららず、陸将補、海將補及び空將補の(二)項に定める額の俸給を支給するものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均齊を考慮して、政令で定める。

官報(号外)

第二条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第三項後段を次のように改める。

この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、同法第十一條の三第二項中「及び扶養手当」とあるのは

「扶養手当及び嘗外手当」と、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合」とあるのは「政令で定める地域及び官署の区分に応じ、百分の一・五又は百分の三・五」と

同法第十一條の四中「前条第二項第一号」とあるのは「前条第一項」と、「医療職俸給表」

〔の適用を受ける職員及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）〕とあるのは「医師又は歯科医師である自衛官」と、「百分の十」とあるのは「百分の一・五」と、同法第十一条の五中「第十二条の三第二項」とあるのは

「第十二条の三第一項」と、「甲地に属する」とあるのは「政令で定める」と、「人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」と、「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び嘗外手

当」と、「百分の三から百分の十までの」とあるのは「百分の一・五を超えない」と、同法第十二条の六第一項中「同条第二項各号に掲げる」とあるのは「同条第一項に規定する」と、「同項各号に掲げる」とあるのは「同項に規定する」と、「第十二条の三第二項に規定する」と、「第十二条の三第二項各号に掲げる」とあるのは「第十二条の三第二項に規定する」と、「人事院の定める」とあるのは「総理府令の定める」と、「同条第一項中「第十二条の三第二項各号に掲げる」とあるのは「第十二条の三

三第二項に規定する」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日等）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条並びに附則第十項及び第十一項の規定は、平成五年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成四年四月一日から適用する。

3 平成四年四月一日（以下「切替日」という。）における職員の俸給月額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合は防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は別表第二の陸将補、海将補及び空将補の二欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合については同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の二欄、二欄又は三欄をいう。以下同じ。）におけるその者が受けた俸給月額（以下「旧俸給月額」という。）に對応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

（切替期間における異動者の俸給月額等）

4 前項の規定により切替日における俸給月額（以下「新俸給月額」という。）を定められる職員に対する切替日以後における最初の法第五条第三項において準用する一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）第八条第六項の規定

の適用については、旧俸給月額を受けていた期間（総理府令で定める職員にあっては、総理府令で定める期間）を新俸給月額を受ける期間に通算する。

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高号俸による俸給月額又はこれを超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

6 切替日からこの法律の施行の日前までの間（以下「切替期間」という。）において、第一条の規定による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「旧法」という。）の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二又は別表第三項から前項までの規定の適用について、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

7 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従って定められたものでなければならぬ。

9 新法第一条に規定する防衛庁の職員に対する新法第十二条第一項の規定の適用については、同項の規定によりその例によることとされる一般職給与改正法別表第九までの適用を改正する法律（平成四年法律第十一号。以下「一般職給与改正法」という。）による改正前の一般職給与法（以下「改正前の一般職給与法」という。）別表第一若しくは別表第六（ハを除く。）から別表第九までの適用を受けた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあった職員のうち、総理府令で定める職員の新法の規定による当該適用の日又は異動の日における俸給月額及びこれが受けることとなる期間は、総理府令で定められた職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間

（扶養手当の経過措置の特例）

10 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「第二条による改正後の法」という。）第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条による改正後の法（以下「新法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十二」とあるのは、「百分の一」とする。

11 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

12 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

13 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

14 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

15 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

16 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

17 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

18 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

19 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

20 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの間ににおいては、第二条による改正後の法第十四条第三項において準用する「一般職給与改正法」という。）第十二条第一項第一号中「百分の十一」とあるのは、「百分の一」とする。

同については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との權衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（旧俸給月額等の基礎）

（新俸給月額等の基礎）

三項後段の規定にかかるわらず、「政令で定める地域及び官署の区分に応じ、百分の一・五又は百分の二・五」と読み替えるものとする。

(住居手当に関する経過措置)

12 切替期間において、旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十二条の規定により住居手当を支給されていた期間のうちに、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十二条の七の規定による住居手当の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十二条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当については、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十二条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる期間がある職員のそれぞれその支給されないこととなる期間又は達しないこととなる期間の住居手当についても、同様とする。

（給与の内払）

13 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。この場合において、旧法の規定に基づいて支払われた管外手当のうち新法の規定により支給されることとなる管外手当の額を超える部分は、新法の規定により支給されることとなる俸給の内払とみなす。

(政令への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

〔守住有信君登壇、拍手〕  
○守住有信君　ただいま議題となりました給与関係三法律案につきまして御報告申し上げます。  
まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一項による。この法律の施行の際旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十二条の七の規定によりこの法律の施行の日を含む引き続いた期間の住居手当を支給することとされていた職員のうち、新法第十四条第二項において準用する改正後の一般職給与法第十二条の七の規定による住居手当の額を本年四月から引き上げるとともに、扶養手当の支給要件である扶養親族の範囲の額が旧法第十四条第二項において準用する改正前の一般職給与法第十二条の七の規定による住居手当の額に達しないこととなる職員のこの法律の施行の日から平成五年三月三十一日（同日前に総理府令で定める事由が生じた職員にあっては、総理府令で定める日）までの間の住居手当の支給割合の引き上げ等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与の額の改定等を行おうとするものであります。

うとしてあります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額の改定等を行うとともに、自衛官俸給表の將の欄または將補（一）の欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に対しても調整手当を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、三法律案を一括して議題とし、人事院勧告の早期完全実施の方策、官民給与の比較方法の見直し、超過勤務の縮減策等について質疑を行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は全会一致をもつて、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はそれぞれ多数をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、一般職職員給与法改正案に対し全会一致をもつて附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（原文兵衛君）　この際、お詫びいたします。

井上孝君外八名発議に係る行為規範の一部を改正する規則案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

井上孝君外八名発議に係る行為規範の一部を改正する規則案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（原文兵衛君）　これより採決をいたしました。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長（原文兵衛君）　總員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する規則案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕  
○議長（原文兵衛君）　總員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する規則案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕  
○議長（原文兵衛君）　總員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

賛成者

河本英典

岡利定  
釣宮磐

行為規範の一部を改正する規則案

右の議案を発議する。

平成四年十一月十日

発議者

井上孝

高木正明

中曾根弘文

片山虎之助

小川仁一

志苦裕

中川嘉美

足立良平

高井和伸

賛成者

する法律の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

〔賛成者起立〕  
兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（原文兵衛君）　過半数と認めます。

よつて、兩案は可決されました。

佐藤 泰三	宮澤 弘
山崎 正昭	栗原 君子
菅野 久光	竹村 泰子
瀬上 貞雄	三上 隆雄
峰崎 直樹	風間 紀
統 訓弘	
参議院議長 原 文兵衛殿	

行為規範の一部を改正する規則  
行為規範(昭和六十年十月十四日議決)の一部を  
次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 企業又は団体の役職に就いている議員  
は、当該企業又は団体に関し政治倫理の確立の  
ための国会議員の資産等の公開等に関する法律  
の規定により関連会社等報告書を提出すべき場  
合を除き、当該企業又は団体の名称、役職等を  
議長に届け出なければならない。

第三条第一項中「報酬」の下に「(自己)の事業に係  
るもの及び金額が年間百万円以下のものを除く。  
次項において同じ。」を加える。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を  
第五条とする。

附 則

この規則は、政治倫理の確立のための国会議員  
の資産等の公開等に関する法律の施行の日から施  
行する。

〔井上孝君登壇 拍手〕  
○井上孝君 ただいま議題となりました行為規範  
の一部を改正する規則案につきまして御説明申し  
上げます。

行為規範の一部を改正する規則案

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり  
審査決定した。よって報告する。

平成四年十二月七日

参議院議長 原 文兵衛殿

文教委員長 松浦 功

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり  
審査決定した。よって報告する。

平成四年十二月八日

参議院議長 原 文兵衛殿

農林水産委員長 吉川 芳男

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり  
審査決定した。よって報告する。

平成四年十二月九日

参議院議長 原 文兵衛殿

農林水産委員長 吉川 芳男

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願  
第一〇八四号、第一一〇六号

審査報告書(文教委員会)

審査報告書(農林水産委員会)

審査報告書(請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり  
審査決定した。よって報告する。

平成四年十二月八日

文教委員長 松浦 功

農林水産委員長 吉川 芳男

審査報告書(請願審査報告第一号)

内閣に送付するを要するもの

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務  
教育費国庫負担制度の維持に関する請願

現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

教育費国庫負担制度の維持に関する請願

現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

青少年の保護に関する法律制定に関する請願

第七五号

小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教  
育費国庫負担制度の維持に関する請願

第五三号

農業農村整備事業の推進に関する請願

第五二七号

米の市場開放阻止及び水田農業政策に関する請願

第六二二号

義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員配置  
改善計画の実施、教員給与の改善に関する請  
願

第七八三号、第七九八号

農業農村整備事業の推進に関する請願

第六二二号、第七三一号、第八七八号、第  
一〇六八号

農業農村整備事業の推進に関する請願

第六二二号、第九七一号、第一一〇五号、

学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫  
負担堅持に関する請願

第九七〇号、第九七一号、第一一〇五号、

審査報告書(商工委員会)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり  
審査決定した。よって報告する。

平成四年十二月九日

参議院議長 原 文兵衛殿

商工委員長 斎藤 文夫

一  
探偵すべからぬ

内閣に送付するを要するもの

商店街の活性化に関する講演

第十一号 第十六号 第九一七号

## 北方四島の即時返還に関する請願

〔内閣に送付するを要するもの  
「環境保全基本法」の早期制定に関する請願  
第七六号、第七七号、第七八号、第七九号

号、第八五七号、第九三四号、第一〇七三号、第一〇七三三号、第一〇七四号、第一〇七五号

号、第六五号、第一一七号、第一二五号、  
第八六一号

審査報告書  
〔河野及び北方問題に  
関する特別委員会  
請願審査報告第一号〕

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よつて報告する。

平康四年十一月十四日

關連総力で北方面問題特別委員長 池大浜方常

新編原譜長文兵雜錄

卷之三

卷之三

三〇四

方正一開卷以釋之也。而

第三章

目錄

• 100 •

卷之三十一

(并业)

卷之三

卷之三

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり審査決定した。よって報告する。

第三七八号、第四二七号、第四二八号、第四二三三号、第四五〇号、第四七七号、第四八七号、第四八九号、第五〇三号、第五五

參議院議長 原文兵衛殿 厚生委員長 細谷昭雄

身体障害者への移動電話等の貸与に関する請願  
第一七三号

## 在宅障害者の介護体制確立に関する請願

第一七九号

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその両親又はその介護者及び能な社会福祉施設の設置に関する請願  
第八七九号

男性介護人に関する請願  
第八八一号

保育制度の堅持と充実に関する請願  
第一〇五〇号、第一〇五一号、第一〇五二号、第一〇五三号、第一〇五四号、第一〇五五号、第一〇五六号、第一〇五七号、第一〇五八号、第一〇五九号、第一〇六〇号、第一〇六一号、第一〇六二号、第一〇六三号、第一〇六四号、第一〇六五号、第一〇六六号

学童保育の制度化と地域の条件整備に関する請願  
第一一八六号、第一一八七号、第一一八八号、第一一八九号、第一一九〇号、第一一九一号、第一一九二号、第一一九三号、第一一九四号、第一一九五号、第一一九六号

急傾斜地崩壊対策事業の充実・強化に関する請願  
第三次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定と計画規模の大幅な拡大に関する請願  
第一二五五号、第二六九号、第三七一号、第四八二号

第三次急傾斜地崩壊対策事業五箇年計画の策定と計画規模の大幅な拡大に関する請願  
第一二五五号、第二六九号、第三七一号、第四八二号

審査決定した。よって報告する。  
平成四年十二月十日

参議院議長 原 文兵衛殿  
建設委員長 梶原 敬義

審査報告書(内閣委員会)  
本委員会に付託された請願につき別紙のとおり  
審査決定した。よって報告する。  
平成四年十二月十日

参議院議長 原 文兵衛殿

の審査及び調査を閉会中も継続する件について  
お詫びいたします。

内閣委員会  
一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

一、國の防衛に関する調査  
地方行政委員会  
一、地方行政の改革に関する調査

審査報告書(地方行政委員会)  
本委員会に付託された請願につき別紙のとおり  
審査決定した。よって報告する。

参議院議長 原 文兵衛殿  
内閣委員長 守住 有信

法務委員会  
一、製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案(参第一号)  
外務委員会  
一、検察及び裁判の運営等に関する調査  
大蔵委員会  
一、租税及び金融等に関する調査  
文教委員会  
一、教育、文化及び学術に関する調査  
厚生委員会  
一、社会保障制度等に関する調査  
農林水産委員会  
一、農林水産政策に関する調査  
商工委員会  
一、高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案(参第一号)  
運輸委員会  
一、運輸事情等に関する調査  
通信委員会  
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査

審査報告書(建設委員会)  
本委員会に付託された請願につき別紙のとおり

審査決定した。よって報告する。  
平成四年十二月十日

参議院議長 原 文兵衛殿

審査報告書(建設委員会)  
本委員会に付託された請願につき別紙のとおり

審査決定した。よって報告する。  
平成四年十二月十日

参議院議長 原 文兵衛殿

## 労働委員会

一、労働問題に関する調査

## 建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査

## 予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

## 決算委員会

一、平成二年度一般会計歳入歳出決算、平成

二年度特別会計歳入歳出決算、平成二年度

国税収納金整理資金受払計算書、平成二年

度政府関係機関決算書

一、平成二年度国有財産増減及び現在額総計

算書

一、平成二年度国有財産無償貸付状況総計算

書

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

議院運営委員会

一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（参第三号）

一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案（参第四号）

一、議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案（規程第一号）

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する規程案（規程第一号）

一、議院及び各委員長及び各調査会長に係るその他の案件について採決をいたします。

これらの案件は、いずれも委員会及び調査会の審査または調査を閉会中も継続することに御異議

## 災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

## 選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査

## 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に

## に関する調査

## 土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関する対策樹

## 立に関する調査

## 国会等の移転に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する調査

## 国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

## 産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

## 国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

## 議長（原文兵衛君）

まず、議院運営委員会にお

いて審査中の参議院政治倫理審査会規程の一部を

改正する規程案について採決をいたします。

本案の委員会審査を閉会中も継続することに賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〔過半数と認めます。〕

よって、本案の委員会審査を閉会中も継続する

ことに決しました。

次に、各委員長及び各調査会長要求に係るその

他の案件について採決をいたします。

これらの案件は、いずれも委員会及び調査会の

## 科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査

## 環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査

吉川 芳男君

及川 順郎君

猪木 寛至君

中西 珠子君

勝木 健司君

鶴岡 洋君

高桑 栄松君

井上 計君

山田 大久保直彦君

野末 陳平君

小池百合子君

杏掛 哲男君

細川 護熙君

吉村剛太郎君

山崎 正昭君

狩野 公成君

加藤 紀文君

星野 明市君

田村 秀昭君

須藤良太郎君

河本 英典君

野村 五男君

大塚清次郎君

猪熊 文夫君

斎藤 文夫君

石井 一二君

山岡 賢次君

岡野 裕君

松尾 官平君

前田 素男君

井上 吉夫君

石井 道子君

矢原 秀男君

廣中和歌子君

柳川 覺治君

鶴岡 勝木君

吉川 博君

吉田 健司君

和田 敦美君

黒柳 明君

世耕 政隆君

寺澤 芳男君

青木 幹雄君

二木 秀夫君

前島英三郎君

武田邦太郎君

矢野 哲朗君

泉 信也君

河本 英典君

下村 泰君

荒木 清寛君

島袋 宗康君

風間 赤君

鈴木 栄治君

西川 漂君

横尾 和伸君

鈴木 勉君

青島 幸男君

武田 節子君

江本 孟紀君

坪井 一宇君

常松 克安君

猪熊 重二君

大島 慶久君

中川 嘉美君

牛嶋 正君

足立 良平君

寺崎 昭久君

林田悠紀夫君

官 報 (号 外)

平成四年十二月十日 参議院会議録第四号 議長の報告事項

北	井上	一精君	沢田	修二君	裕君	北	井上	一精君	沢田	修二君	裕君
陣内			木暮	山人君		南野	知恵子君	孝雄君	木暮	山人君	
野間			藤江	弘一君		北澤	俊美君	片山虎之助君	北澤	俊美君	
野間			河本	三郎君		佐藤	泰三君	尾辻	秀久君	佐藤	泰三君
和人君			佐藤	三郎君		佐藤	泰三君	久世	公義君	佐藤	泰三君
大脇	岩崎	鈴木	森山	田邊	下稻葉耕吉君	西田	石川	佐藤	吉宏君	西田	永野
新聞	中尾	斎藤	村上	倉田	哲夫君	志村	合馬	清水	茂門君	志村	吉宏君
大脇	岩崎	松浦	倉田	田邊	真弓君	鈴木	佐藤	達雄君	孝治君	鈴木	吉宏君
正次君	三郎君	正邦君	正邦君	正邦君	寛之君	永田	佐藤	敬君	貞敏君	永田	吉宏君
雅子君	純三君	功君	功君	功君	良雄君	藤井	佐藤	静雄君	貞敏君	藤井	吉宏君
和人君	正次君	朝雄君	朝雄君	朝雄君	光弘君	上杉	佐藤	鑑宮	茂門君	上杉	吉宏君
谷烟	栗原	平野	伊江	坂野	平井	椎名	佐藤	鑑宮	孝治君	坂野	吉宏君
藥科	君子君	紀平	大木	平井	田沢	惟名	佐藤	鑑宮	貞敏君	平井	吉宏君
満治君	君子君	佛子君	浩君	卓志君	卓志君	素夫君	佐藤	鑑宮	貞敏君	田沢	吉宏君
孝君	君子君	貞夫君	浩君	重信君	智治君	光弘君	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
一井	淳治君	澄子君	巍君	晴美君	前畠	乾	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
池田	治君	巍君	巍君	幸子君	利和君	谷本	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
清水					堀	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
深田					井上	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
淳治君					西野	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
谷本					三重野	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
済子君					栄子君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
喜岡					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
高崎					喜岡	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
会田					西山	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
笛野					登紀子君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
吉川					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
渡辺					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
四郎君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
林					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
國弘					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
角田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
林					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
喜岡					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
西山					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
峰崎					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
川橋					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
篠崎					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
年子君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
浜本					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
久保					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
本岡					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
昭次君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
志吉					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
千葉					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
菅原					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
志吉					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
菅野					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
野別					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
森					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
小林					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
吉田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
肥田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
種田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
岩本					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
日下部					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
櫻井					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
規順君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
三上					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
庄司					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
大瀬					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
細谷					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
竹村					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
稻村					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
小川					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
上野					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
稻村					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
穂村					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
仁一君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
大森					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
矢田部					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
牧君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
正和君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
薪次君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
大森					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
青木					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
今井					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
井上					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
萩野					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
大瀬					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
峰崎					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
川橋					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
篠崎					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
年子君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
浜本					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
久保					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
久保田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
本岡					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
昭次君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
志吉					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
菅原					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
志吉					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
菅野					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
野別					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
森					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
小林					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
吉田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
肥田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
種田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
岩本					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
日下部					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
櫻井					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
規順君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
三上					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
庄司					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
大瀬					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
細谷					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
竹村					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
稻村					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
小川					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
上野					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
菅原					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
志吉					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
菅野					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
野別					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
森					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
小林					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
吉田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
肥田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
種田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
岩本					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
日下部					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
櫻井					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
規順君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
三上					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
庄司					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
大瀬					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
細谷					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
竹村					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
稻村					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
小川					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
上野					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
菅原					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
志吉					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
菅野					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
野別					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
森					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
小林					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
吉田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
肥田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
種田					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
岩本					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
日下部					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
櫻井					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
規順君					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
三上					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
庄司					君	前畠	佐藤	鑑宮	貞敏君	佐藤	吉宏君
大瀬					君	前畠	佐藤	鑑宮</td			

國務大臣		農林水產大臣臨時代理		外務大臣		法務大臣		大藏大臣		文部大臣		厚生大臣		通商產業大臣		運輸大臣		郵政大臣		労働大臣		建設大臣		自治大臣		國務大臣	
國務大臣 (國務官房長官)	國務大臣 (國家公安委員會長)	栗森喬君	吉岡吉典君	田英夫君	星川保松君	聽濤弘君	上田耕一郎君	糸久八重子君	星川保松君	高井和仲君	吉岡吉典君	田英夫君	星川保松君	栗森喬君	吉岡吉典君	田英夫君	高井和仲君	有働正治君	鈴木和美君	松前達郎君	粟森喬君	吉岡吉典君	田英夫君	高井和仲君	及川一夫君		
國務大臣 (國務官房長官)	國務大臣 (國家公安委員會長)	古川太三郎君	市川正一君	安永英雄君	瀬谷英行君	中村銳一君	立木洋君	渡辺美智雄君	羽田孜君	田原隆君	山下徳夫君	恒三君	渡部奥田邦夫君	山下徳夫君	渡部奥田邦夫君	山下徳夫君	近藤秀央君	鐵雄君	塙川正十郎君	塙川正十郎君	岩崎加藤君	塙川正十郎君	岩崎純三君	磯村橋本敦君	佐藤三吾君	篠山篤君	山口哲夫君
國務大臣 (國務官房長官)	國務大臣 (國家公安委員會長)	古川太三郎君	市川正一君	安永英雄君	瀬谷英行君	中村銳一君	立木洋君	渡辺美智雄君	羽田孜君	田原隆君	山下徳夫君	恒三君	渡部奥田邦夫君	山下徳夫君	渡部奥田邦夫君	山下徳夫君	近藤秀央君	鐵雄君	塙川正十郎君	塙川正十郎君	岩崎加藤君	塙川正十郎君	岩崎純三君	磯村橋本敦君	佐藤三吾君	篠山篤君	山口哲夫君
國務大臣 (國務官房長官)	國務大臣 (國家公安委員會長)	古川太三郎君	市川正一君	安永英雄君	瀬谷英行君	中村銳一君	立木洋君	渡辺美智雄君	羽田孜君	田原隆君	山下徳夫君	恒三君	渡部奥田邦夫君	山下徳夫君	渡部奥田邦夫君	山下徳夫君	近藤秀央君	鐵雄君	塙川正十郎君	塙川正十郎君	岩崎加藤君	塙川正十郎君	岩崎純三君	磯村橋本敦君	佐藤三吾君	篠山篤君	山口哲夫君

去る十一月  
が送付され

### 議長の報告事項

去る十一月六日内閣から予備審査のため次の議案  
が送付された。

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五号)  
同日議員から次の質問主意書が提出された。

従軍慰安婦に関する質問主意書(吉川春子君提  
出)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成四年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。  
去る十一月九日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成四年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成四年度第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。  
去る十一月九日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成四年度第一・四半期における国庫の状況の報告を受領した。



官報(号外)

議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(綿貫民輔君外九名提出)(衆第四号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

国民健康保険助産費等に関する質問主意書(小野清子君提出)

去る十一月二十七日衆議院から予備審査のため次に議案が送付された。よって議長は即日これを建設委員会に付託した。

大阪湾臨海地域開発整備法案(建設委員長提出)(衆第三号)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

平成四年四月の診療報酬改定に関する再質問主意書(紀平梯子君提出)

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員吉川春子君提出從軍慰安婦に関する質問に対する答弁書

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)

特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)

公職選挙法の一部を改正する法律案(綿貫民輔君外九名提出)(衆第四号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

国民健康保険助産費等に関する質問主意書(小野清子君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省欧亜局長兵藤長雄君の第百二十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第百二十五回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省欧亜局長事務代理 津守 澄君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省欧亜局長事務代理津守澄君(同日議長承認)を、同日第百二十一回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

内閣委員会に付託

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第四号)

地方行政委員会に付託

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

法務委員会に付託

平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案(閣法第一号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

大蔵委員会に付託

著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五号)

文教委員会に付託

廃棄物の處理及清掃に関する法律の一部を改正する法律案(第百一十三回国会閣法第八四号)

厚生委員会に付託

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案(第百一十三回国会閣法第八三号)

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

シーレーン防衛に関する質問主意書(既正敏君提出)

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したいので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月一日任期満了の曾山克巳の後任) 山口 開生

同日衆議院から予備審査のため次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同日内閣から次の質問主意書が提出された。

国会等の移転に関する法律案(衆第一号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

内閣委員会に付託

建設委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

改正する法律案(衆第六号)

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律案(衆第五号)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

内閣委員会に付託

閣法第八〇号(衆議院運営審査)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一〇号)

法務委員会に付託

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律案(閣法第二号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

中門 弘

同日内閣から、左記の者を中央更生保護審査会委員に任命したいので、犯罪者予防更生法第五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月二十四日任期満了による再任)

宮本 美沙子

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

谷本 婦君

星川 保松君

磯村 修君

松前 達郎君

寺崎 昭久

同日内閣から、左記の者を電波監理審議会委員に任命したいので、電波法第九十九条の三第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月二十四日任期満了による再任)

生田 正輝

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

谷本 婦君

星川 保松君

磯村 修君

松前 達郎君

同日内閣から、左記の者を日本放送協会経営委員会委員に任命したいので、放送法第十六条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(同日任期満了による再任)

石田 名香雄

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

谷本 婦君

星川 保松君

磯村 修君

松前 達郎君

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したいので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

(十一月二十四日任期満了による再任)

小田切博文

辞任

補欠

農林水産委員

辞任

補欠

谷本 婦君

星川 保松君

去る二日議長において、次のとおり常任委員の辞

同日議員から次の議案が提出された。

同日議員

同日議員

同日議員

同日議員

同日議員

任を許可し、その補欠を指名した。

政治資金規正法の一部を改正する法律案(星川保松君外三名発議)(参第五号)

同日衆議院から次の議案が提出された。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四号)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを選挙制度に関する特別委員会に付託した。

公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第七号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案(衆第八号)

官報(号外)

一、派遣地 東京都葛飾区小菅一丁三五一一 東京拘置所	北村 哲男 種田 誠 高崎 裕子 笹野 貞子 下村 泰 武田邦太郎
一、期間 十二月八日 一日間 一、費用 概算一九二、〇〇〇円	右のとおり議決した。よって参議院規則第八十八条の二により承認を求める。

去る七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
内閣委員

予算委員	辞任 大河原太一郎君	運輸委員 辞任 白浜 一良君
外務委員	補欠 世耕 政隆君	堀 利和君
地方行政委員	補欠 上山 和人君	大渕 純子君
農林水産委員	補欠 山口 哲夫君	及川 順郎君

一、教育、文化及び学術に関する調査  
同日委員長から次の報告書が提出された。  
著作権法の一部を改正する法律案(閣法第五号)  
審査報告書

書が提出された。

同日衆議院から次の内閣提案を受けた。よつて議長は即日これを外務委員会に付託した。 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件(第百二十三回国会閣法第一号、衆議院継続審査)	藤江 弘一君 小川 仁一君 獅谷 英行君 山口 哲夫君	藤江 弘一君 小川 仁一君 獅谷 英行君 山口 哲夫君
大蔵委員	辞任 谷本 親君 星川 保松君	辞任 谷本 親君 星川 保松君
文教委員	辞任 及川 順郎君	辞任 及川 順郎君
農林水産委員	辞任 井上 裕君 世耕 政隆君 上山 和人君	辞任 井上 裕君 世耕 政隆君 上山 和人君
機村 修君	星川 保松君	星川 保松君

同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。	大蔵委員 辞任 谷本 親君 星川 保松君	外務委員 辞任 谷本 親君 星川 保松君	文教委員 辞任 及川 順郎君	農林水産委員 辞任 井上 裕君 世耕 政隆君 上山 和人君	機村 修君
参議院議員小野清子君提出国民健康保険助産費等に関する質問(答弁することができる期限十二月二十一日)	補欠	補欠	補欠	補欠	補欠
同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくカンボディア国際平和協力業務実施計画の変更の報告を受けた。	白浜 一良君	白浜 一良君	白浜 一良君	白浜 一良君	白浜 一良君
参議院議員成瀬裕治君に対し次の弔詞をささげた。	安君	安君	安君	安君	安君
参議院はわが国民主政治発展のため力を尽くさ	星川 仁一君	星川 仁一君	星川 仁一君	星川 仁一君	星川 仁一君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	議院運営委員 辞任 肥田 美代子君 吉川 春子君	決算委員 辞任 笹野 貞子君	文教委員 辞任 泉 信也君	農林水産委員 辞任 山崎 正昭君	機村 修君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可した。	星野 朋市君	会田 長栄君	星野 朋市君	星野 朋市君	星野 朋市君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可した。	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君	高崎 裕子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可した。	清水 遼子君	清水 遼子君	清水 遼子君	清水 遼子君	清水 遼子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可した。	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君	吉川 春子君
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可した。	大河原太一郎君	大河原太一郎君	大河原太一郎君	大河原太一郎君	大河原太一郎君

同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四号)	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四号)	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四号)	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四号)	公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四号)
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。	選挙制度に関する特別委員会に付託した。	選挙制度に関する特別委員会に付託した。	選挙制度に関する特別委員会に付託した。	選挙制度に関する特別委員会に付託した。	選挙制度に関する特別委員会に付託した。
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)	国会等の移転に関する法律案(衆第一号)
同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会閣法第八〇号)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会閣法第八〇号)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会閣法第八〇号)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会閣法第八〇号)	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十三回国会閣法第八〇号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	文教委員
政治資金規正法の一部を改正する法律案（星川保松君外三名発議）	辞任
同日議員から次の質問主意書が提出された。	補欠
エスティック問題に関する質問主意書（武田節子君提出）	井上裕君
同日次の質問主意書を内閣に転送した。	大河原太一郎君
シーレーン防衛に関する質問主意書（既正敏君提出）	星野朋市君
大韓航空〇〇七便による旧ソ連領空侵犯及び墜事件の全貌の解明に関する質問主意書（田英夫君提出）	藤江弘一君
同日議長は、十一月二十五日のヌハク・ブームサワン・ラオス人民民主共和国大統領就任に際し、夫君提出	小川仁一君
同日議長は、十一月二十五日のヌハク・ブームサワン・ラオス人民民主共和国大統領就任に際し、夫君提出	上山和人君
内閣委員	同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
辞任	大瀬絹子君
補欠	堀利和君
世耕政隆君	通信委員
上山和人君	大瀬絹子君
山口哲夫君	堀利和君
瀬谷英行君	同日議長において選任した理事は次のとおりである。
内閣委員	細川護熙君
辞任	小池百合子君
泉信也君	農林水産委員会請願審査報告書（第一号）
河本三郎君	公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第八号）審査報告書
山崎正昭君	同日衆議院から、同院は国会の会期を十二月十日まで二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。
篠崎年子君	公職選挙法の一部を改正する法律案（佐藤鏡樹君外六名提出）（衆第九号）
矢原秀男君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを選挙制度に関する特別委員会に付託した。
長谷川清君	農林水産委員会
上田耕一郎君	同日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。
池田治君	理事 及川順郎君（及川順郎君の補欠）
下村泰君	農林水産委員会
森暢子君	同日委員長から次の調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。
木庭健太郎君	一、農林水産政策に関する調査会
高崎直鵬	二、農民生活に関する調査会
高崎裕子君	三、国民生活に関する調査会
笹野貞子君	同日委員長から次の報告書が提出された。
島袋宗康君	大阪湾臨海地域開発整備法案（衆第三号）審査報告書
同日議員から次の質問主意書が提出された。	公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第七号）審査報告書
告書	政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案（第百一十三回国会閣法第八四号）	八号）審査報告書
審査報告書	公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第四号）
国会等の移転に関する法律案（衆第二号）審査報	審査報告書
告書	公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第七号）
大蔵委員	同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
辞任	参議院議員紀平悌子君提出平成四年四月の診療報酬改定に関する再質問（答弁することができ
白浜一良君	る期限 十二月二十四日）
及川順郎君	
補欠	
青島幸男君	
下村泰君	
告書	

官報(号外)

		昨九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	
商工委員	辞任 村田 誠醇君	補欠 西野 康雄君	選舉制度に関する特別委員 小池百合子君 細川 譲熙君
通信委員	辞任 白浜 一良君	補欠 常松 克安君	同日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。 一、高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案(參第二号)
建設委員	辞任 西野 康雄君	補欠 村田 誠醇君	同日委員長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。 一、国際情勢等に関する調査
予算委員	辞任 北村 哲男君	補欠 稲山 篤君	商工委員会 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
	三重野栄子君	栗原 君子君	同日委員長から次の報告書が提出された。 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
	森 暢子君	喜岡 淳君	同日委員長から次の報告書が提出された。 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
	直嶋 正行君	長谷川 清君	同日委員長から次の報告書が提出された。 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
	高崎 裕子君	上田耕一郎君	同日委員長から次の報告書が提出された。 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
	笛野 貞子君	井上 哲夫君	同日委員長から次の報告書が提出された。 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
	島袋 宗康君	西川 潔君	閣法第八〇号)審査報告書
決算委員	辞任 喜岡 淳君	栗原 君子君	商工委員会請願審査報告書(第一号)
	長谷川 清君	喜岡 淳君	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
	上田耕一郎君	高崎 裕子君	同日議員から次の質問主意書が提出された。 一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
	井上 哲夫君	笛野 貞子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 エステティック問題に関する質問主意書(武田節子君提出)
議院運営委員	辞任 栗原 君子君	補欠 三重野栄子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
内閣委員	辞任 高井 和伸君	補欠 中村 錠一君	本日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 三重野栄子君 栗原 君子君
外務委員	辞任 野村 五男君	補欠 大河原太一郎君	本日委員会において選任した理事は次のとおりである。 理事 会田 長栄君 (会田長栄君の補欠) 理事 西野 康雄君 (村田誠醇君の補欠) 理事 高崎 裕子君 (高崎裕子君の補欠)
農林水産委員	辞任 大河原太一郎君	補欠 野村 五男君	決算委員会 一、製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案(參第一号)
通信委員	辞任 矢原 秀男君	補欠 中川 嘉美君	本日委員長から次の案件について継続審査の要求書が提出された。 一、平成二年度一般会計歳入歳出決算、平成二年度特別会計歳入歳出決算、平成二年度国税収納金整理資金受払計算書、平成二年度政府関係機関決算書
建設委員	辞任 西野 康雄君	補欠 村田 誠醇君	一、平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書
予算委員	辞任 常松 克安君	補欠 白浜 一良君	一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(參第三号)
	中村 錠一君	高崎 和伸君	一、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(參第四号)
	栗原 君子君	西野 康雄君	一、参議院政治倫理審査会規程の一部を改正する規程案(規程第一号)
	白浜 一良君	常松 克安君	
	中川 嘉美君	矢原 秀男君	
	栗原 君子君	三重野栄子君	
	上田耕一郎君	乾 弘君	
	井上 哲夫君	乾 晴美君	
決算委員	辞任 笛野 貞子君	補欠 井上 哲夫君	

官報(号外)	一、議院及び国立国会図書館の運営に関する 本日委員長及び調査会長から次の調査について継続調査の要求書が提出された。	内閣委員会
	一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査	地方行政委員会
	一、国の防衛に関する調査	法務委員会
	一、地方行政の改革に関する調査	大蔵委員会
	一、検察及び裁判の運営等に関する調査	厚生委員会
	一、社会保障制度等に関する調査	運輸委員会
	一、租税及び金融等に関する調査	労働委員会
	一、運輸事情等に関する調査	建設委員会
	一、労働問題に関する調査	予算委員会
	一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査	法律案(閣法第九号)審査報告書
	一、予算の執行状況に関する調査	決算委員会
	一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査	科学技術特別委員会
	一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査	環境特別委員会
	災害対策特別委員会	一、災害対策樹立に関する調査
	選挙制度に関する特別委員会	一、選挙制度に関する調査
	沖縄及び北方問題に関する特別委員会	沖縄及び北方問題に関する特別委員会
	土地問題等に関する特別委員会	立に関する調査
	一、土地問題及び国土利用に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書	産業・資源エネルギーに関する調査会
	一、産業・資源エネルギーに関する調査	厚生委員会
	本日委員長から次の報告書を提出した。	内閣委員会
	平成四年度一般会計補正予算(第1号)、平成四年度特別会計補正予算(特第1号)及び平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)審査報告書	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
	法律案(閣法第一〇号)審査報告書	検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案
	平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案(閣法第一号)審査報告書	平成三年度歳入歳出の決算上の剩余金の処理の特例等に関する法律案
	日本開発銀行法の一部を改正する法律案(閣法第二号)審査報告書	日本開発銀行法の一部を改正する法律案
	告書	地方交付税法等の一部を改正する法律案
	法の一部を改正する法律案(閣法第三号)審査報告書	特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公示法(第四号)審査報告書	防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
	本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	本日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件	本日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

大阪湾臨海地域開発整備法案	持に關する請願「外百八十一件の請願は、即日これを内閣に送付した。
国会等の移転に關する法律案	本日議長は、十一月二十九日逝去された元議員劍公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第七号)
公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第四号)	政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に關する法律案
政治資金規正法の一部を改正する法律案	本日議員から次の質問主意書が提出された。
改正する法律案	古紙の回収及びその再利用促進に関する質問主意書(荒木清寛君提出)
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案	大韓航空機事件の真相究明に関する質問主意書(梶原敬義君提出)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	学童保育(児童クラブ)対策に関する質問主意書(西山登紀子君提出)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	本日次の質問主意書を内閣に転送した。
本日議員から次の質問主意書が提出された。	聴覚障害者対策等に関する質問主意書(荒木清寛君提出)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	国際連合平和維持活動等に対する協力への自衛隊の参加規模に関する再質問主意書(既正敏君提出)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	名香雄君、猪方裕君及び樹田三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
本日議員から次の質問主意書が提出された。	本日本院は、日本放送協会経営委員会委員に石田名香雄君、猪方裕君及び樹田三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
本日議員から次の質問主意書が提出された。	本日本院は、労働保険審査会委員に小田切博文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
本日議員から次の質問主意書が提出された。	本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。
本日議員から次の質問主意書が提出された。	学童保育(児童クラブ)対策に関する質問主意書(西山登紀子君提出)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	本日議院において採択した「義務教育費国庫負担制度の維持に關する請願」外百八十一件の請願は、即日これを内閣に送付した。

持に關する請願「外百八十一件の請願は、即日これを内閣に送付した。」	一、國の防衛に關する調査
本日議長は、十一月二十九日逝去された元議員劍公職選挙法の一部を改正する法律案(衆第七号)	二、地方行政委員会
政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に關する法律案	一、地方行政の改革に關する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二、製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案(參第一号)
古紙の回収及びその再利用促進に関する質問主意書(荒木清寛君提出)	三、平成二年度国有財産無償貸付状況総計算書
大韓航空機事件の真相究明に関する質問主意書(梶原敬義君提出)	四、平成二年度度政府関係機関決算書
学童保育(児童クラブ)対策に関する質問主意書(西山登紀子君提出)	五、平成二年度度政府関係機関決算書
本日議員から次の質問主意書が提出された。	六、検察及び裁判の運営等に関する調査
聴覚障害者対策等に関する質問主意書(荒木清寛君提出)	七、国際情勢等に関する調査
国際連合平和維持活動等に対する協力への自衛隊の参加規模に関する再質問主意書(既正敏君提出)	八、租税及び金融等に関する調査
名香雄君、猪方裕君及び樹田三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	九、教育、文化及び学術に関する調査
本日本院は、日本放送協会経営委員会委員に石田名香雄君、猪方裕君及び樹田三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	十、社会保障制度等に関する調査
本日本院は、労働保険審査会委員に小田切博文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	十一、農林水産政策に関する調査
本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。	十二、農林水産委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十三、商工委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十四、高度医療福祉機器の研究開発等の促進に関する法律案(參第二号)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十五、農業貿易及び経済計画等に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十六、運輸委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十七、農林水産委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十八、農業政策に関する法律案(參第三号)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十九、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律案(參第四号)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十、議院及び国立国会図書館の運営に関する法律案(參第五号)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十一、建設事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十二、労働問題に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十三、労働委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十四、建設事業及び建設計画等に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十五、予算委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十六、予算の執行状況に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十七、選舉制度に関する特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十八、災害対策特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十九、環境特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	三十、科学技術振興対策樹立に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	三十一、災害対策特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	三十二、選舉制度に関する特別委員会

持に關する請願「外百八十一件の請願は、即日これを内閣に送付した。」	一、國の防衛に關する調査
本日議長は、十一月二十九日逝去された元議員劍公職選挙法の一部を改正する法律案(參第一号)	二、地方行政委員会
政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に關する法律案	三、製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案(參第一号)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	四、国際情勢等に関する調査
古紙の回収及びその再利用促進に関する質問主意書(荒木清寛君提出)	五、租税及び金融等に関する調査
大韓航空機事件の真相究明に関する質問主意書(梶原敬義君提出)	六、教育、文化及び学術に関する調査
学童保育(児童クラブ)対策に関する質問主意書(西山登紀子君提出)	七、社会保障制度等に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	八、農林水産政策に関する調査
聴覚障害者対策等に関する質問主意書(荒木清寛君提出)	九、農林水産委員会
国際連合平和維持活動等に対する協力への自衛隊の参加規模に関する再質問主意書(既正敏君提出)	十、農業貿易及び経済計画等に関する調査
名香雄君、猪方裕君及び樹田三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	十一、運輸委員会
本日本院は、日本放送協会経営委員会委員に石田名香雄君、猪方裕君及び樹田三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	十二、農業政策に関する法律案(參第三号)
本日本院は、労働保険審査会委員に小田切博文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	十三、労働問題に関する調査
本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。	十四、建設事業及び建設計画等に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十五、予算委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十六、予算の執行状況に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十七、選舉制度に関する特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十八、災害対策特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十九、環境特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十、科学技術振興対策樹立に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十一、災害対策特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十二、選舉制度に関する特別委員会

持に關する請願「外百八十一件の請願は、即日これを内閣に送付した。」	一、國の防衛に關する調査
本日議長は、十一月二十九日逝去された元議員劍公職選挙法の一部を改正する法律案(參第一号)	二、地方行政委員会
政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に關する法律案	三、製造物の欠陥による損害の賠償責任に関する法律案(參第一号)
本日議員から次の質問主意書が提出された。	四、国際情勢等に関する調査
古紙の回収及びその再利用促進に関する質問主意書(荒木清寛君提出)	五、租税及び金融等に関する調査
大韓航空機事件の真相究明に関する質問主意書(梶原敬義君提出)	六、教育、文化及び学術に関する調査
学童保育(児童クラブ)対策に関する質問主意書(西山登紀子君提出)	七、社会保障制度等に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	八、農林水産政策に関する調査
聴覚障害者対策等に関する質問主意書(荒木清寛君提出)	九、農林水産委員会
国際連合平和維持活動等に対する協力への自衛隊の参加規模に関する再質問主意書(既正敏君提出)	十、農業貿易及び経済計画等に関する調査
名香雄君、猪方裕君及び樹田三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	十一、運輸委員会
本日本院は、日本放送協会経営委員会委員に石田名香雄君、猪方裕君及び樹田三郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	十二、農業政策に関する法律案(參第三号)
本日本院は、労働保険審査会委員に小田切博文君を任命することに同意した旨内閣に通知した。	十三、労働問題に関する調査
本日本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。	十四、建設事業及び建設計画等に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十五、予算委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十六、予算の執行状況に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十七、選舉制度に関する特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十八、災害対策特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	十九、環境特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十、科学技術振興対策樹立に関する調査
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十一、災害対策特別委員会
本日議員から次の質問主意書が提出された。	二十二、選舉制度に関する特別委員会

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査

土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査

国際問題等に関する特別委員会

一、国会等の移転に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

国民生活に関する調査会

一、国民生活に関する調査

産業・資源エネルギーに関する調査会

一、産業・資源エネルギーに関する調査

本日国会において議決した次の予算を内閣に付し、その旨衆議院に通知した。

平成四年度一般会計補正予算(第1号)

平成四年度特別会計補正予算(特第1号)

平成四年度政府関係機関補正予算(機第1号)

本日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

著作権法の一部を改正する法律

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律

大阪湾臨海地域開発整備法

住宅金融公庫法及び北海道防寒住宅建設等促進法の一部を改正する法律

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律

政治資金規正法の一部を改正する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

十回国会衆法第一五号)

二、行政機構並びにその運営に関する件

三、恩給及び法制一般に関する件

四、公務員の制度及び給与に関する件

五、榮典に関する件

六、外国為替に関する件

七、国有財産に関する件

八、専売事業に関する件

九、印刷事業に関する件

一〇、造幣事業に関する件

文教委員会

一、学校教育法等の一部を改正する法律案  
(中西績介君外一名提出、第百十八回国会衆法第九号)

二、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(吉田正雄君外一名提出、第百十八回国会衆法第一〇号)

三、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出、第百十八回国会衆法第一一号)

四、文教行政の基本施策に関する件

五、学校教育に関する件

六、社会教育に関する件

七、体育に関する件

八、学術研究及び宗教に関する件

九、国際文化交流に関する件

一〇、文化財保護に関する件

厚生委員会

一、原子爆弾被爆者等援護法案(參議院提出、第百十八回国会參法第四号)

二、厚生関係の基本施策に関する件

三、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福社及び人口問題に関する件

官報(号外)

農林水産委員会	一、農林水産業の振興に関する件	五、電波監理及び放送に関する件
二、農林水産物に関する件	二、短時間労働者の通常の労働者との均等待遇及び適正な就業条件の確保に関する法律案	
三、農林水産業団体に関する件	案(永井孝信君外六名提出、第百二十三回国会衆法第二号)	
四、農林水産金融に関する件	二、労働関係の基本施策に関する件	
五、農林漁業災害補償制度に関する件	三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件	
商工委員会	一、廃棄物利用発電の促進に関する法律案	五、電波監理及び放送に関する件
(岡田利春君外五名提出、第百二十二回国会衆法第二号)	二、通商産業の基本施策に関する件	一、空き缶、空き瓶等の回収に関する法律案
会衆法第二号)	三、中小企業に関する件	二、字苗開発に関する件
四、資源エネルギーに関する件	四、特許及び工業技術に関する件	四、海洋開発に関する件
五、特許及び工業技術に関する件	五、経済の計画及び総合調整に関する件	五、生命科学に関する件
六、経済の計画及び総合調整に関する件	七、私的独占の禁止及び公正取引に関する件	六、新エネルギーの研究開発に関する件
七、鉱業と一般公益との調整等に関する件	八、鉱業と一般公益との調整等に関する件	七、公害健康被害救済に関する件
八、鉱業と一般公益との調整等に関する件	九、国土行政の基本施策に関する件	八、平成二年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)
運輸委員会	一、海上保安庁の留置施設に関する法律案	九、平成二年度特別会計予算総則第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)
(内閣提出、第百二十回国会閣法第八九号)	二、陸運に関する件	一〇、平成二年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その2)(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)
三、海運に関する件	三、建設行政の基本施策に関する件	一一、平成三年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)
四、航空に関する件	四、都市計画に関する件	一二、平成三年度一般会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)
五、港湾に関する件	五、河川に関する件	一三、平成三年度特別会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)
六、海上保安に関する件	六、道路に関する件	一四、平成二年度政府関係機関決算書
七、観光に関する件	七、住宅に関する件	一五、平成二年度一般会計歳入歳出決算書
八、気象に関する件	八、建築に関する件	一六、平成二年度特別会計歳入歳出決算書
通信委員会	九、国土行政の基本施策に関する件	一七、平成二年度国税収納金整理資金受払計算書
一、通信行政に関する件		一八、平成元年度政府関係機関決算書
二、郵政事業に関する件		一九、平成元年度一般会計歳入歳出決算書
三、郵政監察に関する件		二〇、平成元年度特別会計歳入歳出決算書
四、電気通信に関する件		二一、平成元年度国税収納金整理資金受払計算書
五、平成二年度政府関係機関決算書		二二、平成二年度一般会計歳入歳出決算書
六、平成二年度國有財產無償貸付状況統計書		二三、平成二年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)(第百二十三回国会、内閣提出)
七、平成二年度國有財產無償貸付状況統計書		二四、平成二年度政府関係機関決算書
八、平成二年度國有財產無償貸付状況統計書		二五、平成二年度國有財產の増減及び現況に関する件

<p>官報(号外)</p> <p>一、沖縄県における駐留軍用地等の返還及び助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件</p> <p>二、沖縄及び北方問題に関する件</p> <p>三、その他の議院運営委員会の所管に属する事項</p> <p>四、災害対策特別委員会</p> <p>五、公職選挙法改正に関する調査特別委員会</p> <p>六、公職選挙法の一部を改正する法律案（佐藤觀樹君外六名提出、衆法第九号）</p> <p>七、政治資金規正法の一部を改正する法律案（佐藤觀樹君外六名提出、衆法第一〇号）</p> <p>八、公職選挙法改正に関する件</p> <p>九、石炭対策特別委員会</p> <p>一〇、石炭対策に関する件</p> <p>一一、消費者保護基本法の一部を改正する法律案（倉田栄喜君外四名提出、第百一十回国会衆法第一三号）</p> <p>一二、物価問題等に関する件</p> <p>一三、交通安全対策に関する件</p> <p>一四、沖縄及び北方問題に関する特別委員会</p>
--

一、沖縄県における駐留軍用地等の返還及び助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件

二、沖縄及び北方問題に関する件

三、その他の議院運営委員会の所管に属する事項

四、災害対策特別委員会

五、公職選挙法改正に関する調査特別委員会

六、公職選挙法の一部を改正する法律案（佐藤觀樹君外六名提出、衆法第九号）

七、政治資金規正法の一部を改正する法律案（佐藤觀樹君外六名提出、衆法第一〇号）

八、公職選挙法改正に関する件

九、石炭対策特別委員会

一〇、石炭対策に関する件

一一、消費者保護基本法の一部を改正する法律案（倉田栄喜君外四名提出、第百一十回国会衆法第一三号）

一二、物価問題等に関する件

一三、交通安全対策に関する件

一四、沖縄及び北方問題に関する特別委員会

本日国立国会図書館長から、国立国会図書館法第六条の規定による平成三年度の国立国会図書館の経営及び財政状態の報告を受領した。

「従軍慰安婦」の数は、日本兵三十五人に慰安婦一人で勤員計画がたてられたり、外地に勤員された日本軍は総数で三百二十万人であったことからして八万四千人であった（千田夏光著「従軍慰安婦・正篇」での試算）とか、占領地でかり集めた場合、病気、逃亡による減じた場合の補充等を考えると実数は更に増える（日弁連人権擁護委員会シンポジウム第二部資料「補償処理の課題」などいろいろあるが、いずれにしても相当多数の勤員が行わたることは明らかである。また「従軍慰安婦」の国籍は判明しているだけでも、朝鮮、日本、中国、台湾、フィリピン、インドネシア、オランダ、オーストラリアその他に及んでいる。

政府の行為によってひき起こされる戦争は、戦場で統を持って直接戦わない女性や子供たちに対する過酷な犠牲を強いるものであることは、満蒙開拓団の引揚げや、今まで続く中國残留孤児、同残留婦人などの例でも明らかである。女性なるがゆえにとりわけ過酷な犠牲を強いられたいわゆる「従軍慰安婦」問題については、政府がこれまでひた隠してきたが、元朝鮮人「従軍慰安婦」の証言がきっかけで、日本軍が前線にまで多くの女性を連れ歩き、強制的に売春をさせられた。

本年五月十三日国連人権委員会の現代奴隸問題作業部会は、戦時下に置いて強制的に売春に従事させられた女性についての情報を特別報告官に提供するよう国連事務総長に要請すると明記、この報告を採択し、国連も「従軍慰安婦」の調査に乗り出した。

「従軍慰安婦」をを集め、慰安所を経営したのは日本軍の上層部の判断のみでなく、政府自身が戦争遂行のためとった政策であり、犯罪で言えば正犯であったということではないのか。政府は実行主体としての責任についてどう認識しているか。

1 北支軍參謀長が昭和十三年六月に出した「軍人軍隊の対住民行為に関する注意の件」で、「日本軍人の住民に対する強姦事件によ

り反日感情を醸成しているのでなるべく速やかに性的慰安の設備を整える事が緊要」としている点や、台灣軍司令官の東條英機陸軍大臣宛電報などからもわかるように、「従軍慰安婦」を集め、慰安所を経営したのは日本軍の上層部の判断のみでなく、政府自身が戦争遂行のためとった政策であり、犯罪で言えば正犯であったということではないのか。政府は実行主体としての責任についてどう認識しているか。

2 日本政府は今回の調査により「従軍慰安婦」の存在が確認された国に対し謝罪したとい

うが、その國別に、謝罪した相手の役職名と氏名、謝罪の内容、また謝罪に対する相手方の反応を明らかにされたい。

3 加藤官房長官は今回の調査の結果、強制連行

を裏づける資料はなかったことを強調してい

る。しかし、当時の政府は一九四四年の勅令、

女子挺身勤労令によつて朝鮮の女性を強制的に

戦争に勤員できる法的根拠を整備した。だまさ

れたり強制連行されたりして「従軍慰安婦」にさ

せられた当事者の証言もたくさんある。従つて

「従軍慰安婦」が本人の意志と関係なく強制的に

連行されたことについての調査を真剣に行う必

要がある。

1 強制連行された朝鮮人の実数はいまだに把握されていないが、確認された約十二万六千人の名簿には従軍慰安婦の可能性の高い朝鮮人女性だけの名簿もあった(前掲「補償処理の課題」)。彼女達が「従軍慰安婦」として使用されたのではないかについてなぜ調査しないのか。

2 何人かの元朝鮮人「慰安婦」が勇気を持って自らの体験を語っている。韓国政府の聞き取り調査に元「従軍慰安婦」百五十五人からの申告があつたことについて、加藤官房長官は「大変な気持ちで名乗り出たと思う。その事実を心にしてそういう人たちを受けた心の傷に十分思いを致さなければならない」と述べながら(七月四日付各紙)、彼女の聞き取り調査を行おうとしているのはなぜか。

3 山口県労務報告会下関支部勤員部長の吉田清治氏はその著書「私の戦争犯罪」三一書房刊)で国家総動員体制の下、軍需工場や炭坑に送り出された朝鮮人の中に慰安婦約一千人も含まれていると証言している。かつて従軍慰安婦をかり出した側の担当者からも聞き取り調査を行るべきではないのか。

4 オランダのハーグ公文書館保存の裁判記録によると、ジャワ島のスマランでオランダ人女性を「従軍慰安婦」として強制的に働かせていたことが確認された。この点について政府は資料を入手して調査したと思うが少なくともオランダ人女性については強制的に「従軍慰安婦」にさせたことは否定できないのではないか。

## 1

## 三、補償について

「従軍慰安婦」であった多くの人々は、ある者は命をおとし、運よく助かっても、故郷にも帰れず、健康面でも精神的にも大きな傷を負い、生活も困窮している。日本政府の当然の責任とされたのではないかについてなぜ調査しないのか。

1 韓国人「従軍慰安婦」問題は日韓条約で決着づみとの姿勢をとってきたが、宮澤總理、加藤官房長官、渡辺外相らは「何らかの措置」をとるとの見解を示した。現在どういう方法が検討され、いつまでに具体化されるのか。

2 そのほかの国籍の従軍慰安婦については、どのような補償を考えているのか。

3 日本人「従軍慰安婦」については、日本人「従軍慰安婦」についても、元日本人「従軍慰安婦」からも救済を訴える手紙が寄せられている。日本人については、政府の従来からの主張である「条約で決着すみ」というわけにはいかない。また、強制的に「従軍慰安婦」にしたこと認めない政府も、外国人「従軍慰安婦」に対する見方を云々としているのであるから、元日本人「従軍慰安婦」についても別だということにはならない。実態の把握、補償措置などのように行うのが明らかにされたい。

## 四、今後の調査、資料の保存公開について

1 今まで政府の調査対象には法務省保存資料が入っていないかった。前記のように裁判記録から「従軍慰安婦」の資料が新たに発見されたことを考えると、今後の調査には法務省はもちろんだが、すべての省庁を調査の対象に行ってきたところ、その結果がまとまつたの

## 2 含めるべきではないかと考えるがどうか。

2 政府の調査によって各省庁から発見された「従軍慰安婦」関係の資料を一ヵ所にまとめ、保存し国民の閲覧しやすいようにする措置をとるべきではないか。

3 これまで生々しい戦争資料の保存は、広島平和記念資料館、沖縄県立平和祈念資料館など各県で行われており、また計画中の自治体もある。もし政府が戦争資料の収集・保存を行っていれば今回の件についても調査が容易に進んだことは明らかである。今まで政府自身は戦争資料館を一つも作ってこなかつたがその理由はなぜか。

今後は従来の方針を変えて、戦争関係の資料の発掘保存を行い、侵略戦争を反省し平和のための資料館を建設すべきではないか。

右質問する。

平成四年十一月二十七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

参議院議長 原 文兵衛殿

参議院議員吉川春子君提出従軍慰安婦に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 二の1について

各個人についてその人々がいわゆる従軍慰安婦であったかどうかの調査を行うことは、プライバシーの問題等があり、考えていない。

## 二の2及び3について

政府としては、政府の公的資料に基づいて調査を行ってきていたところであるが、元従軍慰安婦として名のり出た人々や元軍人等の方々から聞き取り調査を行うことについては、一部の方からのみの聞き取り調査は均衡を欠くおそれがあり、他方、全面的な聞き取り調査を行うことはプライバシーの問題にも触れかねないこと、また、仮に関係者から聞き取り調査を行つたとしても、その証言の真偽の判定が極めて困

難であること等の理由から、政府の調査の一環としてこれを行なうことは考えていない。なお、

これらの方々からの証言、情報等は、いろいろな形で公表されており、調査に当たり十分に参考としてきている。

#### 二の4について

オランダ人女性のいわゆる従軍慰安婦に関する裁判記録については、法務省において同省保管の裁判関係資料の調査を行なっているところである。

#### 三の1及び2について

いわゆる従軍慰安婦として辛苦をなめられた方々に対する気持ちをいかなる形で表すことができるのか、各方面の意見も聞きながら誠意をもって検討中である。

#### 三の3について

いわゆる日本人従軍慰安婦については、一の1についてにおいて述べた調査の中でこれに関する資料が発見された場合にはその資料を公表してきているところである。なお、補償については考えていない。

#### 四の1について

今後新たな情報により、他の省庁において関係資料が保管されている可能性があると判断された場合には、必要に応じ調査の対象となる省庁を拡大し調査を進めてまいりたい。なお、御指摘の法務省においては、既に調査を行なっているところである。

#### 四の2について

平成四年七月六日に発表した調査結果については、既に、資料が発見された各省庁及び内閣官房において希望者が閲覧できるようになつて

いる。

#### 四の3について

戦争に関する資料については、関係する省庁等においてそれぞれの方法で保存し、資料の取扱いとして許される範囲内で必要に応じ公開を行なっているところである。

#### 〔参照〕

十二月八日は、会議を開くに至らなかつたが、参照のため議事日程を掲載する。

#### ○議事日程 第四号

平成四年十二月八日(火曜日)  
午前十時開議

第一 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約の締結について承認を求めるの件(第百一十三回国会内閣提出、第百二十五回国会衆議院送付)

第二 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律案(第百二十三回国会内閣提出、第百二十五回国会衆議院送付)

第四 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

第五 現行義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願

第六 青少年の保護に関する法律制定に関する請願

第七 小中学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願

第八 義務教育費国庫負担制度の堅持と教職員

配置改善計画の実施、教員給与の改善に関する請願(二件)

第九 学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願(四件)

第一〇 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願(二件)

第一号中正誤				
ペレ 段 行 誤 正	二 四 八 所得税減税	所得税減税		
二 四 八 所得税減税	六 二 三 貨し渡り	貸し渡り		
六 二 三 貨し渡り	七 三 から 四 対日ソ連	対旧ソ連		
七 三 から 四 対日ソ連	ペレ 段 行 誤 正			
九 二 二 から 二 企業献金との 企業献金の	四 二 二 御理解 平等等	三 二 二 御理解 平等等	二 二 二 御理解 平等等	一 二 二 御理解 平等等